

12-1 菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画 様式・資料編、「菊川市医療救護計画」救護施設一覧表

菊川市医療救護計画（令和5年12月末現在）

（令和5年度修正版）

第1 医療救護計画策定の目的

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、地域住民の生命、健康を守るために、災害時医療救護体制を確立する。

第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

- 1 市は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期すため、市の実情に合わせた医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。
- 2 地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災会による相互扶助体制を確立する。
- 3 この計画は、県下全域での甚大な被害の発生が予想される南海トラフ巨大地震等に対応することを想定して策定するものであるが、風水害等のその他の災害についても、必要に応じて、この計画で定める体制の中で対応する。
- 4 この計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制を活用することとし、小笠医師会、菊川市立総合病院等の全面的な協力を得て策定し、静岡県病院協会等の医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の医療救護計画との連携を図る。
- 5 この計画は、第4次地震被害想定（レベル1）（以下「被害想定」という。）における死傷者数を勘案して策定する。
- 6 医療救護の対象者は、以下のとおりとする。ただし、軽易で家庭救護で対応できる程度の者を除く。
 - (1) 直接災害による負傷者
 - (2) 医療の中断が致命的となる患者
 - (3) 日常的に発生する救急患者
 - (4) 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
- 7 医療救護の対象者を以下のとおり区分する。
 - (1) 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
 - (2) 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
 - (3) 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者
- 8 医療救護施設は、菊川市災害対策本部長が指定する救護所及び救護病院とし、それぞれ施設が機能を分担し、医療救護活動の機能を充分発揮できるよう努める。
- 9 医療救護施設（災害拠点病院を除く。）における医療救護活動は、原則として、各医療救護施設の管理者の指示により行い医療救護活動の終了等は、市災害対策本部長の指示により行うものとする。
- 10 市で対応できない広域的な医療救護活動を行うときは、隣接市町、県及び国の応援を得るも

のとする。

- 11 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度により取り扱う。
- 12 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。
- 13 市は、計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練を、医療関係団体及び医療機関等と定期的に実施することにより、実践的能力を高め、災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

第3 医療救護計画の内容

1 医療救護施設

(1) 救護所

救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者に対する応急処置も行うものとする。

ア 設置及び組織

(ア) 市長は、保健福祉センター及び家庭医療センターを救護所に指定する。

(イ) 救護所の管理者は、健康づくり課長とし、市災害対策本部長の指示により活動する。

(ウ) 救護所の医療体制は、原則として、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、補助者1名をもって医療チームを構成する。

(エ) 市長は、医師、看護師及び救護所運営協力者の配置について、小笠医師会等とあらかじめ協議して定める。

イ 担当業務

(ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け（以下「トリアージ」という。）

(イ) 軽症患者に対する処置。ただし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置

(ウ) 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配

(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 死亡確認及び遺体搬送の手配（死体の検案）

(カ) その他必要な事項

ウ 運営

(ア) 市は、注意情報が発せられた場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

(イ) 医療チームは、注意情報及び警戒宣言の有無にかかわらず発災後直ちに所定の救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。

(ウ) 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り、予備の医療チームを編成するよう配慮する。

(エ) 救護所の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

エ 施設設備

(ア) 救護所の施設は、耐震性が確保されている建築物及び学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

(イ) 救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

a テント

4 方幕付テント

b 医療機器、医薬品等

創傷セット、熱傷セット、骨折セット、蘇生セット、輸液セット

c ベット等

組立式簡易ベット、担架、発電機、トリアージタグ等雑備品

(ウ) 救護所における給食・給水等について避難所に係る措置と併せて行う。

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

ア 設置及び組織

(ア) 市長は、一般病床を有する既存病院で、その病院の地震防災応急計画における対応上、医療救護活動が実施可能な病院として、菊川市立総合病院を救護病院に指定する。

(イ) 組織は、同病院の組織をもって充てる。

(ウ) 市長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

イ 担当業務

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

(ウ) 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配

(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 死亡確認及び遺体搬送の手配（死体の検案）

(カ) その他必要な事項

ウ 運営

(ア) 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等、医療救護活動に関する計画を作成する。

(イ) 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに院内状況及び医療救護活動状況を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）へ入力することにより市長（市地震災害警戒本部、市災害対策本部）に報告（様式332-2）し、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。ただし、EMISが使用できない場合は、市（地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は静岡県医療救護計画の様式332-2（集計様式）により、救護病院の開設被害状況を、健康福祉センター（県災害対策本部の方面本部（以下「県方面本部」という。））を經由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

(ウ) 救護病院は、24時間診療体制とする。

エ 施設設備

- (ア) 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。
- (イ) 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努める。
- (ウ) 医薬品、給食、給水等については、市長が、当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

2 救護体制の状況報告

市長（市地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は、注意情報が発表された場合又は突然発災した場合、静岡県医療救護計画の様式332-1により、救護所等の開設状況を健康福祉センター（県警戒西部方面本部又は県災害対策西部方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。また、市長（市地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は、静岡県医療救護計画の様式332-2（集計様式）により救護病院の開設被害状況を健康福祉センター（県警戒西部方面本部又は県災害対策西部方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

3 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、状況に応じ、医療救護活動に参加できるように、あらかじめ小笠医師会・救護病院・診療所の管理者等と十分に連携を図る。

4 搬送体制

市は、地域の実情に合わせて、搬送区分に応じた搬送体制を整備する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- ア 負傷者を、被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合
- イ 重症患者及び中等症患者を、市内の医療救護施設間で搬送する場合
- ウ 市内の重症患者及び中等症患者を、他市救護病院等又は災害拠点病院へ搬送する場合
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、災害拠点病院又は救護病院などから最寄りのヘリポートまで搬送する場合

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害状況に応じて、次の方法を考慮する。

- ア 人力による方法
- イ 車輦による方法
- ウ ヘリコプター等による方法

(3) 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、市は、必要な車輦、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は菊川市消防本部が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、発災時には、直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部西部方面本部に報告することとする。

(4) その他

市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ死体安置所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。

第4 準備体制

市は、注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

- 1 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- 2 医療救護施設の準備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所等を設置する。
- 3 要救護者の搬送準備を行う。（ヘリポートの準備を含む。）
- 4 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- 5 警戒宣言時においても、緊急を要する患者に対して診察を行う医療機関を住民に対して周知する。

第5 広域計画

1 県計画に基づく体制の整備

市は、独自で対応できない事態を想定し、医療救護活動を円滑に遂行するため、県の広域計画に基づき、体制の整備を図るものとする。

2 県計画の内容

(1) 災害拠点病院の指定

ア 県は、災害拠点病院又は災害拠点精神科病院を指定する。

イ 県は、災害拠点病院の機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。

(2) 広域医療搬送

広域医療搬送とは、大規模災害時の重症患者のうち、県内での治療が困難であって、発災直後から被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで航空機で迅速に搬送し、根治的な治療を行うことである。

広域医療搬送の対象となる重症患者の症状例は、次のとおり。

広域医療搬送対象患者
頭、胸、腹部等に中等度の外傷がある患者
身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
全身に中等度以上の熱傷がある患者

ア 広域搬送拠点

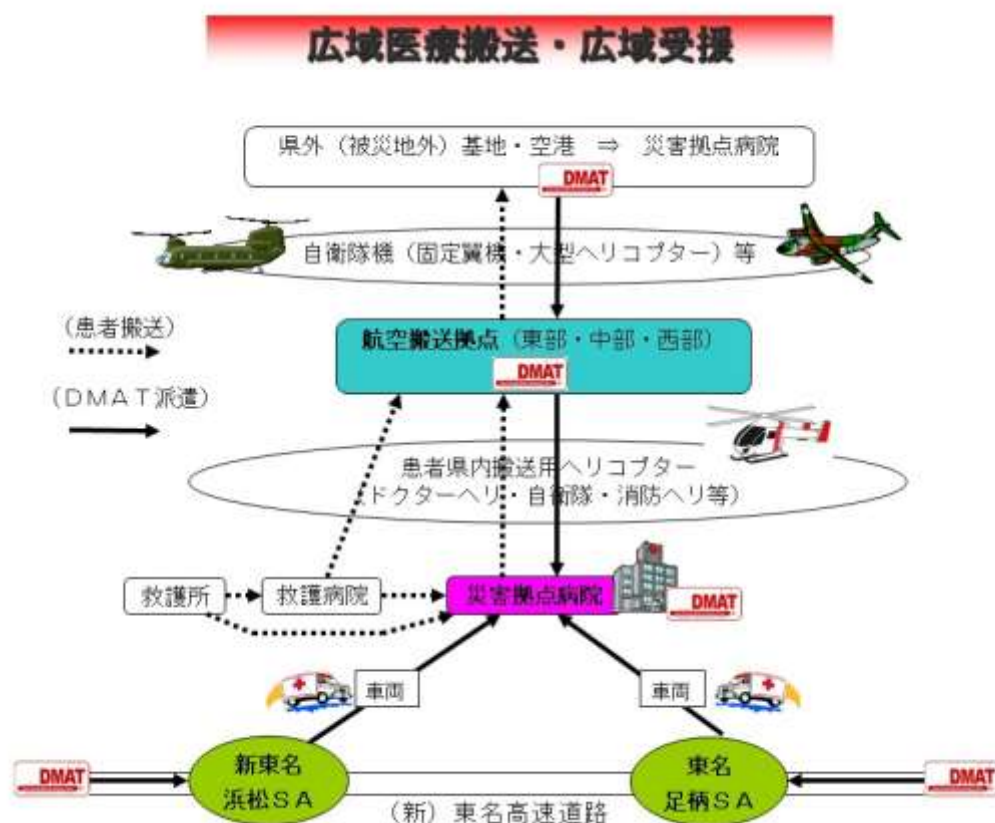
地域	管内	広域搬送拠点
東部	賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園（沼津市）
中部	中部方面本部	静岡空港（牧之原市・島田市）
西部	西部方面本部	航空自衛隊浜松基地（浜松市）

イ SCU※ (Staging care unit) の設置、運営

県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、広域航空搬送拠点にSCUを設置、運営する。

SCUでは、静岡県DMAT調整本部の指揮の下、県外DMATを中心に広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリージを実施する。

※広域搬送拠点臨時医療施設：災害発生時、患者を被災地外へ航空機搬送する際の臨時医療施設。



(3) 広域受援体制

大規模災害時は、非常に多数の負傷者の発生や、医療救護施設及び医療従事者の被災による医療機能の低下により、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れ、県内の医療救護施設だけでは必要な対応ができない事態が想定される。

このため、県は、医療の需給バランスを可及的速やかに回復させるため、医療救護期間区分に応じた広域受援体制を整備し、被災地外から保健医療活動チームを受入れ、県内地域への配置調整を行う。

ア 災害超急性期（発災～48時間）

DMATの受入れ

(7) 県は、国に対する広域医療搬送要請及び被災地外都道府県に対するDMAT派遣要請により、県へのDMAT派遣を要請する。

(イ) DMATは、被災地域での活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び広域医療搬送活動（SCU活動、航空機内の医療活動等）に従事する。

- (ウ) 県DMA T調整本部は、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部を設置し、参集したDMA Tの指揮及び調整等を行う。

D P A T先遣隊の受入れ

- (ア) 県は、国に対する被災地外都道府県に対するD P A T派遣要請により、県へのD P A T派遣を要請する。
- (イ) D P A T先遣隊は、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。
- (ウ) 県D P A T調整本部は、必要に応じてD P A T活動拠点本部を設置し、参集したD P A Tの指揮及び調整等を行う。

イ 災害急性期（3日～1週間）

県は各医療圏において、参集した医療チーム等を円滑に受入れ、適切に配置調整するコーディネート体制を整備する。

ウ 災害亜急性期～中長期（1週間～1ヶ月）

災害亜急性期以降は、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が中心になると想定しており、県は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に医師等医療救護活動の応援を求める。

第6 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

県は県又は市町が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完するため、災害薬事コーディネーターを委嘱する。地域災害薬事コーディネーターは応援薬剤師を受け入れ、必要な場所へ分配するなど救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズの把握を行う。

市は、医療救護に必要な救急用医薬品、医療材料、防疫用薬剤（以下「医薬品等」という。）及び輸血用血液の円滑な供給を図るため、県が作成した「大規模災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル（平成29年3月）」に基づき、次のとおり確保・供給計画を策定する。

1 供給の要請

(1) 医療救護施設

ア 医薬品等が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

- (ア) 医療救護施設（救護所を除く）の管理者は、取引医薬品卸業者に供給を要請する。
- (イ) 救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あつせんを要請する。

イ 輸血用血液

輸血用血液が不足した場合、医療救護施設の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あつせんを要請する。

(2) 市災害対策本部

医療救護施設の管理者及び救護所から要請を受けたときは、次により対応する。

ア 医薬品等

災害薬事コーディネーターを活用し、管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。市町において確保できない場合は、県方面本部に調達・あつせんを請求する。

イ 輸血用血液

県西部方面本部に調達・あっせんを要請する。

2 輸送手段

(1) 市災害対策本部

市において輸送手段が確保できない場合は、県西部方面本部に要請する。

3 薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師が必要となり、市内において薬剤師が確保できない場合は、地域薬剤師会に要請し、県方面本部にその情報を共有する。

4 準備体制

管内の医薬品卸業者等及び地域薬剤師会に対する連絡体制を確保する。

市は、小笠袋井薬剤師会と協定を締結し、災害時に必要な医薬品及び衛生材料等の引き渡しを要請できるようにする。

第7 応援派遣体制

1 県は、県内における大規模事故や風水害などの局地災害や、県外における大規模災害の発生により、広域的な医療救護活動が必要な場合の応援派遣体制を整備する。

2 静岡DMATの設置

県は、「静岡DMAT設置運営要綱」に基づき、静岡DMATを設置し、静岡DMAT指定病院を指定する。

3 応援班の設置

県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、広域的な医療チームの応援派遣を行うことを目的として、県内の病院のうち、災害時に医療チームの応援派遣が可能な病院の管理者に対し、応援班の設置をあらかじめ依頼する。

(1) 応援班の編成

応援班の編成は、原則として、次のとおりとする。

職種	人 数	精神科班
医 師	1 名	1 名
薬 剤 師	1 名	—
看 護 師	2 名	1 名
事 務 職 員	1 名	1 名
計	5 名	3 名

(2) 応援班設置数の基準

応援班は、原則として次の基準に基づき設置する。

常勤医師数	設置数
10人～19人の病院	1 班
20人～29人 〃	2 班
30人以上 〃	3 班

(3) 応援班の活動

応援班は、原則として、出動先の医療救護施設の管理者の指示に基づき医療救護活動を行う。

(4) 応援班の要請

医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、「ふじのくに防災情報共有システム」（以下FUJISAN）という。）に入力することにより応援班の要請を県災害対策本部西部方面本部に要請する。ただし、FUJISANが使用できない場合は、様式103を防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県西部方面本部へ要請を行う。

- 12－1 菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画 様式・資料編、「菊川市医療救護計画」救護施設一覧表

様式・資料 編

様式・資料編 目次

1 様式（大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領

- (1) 様式332-1 救護所等の開設状況
- (2) 様式332-2 救護病院等の開設・被害状況
- (3) 様式332-2（集）救護病院等の開設・被害状況（集）
- (4) 様式103 医療救護班支援要請

2 資料

- 「菊川市医療救護計画」救護施設一覧・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- 負傷者の搬送体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2

「菊川市医療救護計画」救護施設一覧

《救護所》

当初は、菊川地区には「総合保健福祉センター」、小笠地区には「菊川市家庭医療センター」の2箇所の救護所を設置する。

救護所名	所在地	電話番号	FAX番号
総合保健福祉センター	半済1865	37-1111	37-1113
家庭医療センター	赤土1055-1	73-2267	73-5557

《救護病院》

救護病院名	所在地	電話番号	FAX番号
菊川市立総合病院	東横地1632	35-2135	35-4484

《ヘリポート位置》

番号	所在ヘリポート名	所在地	施設 管理者	電話番号	機種別	広さ 巾×長さ(m)
1	菊川運動公園ヘリポート1 (ローンゲーム場)	西方898	市長	35-2111	小型	50×50
2	菊川運動公園ヘリポート2 (陸上競技場)	西方898	市長	〃	大型	100×177
3	消防防災ヘリポート	東横地385	市長	35-0119	中型	20×20
4	岳洋中学校グラウンド	下平川5430	校長	73-2400	大型	80×140
5	小笠北小学校グラウンド	嶺田59	校長	73-2054	中型	80×120
6	小笠南小学校グラウンド	高橋3503	校長	73-2220	中型	60×110
7	小笠東小学校グラウンド	川上1348-2	校長	73-2050	中型	75×110
8	おがさセントラルパーク	下平川1676-1	市長	35-2111	中型	55×75
9	小笠グラウンドゴルフ場	下平川531-11	市長	35-2111	中型	77×75

《災害拠点病院》

地 域	病 院 名	電話番号
中 東 遠 2 病院	中東遠総合医療センター	0537-21-5555
	磐田市立総合病院	0538-38-5000

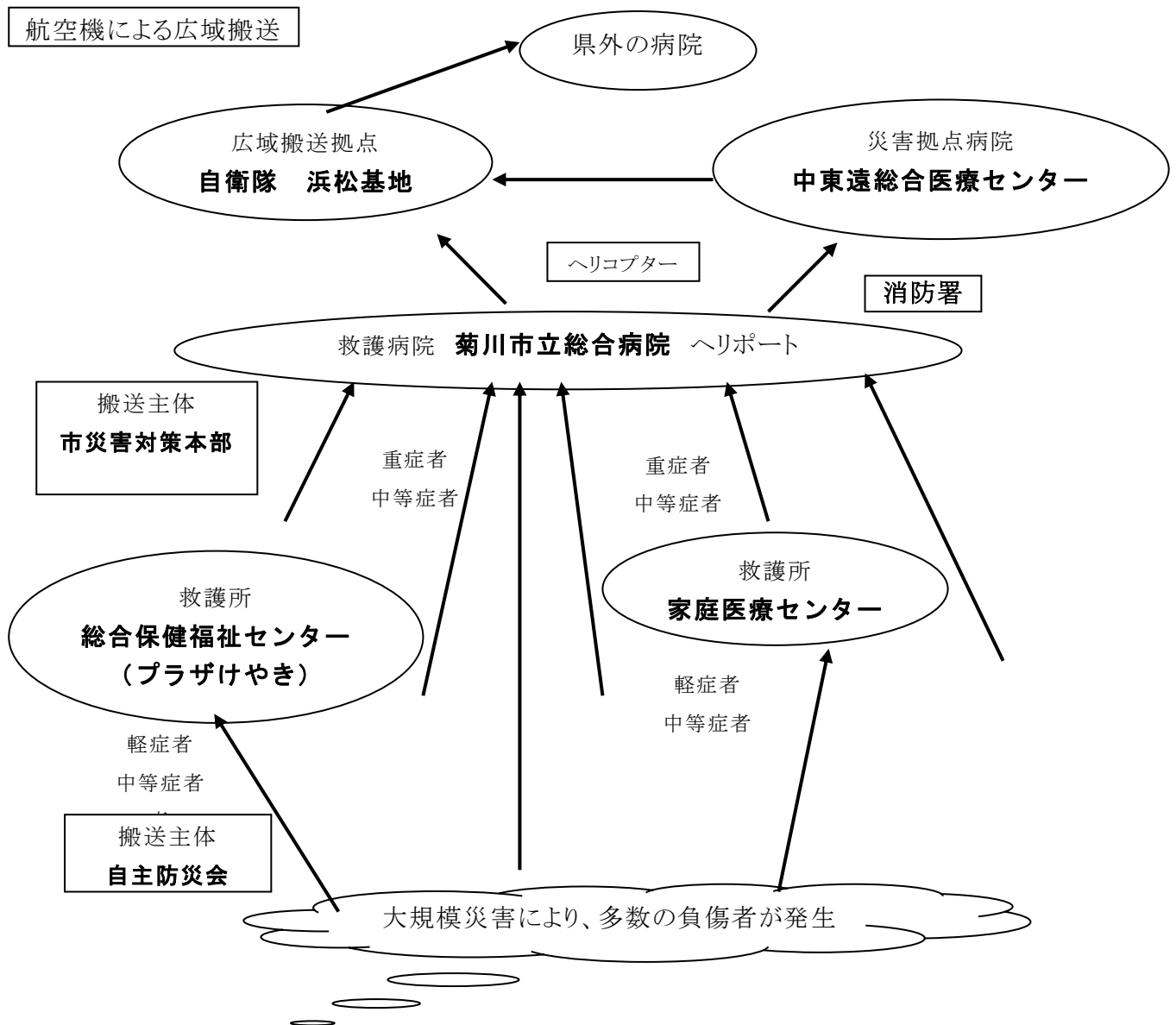
《医薬品備蓄センター》

管轄保健所	備蓄センター名	所在地	電話番号	主な管轄地域
西部保健所 (掛川支所)	東遠地区	掛川市板沢 1941-9、1941-17	22-3261	掛川市、菊川市 御前崎市

《血液センター》

名 称	所 在 地	電話番号
静岡県浜松赤十字血液センター	浜松市東区中里町1013	053-421-3151

負傷者の搬送体制



様式332-1 救護所等の開設状況

報告日時： 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名：

救護所等→市町本部→県方面本部健康福祉班→県本部健康福祉部医療救護班（地域医療課）
 とりまとめ→県本部指令部（統括班）
 ↓
 県本部指令部（情報G）

1 救護施設等開設状況

	救護所	その他	備考
開設済数	箇所	箇所	

2 県方面本部健康福祉班記入欄

(1) 報告日時： 年 月 日 時 分

(2) 健康福祉班名：

(3) 報告者：

市町名	救護所	その他	備考

【処理欄】医療ネットしずおか入力：

報告組織・担当者名：

1 病院名：

(1) 救護病院等の連絡先 電話：

FAX:

(1) 救護活動の可・不可 要(可)・否(不可)

(2) 緊急連絡要請： 要 (可) ・ 否 (不可)

(3) 診療可否： 要(可)・否(不可)

5 職員の状況（該当する箇所に○印を記入）

6 建物の状況（該当する箇所の摘要欄に○印を記入）

7 ライフライン等（電気、ガス、水、空調）の状況（該当する箇所に○印を記入）

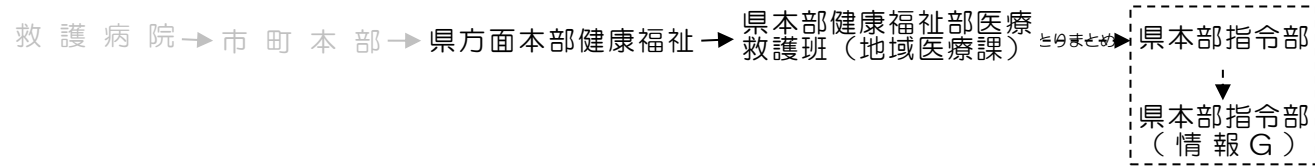
8 空床状況

備考（その他、補足する情報がある場合には記入下さい。）

他の医療機関への応援活動の可否を必ず記入すること。

様式332-2(集) 救護病院等の開設・被害状況（集）

【処理欄】医療ネットしずおか入力：



報告日時： 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：

区分 (※ 1)	病院名	救助活動の 可・不可(※2)			手術機能等の状況 (※3)				職員の状況(※3)					建物 の状況 (※4)	ライフライン等(※5)									空床状況		
		救助活動の 可・ 不可	緊急 連絡 要請	診療 可否	手術 機能	検査 機能	病棟 機能	給食 機能	医師	薬剤 師	看護 師	技師	その他職		電気 系統	水	ガス 系統	自動車 交通可否	空調	自家 発電 燃料	電話 系統	プロ パン ガス	徒歩 交通可否	その他	一般 病床 数	空床 数

※区分欄、患者受入の可否欄、施設内被害状況欄は、該当番号を記入

※1：区分：①救護病院、②精神科病院

※2：救助活動の可・不可：①要（可）、②否（不可）

※3：手術機能等の状況及び職員の状況：①ほぼ計画どおり、②一部対応不能、③全く対応不能

※4：建物の状況：①ほとんど影響がない、②一部対応不能、③全く対応不能

※5：ライフライン等（電気、ガス、水、空調）の状況：①正常、②使用不可

リスト：

①	： 救護病院	①	： 要（可）	①	： ほぼ計画どおり可能	①	ほと①	： 正常
②	： 精神科病院	②	： 否（不可）	②	： 一部対応不能	②	一部②	： 使用不可
				③	： 全く対応不能	③	全く③	： 対応不能

様式103 医療救護班支援要請

【処理欄】FUJISAN入力：
GIS入力：

報告日時： 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：

市 町 本 部 → 県方面本部指令班 → 県方面本部健康福祉 → 県本部健康福祉部医療救護班
(地域医療課・障害福祉課) → 県本部指令部

- 1 要請番号：
- 2 要請元：
- 3 派遣場所：
- 4 所在地：
- 5 ヘリポート情報
 - (1) 名称：
 - (2) 所在地：
- 6 要請内容

外科系 医師	内科小児 科系医師	産婦人科 系医師	歯科医師	精神科系 医師	薬剤師	看護師	精神保健 福祉士	事務 職	運 転 手

備考（説明及び連絡を要すると思われる事項を記入下さい。）

[回答欄]

外科系 医師	内科小児 科系医師	産婦人科 系医師	歯科医師	精神科系 医師	薬剤師	看護師	精神保健 福祉士	事務 職	運 転 手

派遣手段	ヘリ： ドクヘリ 民間 自衛隊 消防 その他 機種番号（ ）
	車両： バス タクシー その他 車両番号（ ）
到着予定時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

- ※ 方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町へ回答する。
- ※ 方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

菊川市地震災害時給水対策計画

令和6年12月末現在

菊川市生活環境部水道課

目 次

I	総論	P	2
1	目的及び基本方針	P	2
2	給水対象地域	P	2
3	用語の定義	P	2
4	水道施設の被害想定	P	3
II	平常時対策	P	6
1	応急体制組織と業務の検討	P	6
2	関係機関との連携	P	13
3	応急対策資料の準備	P	14
4	被害想定と応援依頼	P	15
5	職員に対する教育及び訓練	P	16
6	市民に対する教育及び訓練	P	16
III	地震防災施設整備計画	P	17
IV	地震防災応急対策	P	17
	【注意情報発令時】		
1	防災体制の確保	P	17
2	応急対策準備の内容・担当業務	P	17
	【警戒宣言発令時】		
3	防災体制の確保	P	18
4	応急対策準備の内容・担当業務	P	19
V	災害応急対策	P	20
1	応急対策	P	20
2	応急対策の確立・応急給水・応急復旧	P	20

I 総 論

1 目的及び基本方針

この計画は、東海・東南海・南海地震が発生し、本市の水道施設が被害を受けた場合に、応急給水対策を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものであり、また、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく地震対策強化計画の中の給水対策を具体化したものであり、菊川市民が必要とする最低限の水を確保することを目的とする。

2 給水対象地域

本給水対策計画の対象とする区域は、本市の行政区域全域とする。

3 用語の定義

本給水対策計画書で使用している用語の定義を表-1.3.1 に示す。

表-1.3.1 用語の定義

区 分	用 語	定 義
対 策 本 部	地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、地震防災計画に基づいて設置される地震災害警戒のための対策本部
	災害対策本部	災害が発生あるいは発生の恐れがある場合、地震防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部
	合議機関	発災直後から水道給水対策本部が設置されるまでの間、被災水道事業体及び先遣調査隊や情報連絡調整担当水道事業体からの派遣者等で構成される、応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う機関
	水道給水対策本部	被災事業体に設置され、一般行政部局の災害対策本部との情報連絡調整の窓口、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う、現地の統括機関
	水道協会 救援本部	震度 5（強）以上の地震等の発生をうけ、被災水道事業体の属する地方支部長等との協議により、大規模な支援が必要と判断された場合に、発災後 2 4 時間以内に日本水道協会に設置され、被災情報の集約や国・関係団体等との連絡調整等を行う機関
水 道 事 業 体	被災水道事業体	地震により水道施設に被害を受けた水道事業体
	応援水道事業体	被災事業体に対して応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業体
	情報連絡調整担当 水道事業体	発災直後は、被災水道事業体が自ら被害情報や応援要請を発信することが困難なため、被災水道事業体に赴き、被害情報を集約し、連絡等の一元化を図り、被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う水道事業体
	先遣調査隊	日本水道協会救援本部が、震度 6（強）以上の地震が発生した場合等において、応急給水や応急復旧等に必要情報を収集する目的で、被災水道事業体に対して派遣する調査隊
	中継水道事業体	遠方からの応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供するとともに、広域災害等で被災地の情報が明確でなく、応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体
	支援拠点水道事業体	被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や、物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保等の補助、情報連絡の補助を行う事業体

区分	用語	定義
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための地震発生に備えた事前準備対策
	地震防災施設整備計画	水道施設の耐震化（ハード対策）等のための地震発生に備えた事前準備対策
	地震災害応急対策	注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでの間又は警戒宣言解除宣言が出される間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織を業務、関係機関との連携等の事前準備対策
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる体制
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水、断水状態を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水用車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧） 被害状況の把握、緊急処置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮設管等の仮設施設の本格復旧、地下漏水の調査・修繕等の恒久復旧を実施する
	給水基地	応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水地や配水池等
	応急給水拠点	避難場所や病院など事前に設定された地点、及び仮設水槽等を設置した地点
	給水基地場所	応急給水拠点と巡回給水方式による巡回場所

4 水道施設の被害想定

この計画における地震災害は駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する、東海・東南海・南海地震（マグニチュード 8.0～8.7）とし、想定分布は、静岡県において平成 25 年 11 月に発表された「第 4 次地震被害想定結果」を参考とし、静岡県地域防災計画（地震対策編）に準じ次のとおり想定する。

- (ア) 地震の規模 マグニチュード 8.0～8.7（レベル 1）
- (イ) 震源域 駿河トラフ・南海トラフ
- (ウ) 菊川市の震度 震度 6 弱～7

(1) 自己水源施設

取水施設は浅層地下水・湖沼水を水源としており、地盤の変化に伴い若干の損傷はあっても、大きな被害はないものと考えられるが、地下水については一時的に原水の濁りが発生するものと思われる。なお、水源は表-1.4.1 のとおりである。

表-1.4.1 自己水源

No	水源名	種別	取水能力	所在地
1	富田第 1 水源	浅井戸	550 m ³ /日	富田 86-1
2	富田第 2 水源	浅井戸	550 m ³ /日	富田 599-4
3	富田第 3 水源	浅井戸	530 m ³ /日	富田 37-1
4	公文名水源	湖沼水	1,100 m ³ /日	西方 6742-1

(2) 受水施設

静岡県大井川広域水道企業団では、一級河川大井川水系川根本町の長島ダムの水を川口取水口から導水トンネルにより島田市相賀浄水場まで導水し、そこで浄化した水道水を増圧ポンプにより各調整槽に送水し、各市の受水槽へそれぞれ自然流下により送水しており、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

大井川広域水道企業団第1・2調整槽より倉沢・牛渕・丹野・牧之原・丹野原配水池へ、大井川広域水道企業団第3調整槽より広域小笠受水槽への管路に被害がない場合は、受水は止まらない。受水年次計画は表-1.4.2のとおりである。

表-1.4.2 受水年次計画 (単位：m³/日)

No	受水点	実 績					計 画		
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
1	牛渕	8,256	8,478	8,400	8,424	8,359	8,815	8,815	8,815
2	倉沢	3,026	2,988	2,982	2,969	3,360	2,832	2,832	2,832
3	小笠	3,605	3,710	3,611	3,621	3,792	3,480	3,480	3,480
4	丹野	2,705	2,742	2,750	2,726	2,479	2,654	2,654	2,654
5	牧之原	285	327	348	341	331	374	374	374
6	丹野原	78	69	70	70	72	72	72	72
合計		17,955	18,314	18,161	18,151	18,393	18,227	18,227	18,227

(3) 浄水施設

公文名浄水場は、耐震化が図られているため被害は少ないと思われる。また、浄水場には非常用発電機を設置していることから、施設に甚大な被害がない限り運転が可能である。浄水施設は表-1.4.3のとおりである。

表-1.4.3 浄水施設

浄水場名	浄水施設	処理能力	所在地
公文名浄水場	傾斜板式沈澱池	4,000 m ³ /日	西方 6554-1
	急速濾過地	4,000 m ³ /日	
	除鉄・除マンガン装置	3,000 m ³ /日	

(4) 導・送水管

導水管については、公文名水源より公文名浄水場（φ350mm延長536m）、富田水源より公文名浄水場（φ150mm延長157m、φ200mm延長3,660m）は、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

送水管については、広域小笠受水槽より小笠配水池（φ200mm延長447m）、牛渕配水池より八王子水池（φ450mm延長1,265m、φ400mm延長635m）及び公文名浄水場から潮海寺配水池（φ250mm延長171m）は、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

(5) 滅菌設備

一定の耐震対策は施してあり、深刻な被害は比較的少ないと思われるが、注入設備及び配管系統に一部破損が生ずる可能性がある。

(6) 機械設備（揚水ポンプ）

一定の耐震対策は施してあり、深刻な被害は比較的少ないと思われるが、ポンプ廻りの配管継手部分の折損等が予想される。

(7) 電気設備

比較的安全であるものの、注意は必要である。

(8) 配水池及び緊急遮断弁

全ての配水池は耐震構造となっており、緊急遮断弁は設定遮断方法により作動し貯水量は確保できるものと思われる。配水池施設確保貯水量については表-1.4.4 である。

緊急遮断弁の設置状況については表-1.4.5 のとおりである。

表-1.4.4 配水池施設確保貯水量

No	配水池	構造	地盤	所在地	貯水能力	平均確保貯水量	備考
1	牛渕配水池	PC	Ⅱ種	牛渕 1557-3	5,000 m ³	3,000 m ³	H=107.50 L=100.00
2	八王子配水池	PC	Ⅱ種	半済 2870-6	5,000 m ³	3,000 m ³	H=86.75 L=79.05
3	倉沢配水池	PC	Ⅱ種	倉沢 669-1	3,000 m ³	1,800 m ³	H=113.50 L=106.00
4	潮海寺配水池	PC	Ⅱ種	潮海寺 353-3	3,000 m ³	1,800 m ³	H=86.75 L=79.05
5	小笠広域受水槽	PC	Ⅱ種	高橋 504-11	3,000 m ³	1,800 m ³	H=90.80 L=82.80
6	小笠配水池	PC	Ⅱ種	高橋 907	3,500 m ³	2,100 m ³	H=74.30 L=65.00
7	丹野配水池	SUS	Ⅱ種	丹野 934-4	3,500 m ³	2,100 m ³	H=74.30 L=64.30
8	牧之原配水池	SUS	Ⅱ種	牛渕 2132-18	510 m ³	310 m ³	H=173.50 L=167.50
9	丹野原配水池	PC SUS	Ⅱ種	丹野 1019-41	360 m ³	220 m ³	H=152.80 L=149.80
合 計					26,870 m ³	16,130 m ³	

表-1.4.5 緊急遮断弁設置状況

No	配水池	遮断条件	震度設定 (Gal)		遮断開度設定	設定流量	過流量設定	開度設定
			第 1	第 2				
1	牛渕配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,200 m ³ /h	2 秒間継続	全閉
2	八王子配水池	震度	150		全閉	—	—	全閉
3	倉沢配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	800 m ³ /h	—	全閉
4	潮海寺配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,200 m ³ /h	—	全閉
5	小笠広域受水槽	過流速・震度	150	200	第 2 設定で全閉	600 m ³ /h	—	全閉
6	小笠配水池	過流速・震度	150	200	第 2 設定で全閉	600 m ³ /h	—	全閉
7	丹野配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,000 m ³ /h	5 秒間継続	全閉
8	牧之原配水池	未設置						
9	丹野原配水池	未設置						

(9) 配水管

上水道の配水管延長は、令和 5 年度末現在約 363,271m で、ダクタイル鋳鉄管 186,065m (51.2%)、鋳鉄管 560m (0.2%)、ポリエチレン管 43,512m (12%)、ステンレス管 906m (0.2%)、鋼管 1,585m (0.4%)、硬質塩化ビニール管 130,523m (35.9%)、その他 120m (0.1%) で、耐震化率は 79% となっている。

そのうち、菊川地区南部及び小笠地区全域のほとんどが軟弱地盤地域に埋設されているため、硬質塩化ビニール管の折損または継手部の離脱や破損による甚大な被害が予想されてい

る。また、菊川地区においては、大部分がダクト埋設管及び耐震性ポリエチレン管で埋設されており、それほど甚大な被害はないと考えられる。

なお、県の被害想定では、3.68 件/kmとしており、約 1,300 箇所の被害が想定される。

(10) 断水世帯と断水人口予想

発災直後からの断水状況は、第 1 節 4 (1) から (9)「水道施設の被害想定」等から推計した結果及び県の断水率想定に基づき想定した結果については、表-1.4.6 のとおりと推定する。

表-1.4.6 断水状況の時系列的推移

《令和 6 年 3 月 31 日現在給水世帯：20,088 世帯・給水人口：46,652 人》※外国人含む

レベル 1	断水率 ※1	断水影響予想		レベル 2	断水率	断水影響予想	
		世帯 (戸)	人口 (人)			世帯 (戸)	人口 (人)
発災直後	99%	19,887	46,185	発災直後	100%	20,088	46,652
1 日後	99%	19,887	46,185	1 日後	99%	19,887	46,185
1 週間後	72%	14,463	33,589	1 週間後	81%	16,271	37,788
1 か月後	4%	804	1,866	1 か月後	39%	7,834	18,194

※1：断水率は「静岡県第 4 次地震被害想定」より

II 平常時対策

地震発生時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に事前に検討しておくべき応急対策や防災思想の普及・防災訓練等について定める。

平常時対策は、「1 応急体制組織と業務の検討【注意情報発令時】、【警戒宣言発令時】、【発災時】」、「2 関係機関との連携」、「3 応急対策資料の準備」、「4 被害想定と応援依頼の検討」、「5 職員に対する教育及び訓練」、「6 市民に対する広報及び訓練」により構成する。なお、応急体制組織、関係機関や応急対策資料等については、適宜更新していくものとする。

1 応急体制組織と業務の検討

平常時に事前に検討しておくべき、「地震防災応急対策」の際の【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】における地震災害警戒本部水道班の組織・業務及び「災害応急対策」における地震災害対策本部水道班の組織・業務について検討を行う。

【注意情報発令時】に実施すべき事項として、水道施設の復旧は管路図面等の万全の準備がその後の早急な復旧に寄与することから水道課内の組織準備、施設の稼働状況の確認や図面等の準備を行い、市民生活に対してもできるだけ影響を及ぼさないものであることとする。

なお、地域防災計画の上で【注意情報発表時】に「必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備を行うこと」とされていることから、地震災害警戒本部水道班の設置準備についても検討する。

【注意情報発表時】

(1) 初動体制の確立

注意情報発表時の職員の参集基準は、市防災計画における配備態勢とその基準に基づくものとする。なお、参集基準は表-2.1.1 に示す。

表-2.1.1 配備態勢及び基準

区 分	配 備 基 準
第 2 次事前配備態勢	気象庁が、東海地域の地震、地殻活動に関する「調査情報（臨時）」を発表し、異常変化が継続している中で、市長が必要であると認めたとき
第 3 次事前配備態勢	注意情報が発表されたとき又は市長が必要であると認めたとき

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

(ア) 地震災害警戒本部水道班の設置準備

注意情報発表時には、地震災害警戒本部水道班の設置を準備する。なお、地震災害警戒本部水道班において次のことについて検討する。

- ・あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等
- ・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- ・その他震災時の応急対策に必要な事項

(イ) 水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

(ウ) 各係の担当業務

初動体制の円滑化及び水道施設の保全を図るため、基本的な業務内容と役割は次のとおりとする。

1) 庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保の準備を行う。

(情報連絡)

- ・他係及び関係機関との連絡調整
- ・地震災害関係情報（道路状況等）の確認
- ・水道施設の運転状況、応急給水・復旧計画の確認
- ・県等への運営状況報告
- ・市民への緊急貯水の呼びかけ
- ・広報、苦情処理等

(応援要請・物資等確保の準備)

- ・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保準備
- ・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請の準備
- ・物資等の確保の準備（食糧、医薬品、救援物資等）

2) 応急給水係

応急給水係は、あらかじめ作成した想定地震の際の応急給水計画を準備し、応急給水の準備を行う。

(応急給水資機材等の準備)

- ・給水車の準備と車載品の確認
- ・車載用 2 m³アルミタンク用車両の手配及び給水機器の確保及び機器の点検
- ・必要資機材及び燃料等の確保、手配
- ・車載用 2 m³アルミタンク及び応急給水用ポリタンク・ポリ袋等の洗浄及び水道水の確保
- ・その他必要な事項の業務

3) 復旧係

復旧係は、管路復旧については、あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧計画を準備し、応急復旧の準備を行う。

また、浄水場については、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民の緊急貯水による給水量の増加対応を行うとともに配水池の貯水量の確保を行う。

(管路復旧資機材の準備)

- ・基幹管路、配水支管、給水管の応急復旧用資機材等の確保の準備
- ・作業用車両等の確保の準備

(緊急貯水対応、資機材の点検)

- ・水源、浄水場の確認・点検
- ・市民の緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水確保
- ・緊急遮断弁の作動確認
- ・水質管理を強化し、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上にする。
- ・その他必要な事項の業務を行う。

(エ) 緊急貯水に必要な水道施設の操作マニュアル

- 1) 公文名浄水場に操作職員を常駐化
- 2) 予備ポンプを点検し、ポンプの自動運転から手動運転に切り替えフル運転を行う。
- 3) 予備滅菌薬品注入設備の点検
- 4) 次亜塩素酸ナトリウム、PAC の残量の確認
- 5) 自家用発電装置の点検
- 6) 燃料の確保
- 7) 各配水池の水位を確認し、貯水量を確保
- 8) 静岡県大井川広域水道企業団からの受水状況を確認
- 9) 水道施設全般の状況を明確に管理日誌に記載し、本部・水道班長に報告

(オ) 情報連絡体制

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

表-2.1.2 情報連絡系統図

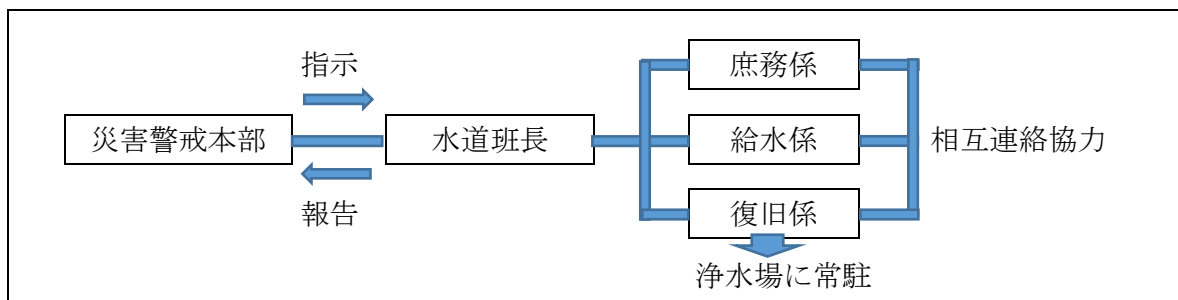


表-2.1.3 日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制図

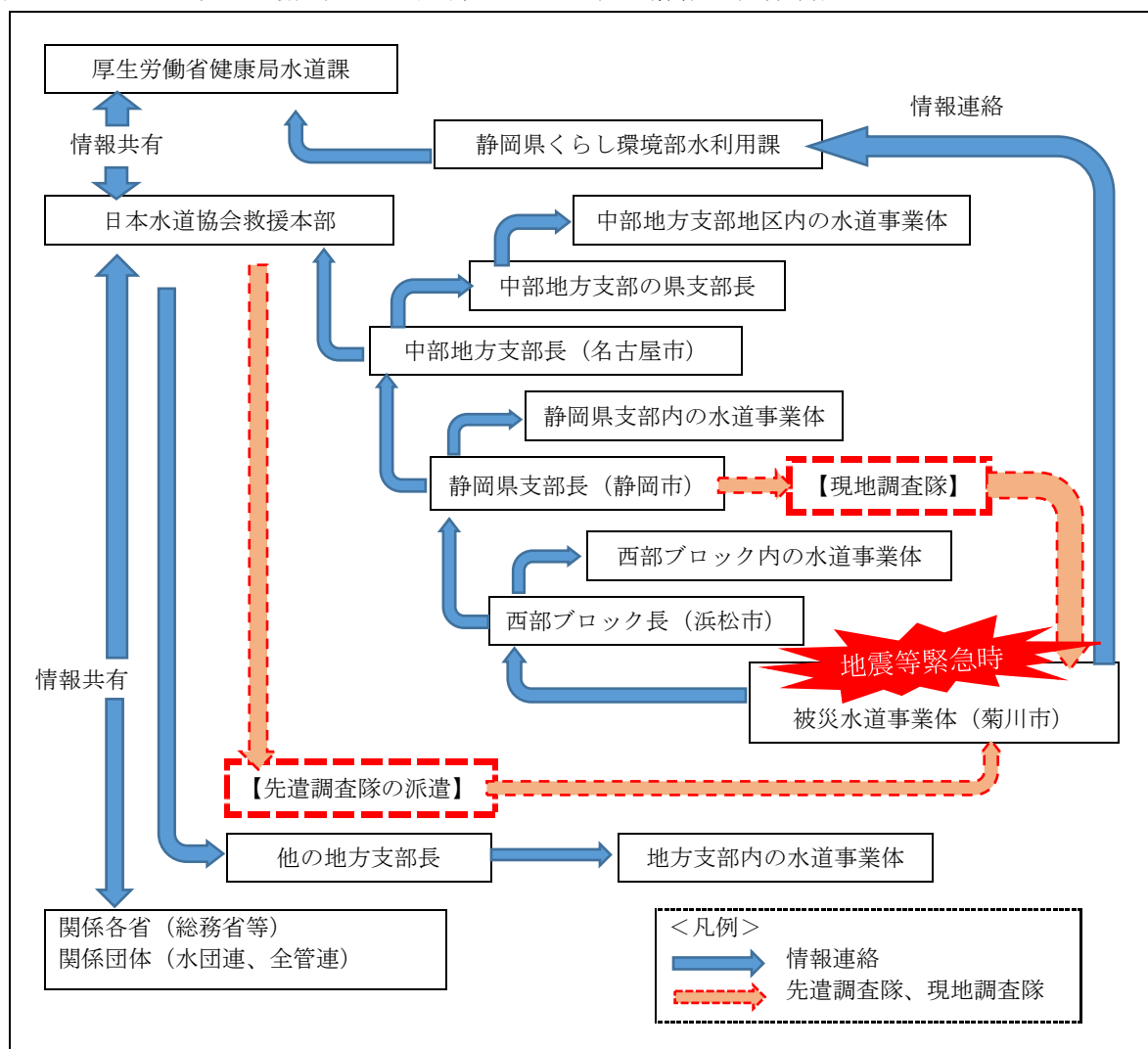
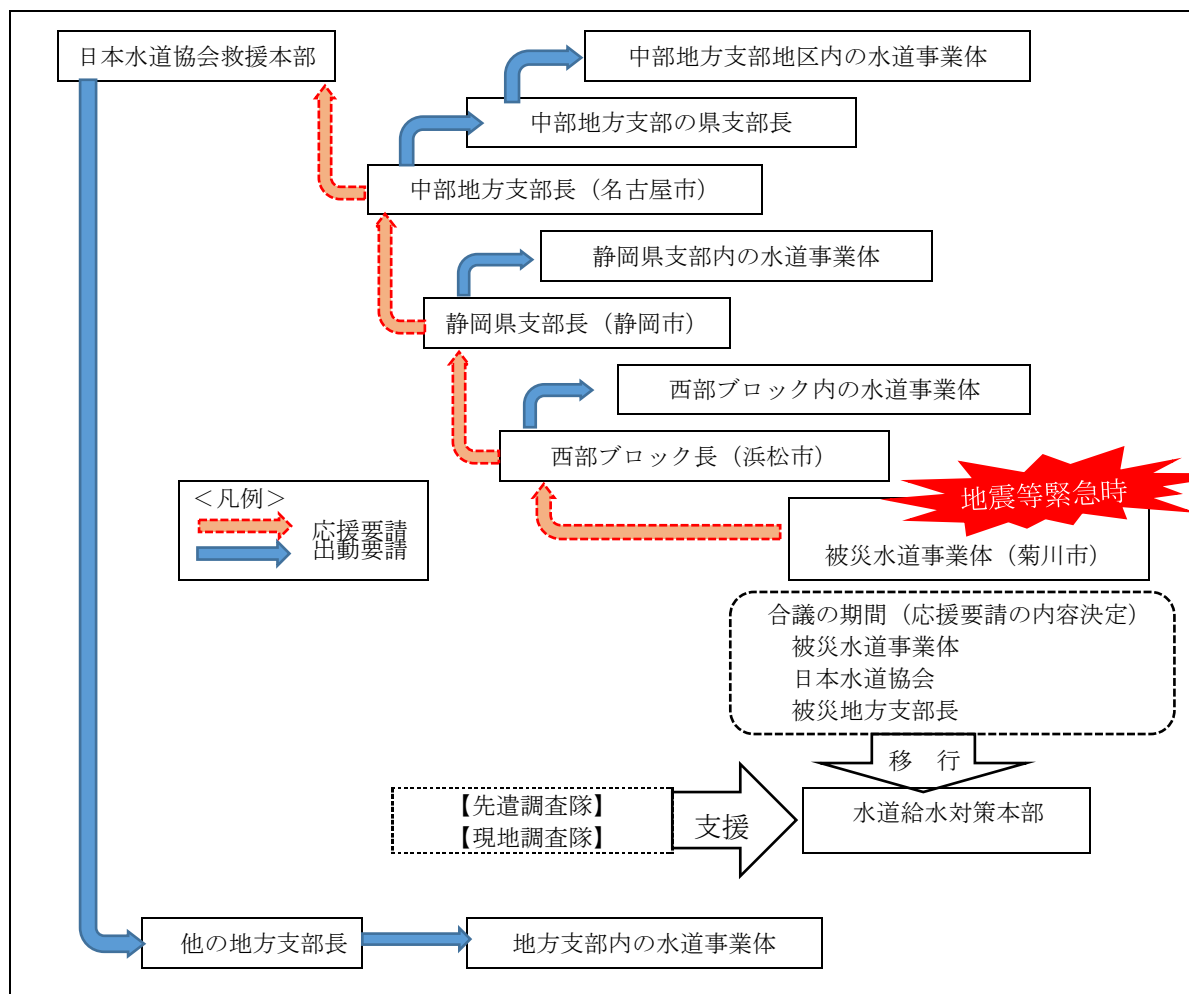


表-2.1.4 日本水道協会の地方支部を拠点とする応援要請の流れ



【警戒宣言発令時】

（１）初動体制の確立

警戒宣言発令時は、市地域防災計画における配備態勢とその基準に基づき直ちに参集する。

（２）応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

（ア）地震災害警戒本部水道班の設置

警戒宣言発令時には、地震災害警戒本部水道班の設置する。なお、地震災害警戒本部水道班において次のことについて検討する。

- ・あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等
- ・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- ・その他震災時の応急対策に必要な事項

（イ）水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

（ウ）各係の担当業務

水道班応急対策係の基本的な業務内容と役割は次のとおりとする。

１）庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保の準備を行う。

（情報連絡）

- ・他係及び関係機関との連絡調整
- ・地震災害関係情報（道路状況等）の確認

- ・水道施設の運転状況、応急給水・復旧計画の確認
- ・県等への運営状況報告
- ・市民への緊急貯水の呼びかけ
- ・広報、苦情処理等

(応援要請・物資等確保の準備)

- ・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保
- ・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請の準備
- ・物資等の確保の準備（食糧、医薬品、救援物資等）

2) 応急給水係

応急給水係は、あらかじめ作成した想定地震の際の応急給水計画を準備し、応急給水の準備を行う。

(応急給水資機材等の準備)

- ・給水車の準備と車載品の確認
- ・車載用 2 m³アルミタンク用車両の手配及び給水機器の確保及び機器の点検
- ・必要資機材及び燃料等の確保、手配
- ・車載用 2 m³アルミタンク及び応急給水用ポリタンク・ポリ袋等の洗浄及び水道水の確保
- ・その他必要な事項の業務

3) 復旧係

復旧係は、管路復旧については、あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧計画を準備し、応急復旧の準備を行う。

また、浄水場については、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民の緊急貯水による給水量の増加対応を行うとともに配水池の貯水量の確保を行う。

(管路復旧資機材の準備)

- ・基幹管路、配水支管、給水管の応急復旧用資機材等の確保の準備
- ・作業用車両等の確保の準備

(緊急貯水対応、資機材の点検)

- ・水源、浄水場の確認・点検
- ・市民の緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水確保
- ・緊急遮断弁の作動確認
- ・水質管理を強化し、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上にする。
- ・その他必要な事項の業務を行う。

(エ) 緊急貯水に必要な水道施設の操作マニュアル

- 1) 公文名浄水場に操作職員を常駐化
- 2) 予備ポンプを点検し、ポンプの自動運転から手動運転に切り替えフル運転を行う。
- 3) 予備滅菌薬品注入設備の点検
- 4) 次亜塩素酸ナトリウム、PAC の残量の確認
- 5) 自家用発電装置の点検
- 6) 燃料の確保
- 7) 各配水池の水位を確認し、貯水量を確保
- 8) 静岡県大井川広域水道企業団からの受水状況を確認
- 9) 水道施設全般の状況を明確に管理日誌に記載し、本部・水道班長に報告

(オ) 情報連絡体制

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

【発災時】

(1) 初動体制の確立

震災時の職員の参集基準は、市防災計画における配備態勢とその基準に基づくものとする

る。なお、参集基準は表-2.1.5 に示す。

なお、勤務時間外に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、職員は身の周りの安全を確保して、定められた場所に自主参集することを基本とする。

表-2.1.5 配備態勢及び基準

区分	配備基準	配備要員
第 2 次配備態勢	震度 5 弱の地震を観測し、気象庁が発表したとき	全員
第 3 次配備態勢	震度 5 強の地震を観測し、気象庁が発表したとき	全員

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

(ア) 地震災害対策本部水道班の設置

震災時には、地震災害対策本部水道班を設置する。なお、地震災害対策本部水道班において次のことについて検討する。

- ・水道施設の被害状況を把握し、想定地震の被害と比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等
- ・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- ・その他震災時の応急対策に必要な事項

(イ) 水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

(ウ) 各係の担当業務

水道班応急対策の基本的な業務内容と役割は次のとおりとする

1) 庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保を行う。

(情報連絡)

- ・他係及び関係機関との連絡調整
- ・地震災害関係情報（道路状況・復旧状況等）の確認
- ・水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認
- ・県等への状況報告
- ・広報、苦情処理等

(応援要請・物資等確保)

- ・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保
- ・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請と配備
- ・宿舎・駐車場・給油所・車両整備所の確保
- ・物資等の確保（食糧、医薬品、救援物資等）
- ・応援者・職員に対する用務（依頼受付と処理）

2) 応急給水係

応急給水係は、断水状況等を把握して、応急給水計画を策定し、給水車両等を用いて応急給水を行う。

(応援給水)

- ・給水車の準備
- ・給水拠点から車載用 2 m³アルミタンク等により応急給水用ポリタンク等への応急給水活動
- ・給水を必要とする地区の調査、確認
- ・災害対策本部・水道班長に報告及び現場記録写真の撮影
- ・その他必要な事項の業務を行う

3) 復旧係

復旧係は、管路復旧及び浄水施設等について、被害状況の把握と緊急措置を行い、

応急復旧計画を策定し応急復旧を行う。

(取・送水施設の被害調査)

- ・公文名浄水場の点検確認及び操作
- ・各水源、配水池等の総点検及び確認
- ・緊急遮断弁作動公文名浄水場の点検確認及び操作
- ・停電の有無と復電の見込みの確認
- ・災害対策本部・水道班長への報告
- ・その他必要な事項の業務を行う

(送・配水管の被害調査)

- ・発時、導・送・配水管等の被害状況調査及び現場写真撮影
- ・災害対策本部・水道班長への報告
- ・応急給水の優先順位及び応急拠点給水路線の検討
- ・仮設配管の布設をするための復旧道路指定を道路管理者と協議

(復旧資機材の準備)

- ・資材業者及び水道工事店の在庫材の確保要請
- ・復旧工事用の機械等の手配

(復旧作業)

- ・上下水道組合に対し協力要請
- ・災害対策本部・水道班長の指示に基づき作業を開始
- ・応急給水拠点（仮設配管）及びポンプ場、配水池を中心に主要管路から復旧工事を進める
- ・工事記録写真の撮影
- ・各責任者は、復旧作業の進捗状況を取りまとめ水道班長に報告する

(エ) 情報連絡体制

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

2 関係機関との連携

震災時に、被害状況等を報告する国や県の水道担当部署、及び応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業者、地元業者等の関係機関一覧表を表-2.2.1 に示す。

表-2.2.1 関係機関一覧表

関係機関		電話番号	FAX番号
国・県	静岡県水資源課水道環境班	054-221-2420	054-221-3278
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250	0538-37-2603
	袋井土木事務所掛川支所	0537-22-6275	0537-22-0934
	国土交通省平田出張所	0537-73-2051	0537-73-2969
水道	日本水道協会静岡県支部	054-251-0710	054-251-0710
	浜松市上下水道部水道総務課	053-474-7011	053-474-0247
	静岡県大井川広域水道企業団	0547-32-0136	0547-32-0130
施設管理	荏原実業株式会社静岡支社	054-289-3000	054-289-2988
	誠興電機株式会社	053-425-9977	053-425-3624
	大学産業株式会社	053-425-0021	053-425-2020
	理水化学株式会社名古屋支店	052-355-7717	052-355-6078
	森松工業株式会社静岡営業所	054-275-2125	054-275-2126
	シンク・エンジニアリング株式会社	055-941-6171	055-981-6174

関 係 機 関		電話番号	F A X 番号
資 材	株式会社村松商店	053-431-0311	053-431-0171
	丸尾興商株式会社	0538-43-3121	0538-43-2590
	明和工業株式会社名古屋営業所	052-753-7660	052-753-7661
上 下 水 道 組 合	アクアパイプ東亜	0537-73-4802	0537-73-5370
	有限会社河村配管	0537-36-2206	0537-35-5153
	株式会社菊南工業	0537-37-1788	0537-37-1789
	共和設備有限会社	0537-35-2714	0537-35-5154
	株式会社鈴木設備	0537-73-3202	0537-73-3907
	有限会社二俣配管	0537-73-2276	0537-73-2950
	株式会社ライフケア加藤設備	0537-37-0727	0537-37-0731

3 応急対策資料の準備

震災時の初動態勢、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速かつ的確に行うための応急対策資料は表-2.3.1のとおりとし、これらを定期的に更新する。
これらの資料は水道課（水道事務所）と浄水場等に分散して保管する。

表-2.3.1 応急対策資料

資 料	補 足 説 明	※1	※2	※3	※4	※5
非常配備体制表 （電話連絡網兼用）	非常配備基準ごとに配備要員と電話連絡の流れを明記	○				
関係機関連絡リスト	震災時に情報連絡や応援要請を行う関係機関を対象に、電話番号、F A X 番号を明記	○				
指揮命令・連絡系統図	組織構成と情報連絡の流れを明記	○				
重要施設等位置図 （給水拠点と給水対象施設）	運搬給水基地、給水拠点、避難所、病院、福祉施設等の重要施設、水道課の位置等を明記	○	○			
水道施設一般平面図	水源、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水本管、配水区域、これらのフローを明記	○		○		
設備等点検等チェックリスト	地震時の設備等の点検項目と異常が生じた場合の緊急措置を明記	○				
機器操作マニュアル	浄水場、ポンプ場の運転操作方法を明記				○	
機械・電気計装設備完成図書	浄水場、ポンプ場の設備構成を明記				○	
配管図	導水管、送水管、配水本管、重要施設に至る配水管、重要施設等を明記					○
管路復旧工事参考資料	使用管種、配管からの分岐方法、給水管の構成、道路仮復旧の方法等を明記 他事業体との使用が異なる資機材は、使用方法等々を示す。（仕切弁の回転方向等）	○				○

- 注) ※1 地震対策要綱の資料として整理しておく
※2 応急給水計画の立案や応援事業体等に対する応急給水場所等の掲示に使用
※3 応急復旧計画の立案に際し、ブロック（地区）の設定及びこれらの優先順位、作業分担の設定等に使用
※4 浄水場、ポンプ場等の運転操作、応急復旧に使用
※5 管路の復旧等に使用

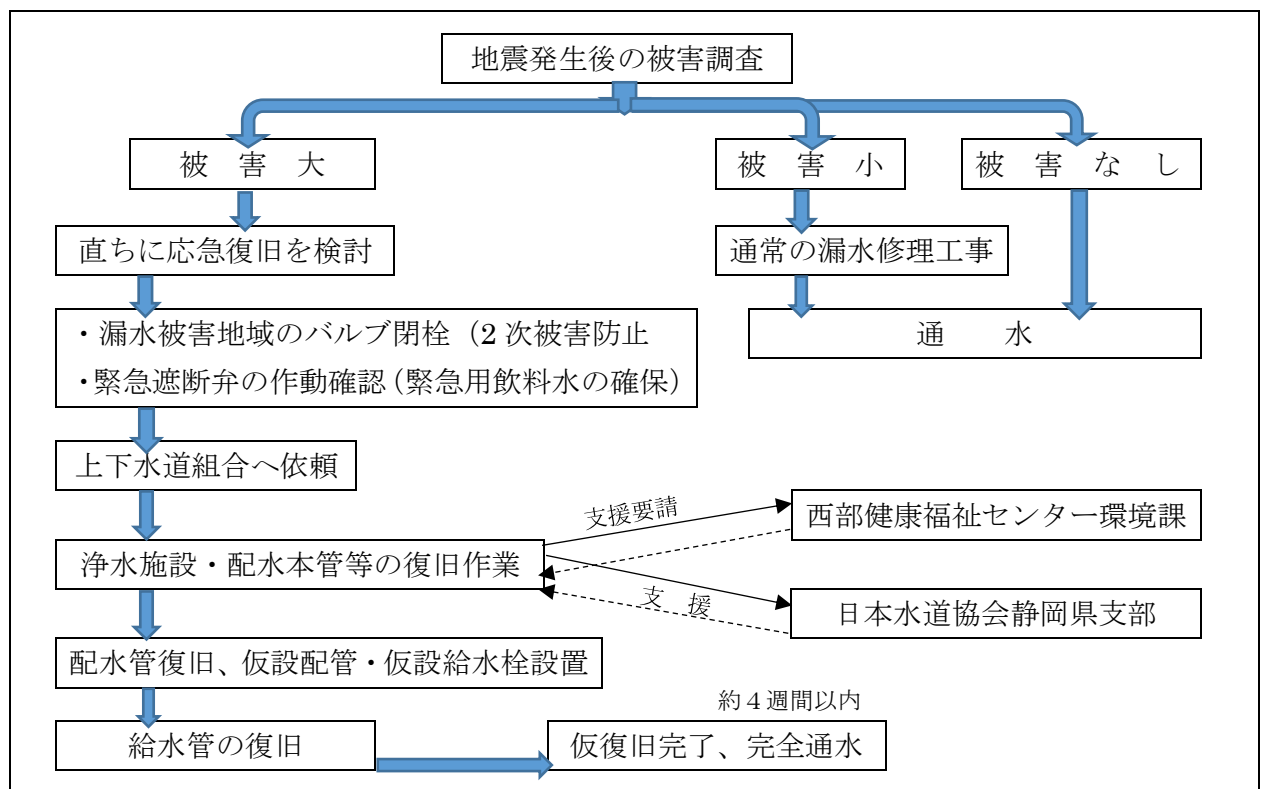
4 被害想定と応援依頼

想定地震に対して、水道施設の被害を想定し、応援依頼業務を求めとものを表-2.3.1に示す。東海・東南海・南海地震では、配水管の想定被害箇所は約1,300箇所となり、給水区域全域が断水すると想定され、被害が最も大きくなる。このような災害に対し、応急復旧・応急給水の目標を設定し、これを確保するための震災時応急対策の実施体制を求めると、給水車及び応急復旧人員は不足する。したがって、本市のみでは対応が困難であるため、表-2.4.1、2.4.2に示す業務については、応援事業体の協力を得て実施することとする。

表-2.4.1 想定地震による水道施設の想定被害と応援依頼業務

想定地震	水道施設の想定被害等	応急復旧・応急給水目標
東海・東南海・南海地震市内最大震度7	・浄水場等の主要施設は全面的な被害 ・配水管被害箇所 約1,300箇所 ・断水範囲 市内全域 ・断水人口 446,652人 (令和6年3月末)	・応急復旧目標期間：4週間 所有給水タンク数：2t 4基・1t 2基 ・発災～3日 3L/人・日 (給水車両等による) $46,652人 \times 3L/人 \cdot 日 \times 1/1,000 = 139.96 \approx 140 m^3/人 \cdot 日$ ・発災4日～7日 20L/人・日 (配水本管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による) $46,652人 \times 20L/人 \cdot 日 \times 1/1,000 = 933.04 \approx 934 m^3/人 \cdot 日$ ・発災8日～10日 50L/人・日 (配水本管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による) $46,652人 \times 50L/人 \cdot 日 \times 1/1,000 = 2332.6 \approx 2,333 m^3/人 \cdot 日$ ・発災11日～1か月 100L/人・日 (配水支管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による) $46,652人 \times 100L/人 \cdot 日 \times 1/1000 = 4665.2 \approx 4,666 m^3/人 \cdot 日$

表-2.4.2 水道施設の応急復旧のフローシート



5 職員に対する教育及び訓練

職員に対して地震発生時に対処できるよう、地域と処置方法について教育及び訓練を実施するものとする。

(1) 教育

担当職員に対する教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (ア) 東海・東南海・南海地震の知識
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報、注意情報に関する知識
- (ウ) 地震による水道施設の被害想定
- (エ) 職員の事務分担及び行動指針(注意情報発表時、警戒宣言発令時の初動体制を含む)
- (オ) 応急復旧及び応急給水の対応
- (カ) 情報伝達系統等

(2) 訓練

警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練は、次の事項に重点を置いて実施する。

なお、他の自治体等と共同して訓練が実施される場合は、その自治体等との連携及び協議して定めた事項を加えるものとする。

(ア) 出動訓練

- 1) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

(イ) 情報伝達訓練

- 1) 指揮命令事項の伝達
- 2) 被害状況等の情報収集・整理と市民等への広報
- 3) 各打合せの実施

(ウ) 水道施設の被害想定・緊急措置訓練

- 1) 施設・設備等の被害確認、緊急措置
- 2) 管路被害確認、緊急措置

(エ) 応援要請、受入・配備訓練

- 1) 応急給水、応急復旧の応援受入・配備

(オ) 応急給水訓練

- 1) 応急給水計画の策定
- 2) 応急給水の実施

(カ) 応急復旧訓練

- 1) 応急復旧計画の策定
- 2) 応急復旧工事の実施

(3) 実施時期

前記の教育及び訓練は、次の時期に実施するものとする。

- (ア) 定期の教育・訓練 年2回
(総合防災訓練・地域防災訓練・情報伝達訓練)
- (イ) 随時の教育・訓練 必要に応じて実施
(施設操作訓練・出動訓練・応急給水及び応急復旧訓練)

6 市民に対する教育及び訓練

市民に対して注意情報発表時、警戒宣言発令時の緊急貯水、被災直後からの給水拠点及び給水方法、被災時の広報体制などについて広報及び訓練を実施するものとし、水道班は、その広報及び訓練に協力するものとする。

(1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、次の事項に重点をおいて実施する。

- (ア) 水道施設の被害・復旧の現状及び応急給水方法（給水拠点等）

- (イ) 飲料水の確保（注意情報発表時・警戒宣言発令時の緊急貯水等）
- (2) 市民に対する訓練
市民を対象に実施する訓練（または、市民が行う訓練への協力）は、次の事項に重点をおいて実施する。
 - (ア) 給水拠点及び仮設給水栓からの応急給水訓練
 - (イ) 自主防災組織の実施する給水訓練への協力

III 地震防災施設緊急設備計画

地震による水道施設の被害や給水への影響を軽減するため、水道施設の耐震化を計画的に実施する必要がある。そのため、平成20年3月の厚生労働省から提示されている「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、平成24年11月に策定した「水道施設管路耐震化計画」に基づき耐震化を進めていく。

なお、計画年度は、耐震化計画による整備年度とし。平成20年10月1日施行の「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される基幹管路等の状況の把握及び整備計画を記載している

IV 地震防災応急対策

注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから地震発生するまでの間又は、警戒宣言が解除されるまでの間において、市が実施する応急対策について定める。

なお、注意情報発表時から警戒宣言が発令される目での間においては、管路図面等のできるだけ万全の準備がその後の早急な復旧に寄与するもの、又は、事前準備を行ったとしても市民生活に対しては影響を及ぼさないもののみを事前準備するものとする。また、観測情報が発表されたときは、職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保するため、表-2.1.1（P7）に基づき参集する

【注意情報発表時】

1 防災体制の確保

注意情報発表後、「初動体制」を迅速に確立し、震災初期の活動を円滑に遂行できるよう準備を進める。

そのため、注意情報発表後、備蓄物資・資機材の確保・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて地震災害警戒本部水道班の設置の準備をするものとする。

また、注意情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し市民の不安感の軽減を図るとともに、市民に対して貯水と呼びかける。

なお、注意情報発表時の参集基準を表-2.1.1（P7）に示す。

2 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後準備した、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速かつ的確に実施する。

(1) 水道班の設置準備

地震災害対策本部水道班の設置の準備を行う。

(2) 水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理を行う。

(3) 各応急対策班の担当業務

1) 庶務係 (P7 参照)

庶務係は関係機関等と総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を的確に実施する。

2) 応急給水係 (P7 参照)

応急給水係は、あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

3) 復旧係 (P7 参照)

復旧係は、あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模を予測する。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。

また、浄水場の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・施設平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装設備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設の補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。その再水質管理を強化するとともに飲料水の供給を継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

4) 応急復旧・応急給水目標

(ア) 応急復旧目標

応急復旧期間は、水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して4週間とする。

(イ) 応急給水目標

応急給水期間は、震災後の水使用の増加を考慮して表-4.1.1 のとおりとする。

表-4.1.1 応急給水の目標設定

地震発生からの日数	目標水量	対応方法
地震発生～3日まで	3 L	耐震性貯水槽、給水タンク車
4日～10日	3～20 L	配水幹線付近の仮設給水栓、給水タンク車
11日～21日	20～100 L	配水支線上の仮設給水栓、給水タンク車
22日～28日	100 L～被災前給水量 (約250 L/日)	仮設配管からの各戸給水、共用栓

【警戒宣言発令時】

1 防災体制の確保

警戒宣言発令時後、「初動体制」を迅速に確立し、地震防災応急対策を円滑かつ迅速に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて地震災害警戒本部水道班するものとする。

なお、注意情報発表時の参集基準を表-2.1.1 (P6) に示す。

(1) 警戒宣言発令後における配水指針

各家庭における飲料水の備蓄を前提とするため、配水停止しないものとし、市民の緊急貯水に対応しつつ、発災後の飲料水を確保するため配水池の水位を確保するものとする。

各家庭における飲料水備蓄を踏まえ、水質管理の強化を図るため、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上にする。

(2) 作業マニュアル

ア) 施設設備の点検及び操作事項

- ・職員はヘルメット等の安全装具を装着し、各施設に出動する。
- ・事務分掌に基づく業務を確認する。この時点で出動できない職員がいる場合は、その業務を他の職員に割り振るものとする。
- ・配水池の水位効果を抑制しつつ、満水状態を保持する。
- ・末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上確保し、水質管理の強化を図るため配水池の残留塩素濃度を調整する。
- ・薬品及び自家用発電用燃料の残量を確認及び取扱業者に補充を依頼する。

イ) 復旧用車両及び資機材の点検、配備を行う。

ウ) 電気・機械設備業者に対する協力要請を行う。

エ) 予備電源（自家用発電機）の動作確認を行う。

オ) その他必要とする業務

(3) 水道に係る工事中止措置

主要施設内において水道に係る工事を実施している場合、当該工事の担当者は、施工業者に工事の中止並びに地震発生時に当該水道施設及び周辺施設等へ被害が生じないように処置することを指示する。

4 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後準備した、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速かつ的確に実施する。

(1) 水道班の会議の開催

地震災害対策本部水道班の会議の開催

(2) 水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

(3) 各応急対策班の担当業務

1) 庶務係（P 7 参照）

庶務係は関係機関等と総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を的確に実施する。

2) 応急給水係（P 7 参照）

応急給水係は、あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

3) 復旧係（P 7 参照）

復旧係は、あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模を予測する。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補

修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。

また、浄水場の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・施設平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装設備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設の補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。その再水質管理を強化するとともに飲料水の供給を継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

4) 応急復旧・応急給水目標

(ア) 応急復旧目標

応急復旧期間は、水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して4週間とする。

(イ) 応急給水目標

応急給水期間は、震災後の水使用の増加を考慮して表-4.1.1 (P 18) のとおりとする。

V 災害応急対策

1 応急対策

地震発災後、「初動体制」を迅速に確立し、震災初期の活動を行う。

初期活動では、水道施設の被害状況を調査し、想定地震による想定被害と比較し、これらを基に応急対策の実施体制を計画する。その結果、当事業体で対応できないことが判明した場合、他事業体に応援を依頼して「応急体制」を速やかに整備し、応急給水及び浄水施設・管路等の応急復旧を計画的に実施する。

なお、発災時の参集基準を表-2.1.5 (P 12) に示す。

2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

(1) 災害対策本部水道班

震災が発生した場合には、災害対策本部水道班を設置し、会議・業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。

(ア) 水道班長

水道班を統括し、活動の指揮・命令を行う。

(イ) 各係の担当業務

初動体制の確立を行った後、水道班の方針決定に基づき、事前に準備した「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、応急対策の諸業務を迅速かつ的確に実施する。

1) 庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請、必要な物資等の確保を迅速かつ的確に行う。

2) 応急給水係

応急給水係は、地震発生による断水状況等を把握して、応急給水体制、応援依頼の規模を設定する。

応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を踏まえて、応急給水係の業務に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を採用して実施する。

応急給水活動は、菊川市地域防災計画に基づき実施する。

水道班給水係により配水池7池を給水拠点として、車載用2 m³及び1 m³アルミ給水タ

ンク等を使用し、指定給水所へ搬送し、市民が持参した容器へ給水するものとする。
また、飲料水兼用耐震性貯水槽 9 基をもって。応急給水体制の充実を図るものとする。
応急給水水源は表-5.2.1、給水拠点とは表-5.2.2 のとおりとする

表-5.2.1 応急給水水源一覧表

名 称	材質	容 量	発生後の推定貯水量	
			%	m3
牛湊配水池	PC	5,000	60	3,000
八王子配水池	PC	5,000	60	3,000
倉沢配水池	PC	3,000	60	1,800
潮海寺配水池	PC	3,000	60	1,800
飲料水兼用耐震性貯水槽		400 (100t×4 基)	100	400
菊川地域計		16,400		10,000
小笠広域受水槽	PC	3,000	60	1,800
小笠配水池	PC	3,500	60	2,100
丹野配水池	SUS	3,500	60	2,100
飲料水兼用耐震性貯水槽		500 (100t×5 基)	100	500
小笠地域計		10,500		6,500
合 計		26,900		16,500
牧之原配水池（予備）	SUS	510	60	306
丹野原配水池（予備）	SUS	360	60	216

※発生後の推定貯水量は、配水池内に常時平均で 6 0 %以上の容量で運転しているため、最低レベルの 6 0 %容量と位置付ける。

表-5.2.2 給水拠点一覧表（第 1 次給水：発災後 1 日目～3 日目）

給水拠点	給水箇所	対象人口 (人)	必要給水量 (m ³)	給水方法
災害対策本部	菊川市役所	5,687	52	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
菊川市役所水道事務所	菊川市役所水道事務所前駐車場	1,512	14	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
救護病院	菊川市立総合病院	—	—	
給水活動を実施する 避難地(所)及び救護所	菊川市立総合病院 (救護病院)	6,235	57	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	総合保健福祉センター プラザけやき (救護所)	7,795	71	アルミ給水タンク (2 m ³)
	家庭医療センター (救護所)	—	—	アルミ給水タンク (2 m ³)
	菊川東中学校 (避難地・所)	3,620	33	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	菊川西中学校 (避難地・所)	9,825	89	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	岳洋中学校 (避難地・所)	4,473	41	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	小笠北小学校 (避難地・所)	3,395	31	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	小笠東小学校 (避難地・所)	2,324	21	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)
	小笠南小学校 (避難地・所)	2,675	25	飲料水兼用貯水槽 (1 0 0 m ³)

3) 復旧係

復旧係は、管路及び給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難である。したがって、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、想定管路被害から発生地震による管路被害を想定し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

管路の応急復旧は、管路の被害状況を把握した上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次実施する。

また、浄水場の応急は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

なお、応急復旧、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

復旧係は、水道施設の被害調査と復旧方針を健闘したのち、必要な資機材の調達や上下水道組合の応援を求め、復旧活動に努めるものとする。復旧は、第1に水源・浄水施設、第2に導・送水管、第3に各配水池間を連結する主要配水幹線路、第4に配水管の復旧作業を実施し、各指定給水所等に仮設共用水栓を設置し給水するものとする。

(ウ) その他

発災後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等についての現場写真の撮影等、災害復旧費補助申請に備え、次の点を留意するものとする。

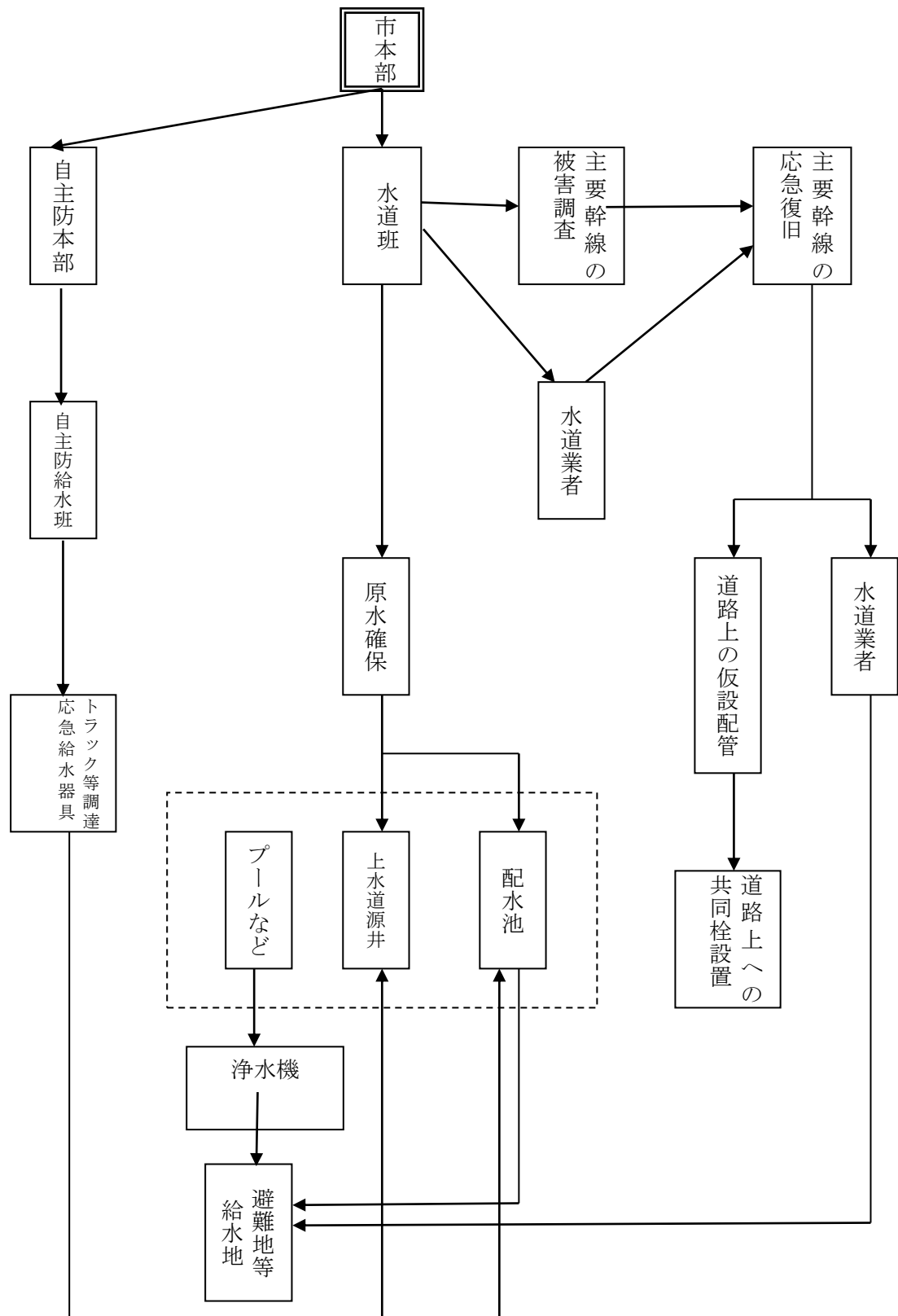
- ・被災の事実を証明するため、復旧前に被災箇所全部にわたって被災状況の明確な写真を、周辺風景を入れ、黒板とともに複数枚撮影する。
- ・工事伝票等の証拠書類は一連番号を付け整理し保管する。
- ・設備の故障については、メーカーの点検報告書を用意する。(日付、印入り)
- ・地震の観測記録を入手する。
- ・災害復旧費補助金の事務のため、県を通じて厚生労働省へ水道施設被害情報(速報・報告)の提供を行う。
- ・災害査定に向けての準備を県と調整して行う。
- ・復旧方法は、原則現型復帰を行うものとするが、重要施設・基幹管路については耐震化を視野に入れた検討を行う。
- ・仮設配管等の必要な仮設は補助対象として実施する。
- ・仮設配管は被災管と同口径、同延長及び分岐に必要な経費を計上する。(全損の場合は全額、再使用の場合は損料計上)
- ・調査設計業務委託、補助対象とする。(但し、申請書作成委託は対象外)
- ・施工は裁定内容を基本とする。

<参考図書>

- ・水道事業実務必携(全国簡易水道協会)
- ・上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- ・厚生労働省所管施設水道施設災害復旧費調査要領
- ・災害復旧事業の実務に関する手引き

1 3-2 応急給水活動フローチャート

応急給水活動フローチャート（令和5年12月末現在）



14－ 1 各地区防災連絡会本部 設置場所

(令和6年12月末現在)

番号	地区名	施設名	所在地	電話番号	備考
1	西 方	西方地区センター	西方2300-1	36-0682	
2	町 部	町部地区センター	堀之内1500	36-0455	
3	加 茂	加茂地区センター	加茂5112	36-0487	
4	内 田	内田地区センター	下内田1730	36-5499	
5	横 地	横地地区センター	土橋28	35-3352	
6	六 郷	六郷地区センター	本所2406	35-3459	
9	河 城	河城地区センター	吉沢451-1	36-0681	
10	平 川	平川コミュニティ防災センター	下平川1835	73-1010	
11	嶺 田	嶺田地区コミュニティセンター「みねだ会館」	嶺田1237	73-3737	
12	小笠南	小笠南地区コミュニティセンター「みなみやま会館」	高橋3669-1	73-6330	
13	小笠東	小笠東地区コミュニティセンター「くすりん」	川上1371-2	73-6566	

14－ 2 地区防災連絡会本部（単位自主防災会）、市防災指導員のイメージ図

■防災指導員の役割、地区防災連絡会本部(単位自主防災会)との関係■

1 平常時

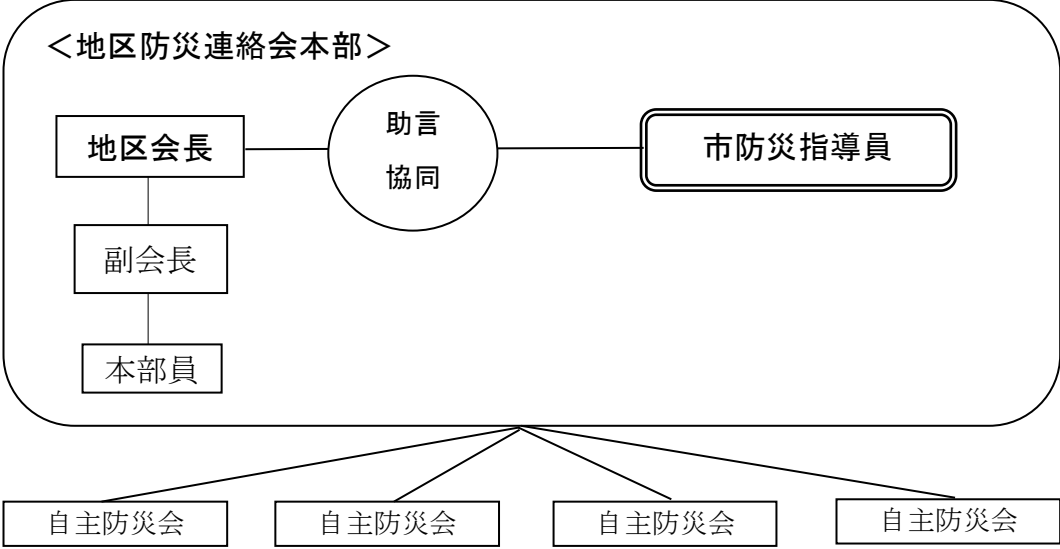
平時においては、管轄地区の単位自主防災会の育成、指導に従事する。静岡県や菊川市が主催する研修会や訓練を通じて知識を修得し、単位自主防災会へ普及、地域防災力の底上げに繋げる。

また、総合防災訓練や地域防災訓練など災害に備えた住民参加型訓練の企画を行い、市災害対策本部、地区防災連絡会、自主防災会が一体となった災害対応が行えるよう実施す

2 災害時

発災時において、各単位自主防災会は、公民館、公会堂を拠点とした自主防災会本部を立ち上げ、各世帯の安否状況や被害状況などの情報収集、要救助者がいれば地域で協力し、救出救護活動などを行う。情報収集で得た情報や自主防災会では対応困難な事案は、防災無線を用いて地区防災連絡会本部へ伝達する。

そのため各地区において、地区防災連絡会本部を地区センター等に設置する。その際、地区防災連絡会本部の運営補助や地区防災連絡会会長の補佐を行う。また、会長職が不在の場合には、代理の指揮者として、地区防災連絡会本部内でその地区全体を統括し、防災対策を講ずる一翼を担う。



14-3 (参考) 菊川市「自主防災会」 大規模地震発生後における初期の活動について

(資料) 平成25年10月29日
地域防災訓練説明会で公表

(参考) 菊川市「自主防災会」 大規模地震発生後における初期の活動について

菊川市役所危機管理部 危機管理課

1 活動を始める震度

「震度5弱以上」の大規模地震

2 活動の内容

(1) 安全確認旗のチェック

※安全確認旗は、震度5弱以上で掲げるよう配布時の説明書で市民へ依頼している



※旗を掲げていない世帯(家が倒壊していない場合)で、家具が転倒などして負傷したため、安全確認旗を掲げられないことが考えられます。
この世帯を訪問のうえ、居住者の安否確認を実施してください！

(2) 地区自主防災本部へ「被害報告書」を報告する

各自主防災会で発生した被害状況を地区防災連絡会本部(地区センター)へ報告をする。

[報告様式：様式一自主防1 状況報告書] (本日の説明会時、各自主防災会へ配布済み)



※地区防災連絡会本部(地区センター)へ報告を挙げる要員(情報係などの役割を担う人)を、事前に決定しておいてください。

自主防災会長、自治会長が報告者となった場合、被災後の自主防災会(自治会)の運営や対応に支障が生じる可能性があります！

3 (方法) 自主防災会への依頼

※Jアラート(同報無線)を使用して、菊川市内の自主防災会へ広報する。

「震度5弱以上の地震」が発生した場合、震度階を自動的にアナウンス

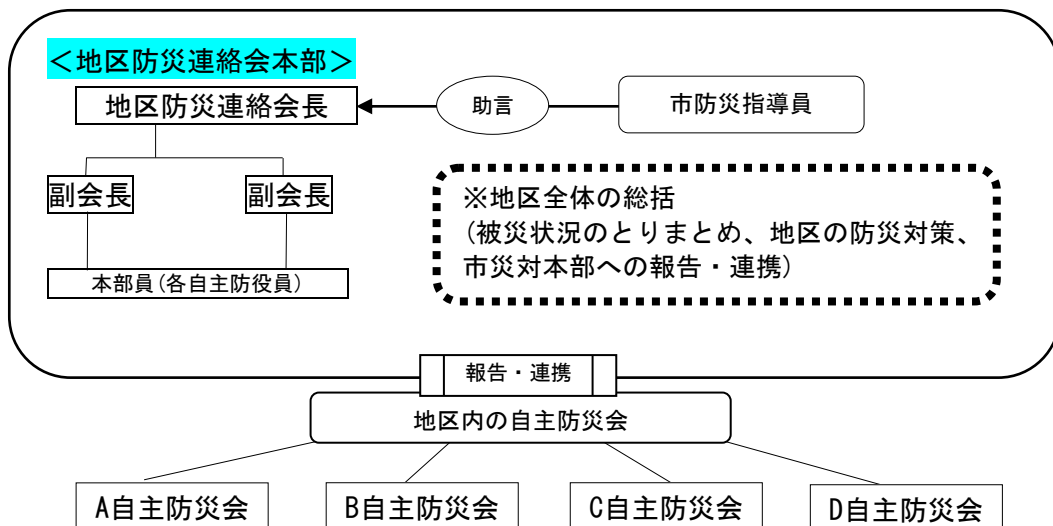
後刻、

『震度〇の地震が発生しました。市民の皆さんは、「安全確認旗」を掲げてください。自主防災会は地区防災連絡会本部を立ち上げてください。被害状況報告書を地区センターへ報告してください。』と放送する。

4 (参考) 地区防災連絡会本部

◎ 発災時において、各単位自主防災会で自主防災会の本部を公会堂(公民館)等に設置していくことになるが、地区全体の被災状況・避難状況を把握し、市災害対策本部へ報告する必要がある。

そのため各地区において、地区全体を総括し、防災対策を講ずる地区防災連絡会本部を地区センター等に設置する。



14ー4 自主防災会規約（モデル）

〇〇〇自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及に関すること。
- （2） 地震等に対する災害予防に関すること。
- （3） 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4） 防災訓練の実施に関すること。
- （5） 防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長
- （2） 副会長
- （3） 班長
- （4） 監査役

2 役員は、隊員の互選による。

3 役員の任期は、 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営を分担する。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に総会および役員会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算および決算に関する事。
 - (5) その他、総会がとくに必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。
- (役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長および班長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他役員会がとくに必要と認めた事。
- (防災計画)

第11条 本会は、地震等による災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等に発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要事項
- (会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

14-5 防災世帯台帳

自主防災会 班（組） No.

[illegible]

- (注) 1. 緊急時の自主防への協力……小学生以下は除く。
2. 防災上の参考事項欄は、防災上役に立つ資格・技術や介護を要する家族がいる場合その理由等を記入して下さい。
○防災上役に立つ資格等 (例) …元消防団・消防団員・職員、保健・助産・看護師、元警官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、救急水難救助資格、アマチュア無線技士、その他
○避難行動要支援者理由 (例) …寝たきり、歩行障害、視力障害など
3. この台帳は、毎年見直しを行うものとする。



プライバシーの保護に配慮して、自主防災会長が責任をもって保管する。

14ー6 災害時避難行動要支援者台帳（モデル）

自主防災会

状態 （寝たきり、要介護者、高齢者、障害の概要等を記入）	災害時避難行動要支援 氏名 住所、電話番号		特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
				平日の昼間		夜間及び休日	
				氏名	連絡先	氏名	連絡先
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	

- （注）●特記事項には、移動に要する器具など、支援に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
- 昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
 - 作成にあたり必要に応じ民生委員・児童委員、市防災指導員などの協力を得る。
 - ①から④は、家族を含め対処しやすい状況にある順番とする。（要配慮の状態により、最大4人まで）

□班（組）→□自主防災会→□地区防災連絡会

安否確認等状況報告書（ ）

至急 ・ 一般	件名		
発信機関名	本部総括班対策係		
受信日時	月 日 時 分	月 日 時 分	
受信者氏名			
発信日時	月 日 時 分	月 日 時 分	
発信者			
整理番号	第 号	第 号	

被害状況報告

発生	日時	月 日 時 分頃	立 会 者	自主防災会長 消防団 警察 消防 その他（ ）	特 記 事 項	
	※場所					
	原因					

人的被害	区 分		件 数		非住家の被害	区 分		件 数		名 称	
	心肺停止		A 人			官公署庁舎・公 民館等		棟			
	行方不明		B 人			倉庫・土蔵・車 庫・納屋等		棟			
	負傷者	重傷者	C	人	田畑被害	田 畑	流失・埋没	ha			
		軽傷者	D	人			冠水	ha			
		計	E	人			流失・埋没	ha			
住家の被害	棟数世帯数及び人員	全 壊	F	棟	田畑被害	田 畑	冠水	ha			
			G	世帯			冠水	ha			
			H	人			冠水	ha			
			I	棟			冠水	ha			
		半 壊	J	世帯	その他の被害	文教施設	箇所	火災	電気	戸	
			K	人		病院	箇所		ガス	戸	
			L	棟		道路	箇所		ブロック塀	箇所	
		一 部 壊	M	世帯		橋梁	箇所	建物	件		
			N	人		河川	箇所	危険物	件		
			O	棟		砂防	箇所	その他	件		
		床 上 水	P	世帯		清掃施設	箇所	罹災世帯数	世帯		
			Q	人		山（崖）崩れ	箇所	罹災者数	人		
			R	棟		鉄道不通	箇所				
		床 下 水	S	世帯		水道	箇所				
			T	人		下水道	箇所				
						電話	回線				

（本部への要請事項）

（対応状況）

安全確認旗(震度 5 弱以上)

/

世帯

15-1 被害程度の認定基準（静岡県地域防災計画 資料編抜粋）

（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱより抜粋）

（令和5年12月末現在）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能

になったものとする。

- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各室は次の施設等について被害金額を報告する。

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、火災発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正))

15－2 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令抜粋）（令和6年12月末現在）

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じ、それぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- (5) 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1の世帯とみなす。

（令別表第1）

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30 世 帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世 帯
15,000 " 30,000 "	50 世 帯
30,000 " 50,000 "	60 世 帯
50,000 " 100,000 "	80 世 帯
100,000 " 300,000 "	100 世 帯
300,000 "	150 世 帯

（令別表第2）

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000 世 帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世 帯
2,000,000 " 3,000,000 "	2,000 世 帯
3,000,000 "	2,500 世 帯

（令別表第3）

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15 世 帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世 帯
15,000 " 30,000 "	25 世 帯
30,000 " 50,000 "	30 世 帯
50,000 " 100,000 "	40 世 帯
100,000 " 300,000 "	50 世 帯
300,000 "	75 世 帯

（令別表第4）

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000 世 帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 世 帯
2,000,000 " 3,000,000 "	9,000 世 帯
3,000,000 "	12,000 世 帯

15－3 災害救助法被害認定基準（令和6年12月末現在）

（被害認定基準）

	区分	認 定 基 準
人的被害	死 者	・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重 傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
	軽 傷	1ヶ月未満で治癒できる見込みの負傷
住家被害	焼 失 〔 全 壊 〕 〔 全 焼 〕 〔 全 流 失 〕	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害面積方式】→損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの 【損害割合による方式】→主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上のもの
	半 壊 半 焼	・住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの） ・損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない）

（用語の定義）

	定 義
住 家	現実にはその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世 帯	・生計を一にしている実際の生活単位 ・同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯 ・マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
非住家	住家以外の建築物（原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家）
棟	・一つの独立した建物 ・2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。 ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。
戸	・住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して1戸とする。

15－4 災害救助法事務手順表（令和6年12月末現在）

本表は、市町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や各市町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

段階	実施事項	内 容	留意事項 記録事項
事前 対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や 野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ 避難所等、関係施設との協定締結 3 管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難 することを想定し、そ の必要な量の確保を 図ること
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との援助協定
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を 設け、調査責任者をおく。 2 市町内各地区に情報連絡責任者及び 調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方 法、被害程度の判定基準、報告要領に ついて説明・訓練を行う。	調査班の編成 調査立会人の確保 災害り災者調査原票 <u>（様式1の1）</u> 等の調 査用紙、報告用紙の常 備
	災害ボランティアセンタ ーの体制の確立	1 事前に運営に関する協定の締結や委 託契約書の準備。 2 平常時から災害時を想定した災害ボ ランティアセンター立上訓練の実施。	協定書 契約書
災害 発 生 直 後	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員（市町職員2人で1班） による調査の実施 災害り災者調査原票 <u>（様式1の1）</u> の 作成 ①被害程度（人的、物的） ②家族状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助	・県職員等が応援する 場合も市町が主体性 を保つこと ・住家被害については 建築技術関係者等 による判定 ・巻尺（床上浸水等の 測定）、カメラ（被災 現場写真撮影用）、本 部との連絡用携帯無 線機（携帯電話等）等 を利用 ・②、③は段階的に処 理すること

	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県西部方面本部（県西部危機管理局）への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には、特に速やかに西部方面本部へ報告	

段階	実施事項		内 容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請		1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する（適用基準による）。 2 救助法適用の判断をした場合は、市長の意思を確認し、市当局（責任者）より県西部方面本部（県西部危機管理局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調（様式1の2）及び災害発生報告
	救助記録日計票の作成		救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	（様式4）
	避難所の開設		1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAXで報告 開設日時・場所・収容人員（様式7）
	り災者の救出		1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県支部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県支部）	り災者名・救助の実施日・方法（様式15）
	炊出し―その他による食品の給与		1 食糧の応急調達（必要に応じ県支部への応援要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊き出しの協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、市町職員、応援要員分は別に処理 炊き出し場所・場所別給与人員（様式9）
	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法（様式10）
	医療・助産	救護班の編成（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請（→県西部方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時（様式12）

	救護班によらない医療の実施	1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存	(様式20、20の2)
	埋 葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先を確認	(様式19)
	災害ボランティアセンターの設置	被災自治体からの災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者との委託契約の締結	

段階	実施事項	内 容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	(様式1の3)
	被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入（配分） 計画作成→購入→給与	各世帯別の被害状況、給与品配布状況を作成する。それらに基づき、(様式6)をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入（配分）計画作成→購入→給与	(様式18)
	障害物の除去	1 対象世帯の選定（調査原票による） 2 実施計画（人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する（被災者の申請に基づくのではない）。 (様式21)
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	
	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整業務	災害ボランティアセンターとの連絡調整	人件費、旅費・宿泊費、賃金雇上費 (様式23)

段階	実施事項	内 容	留意事項 記録事項
災害 救 助 法 適 用 後 ・ 第 三 段 階	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	災害中間報告、被害状況調（様式1の2）、救助種類別実施状況（様式6～22の2）、救助費概算額調（様式2）添付
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	入居者調査（市町）→必要戸数の決定（県）→敷地の確保（市町）→工事施行（市町実施とする場合あり）、入居者選定（市町）	入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳、敷地貸借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類を県健康福祉センターに提出
	住宅の応急修理	対象世帯選定→実施計画→大工、左官等雇上	業者委託も可 （様式16）
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは救助期間内に要請（→県健康福祉センター）	電話連絡→後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定報告	文書報告	災害確定報告、被害状況調（様式1の2）、救助種類別実施状況（様式6～22の2）、救助費概算額調（様式2）添付
	繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	・領収書（支出票）写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務に係る費用の申請	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整事務の完了後、費用を請求	業務完了報告書、委託契約書・仕様書の写し、支出に関する報告書、支払いに関する証明書を県に提出
--	--------------------------------------	---	--

繰替支弁金の精算 繰替支弁金の請求 ・領収書（支出票）写を添付

・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

15-5 応急救助事務早見表（静岡県災害救助の手引き抜粋）

（令和6年12月末現在）

※令和6年4月版 災害救助の手引きを参照

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げ、供与できる。	災害発生から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費・人件費は別途計上
応急仮設住宅の供与（建設型仮設住宅）	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生日から20日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅の供与（借上型仮設住宅）	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生日から速やかに借上げ	供与期間 最高2年以内

炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1 人 1 日 当り 1,230 円以内	災害発生日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日として計算)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象		費用の限度額				期 間		備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
	区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	
	全 壊 全 流	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
		冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)		1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内				災害発生日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上

		3 施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊 中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊若しくは半焼に準じる程度の損傷に被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生日から3か月以内	

学用品の 給与	住 家 の 全 壊 (焼)、流失、 半壊(焼)又は 床上浸水によ り学用品を喪 失又は毀損し、 就学上支障の ある小学校児 童、中学校生徒 及び高等学校 等生徒	1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生日 から (教科書) 1 か月以 内 (文房具及 び 通 学 用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋 葬	災 害 の 際 死 亡 した者を対象 にして実際に 埋葬を実施す る者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 219,100 円以内 小人 (12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生日 から10日以 内	災害発生日以前に死 亡した者であっても対 象となる。
死体の捜 索	行方不明の状 態にあり、か つ、各般の事情 によりすでに 死亡していると 推定される者	当該地域における通常 の実費	災害発生日 から10日以 内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後3日を 経過したものは一応 死亡した者と推定し ている。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処 理	災 害 の 際 死 亡 した者につい て、死体に関す る処理(埋葬を 除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生日 から10日以 内	1 検案は原則として 救護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存に ドライアイスの購 入費等が必要な場 合は当該地域にお ける通常の実費を 加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たり138,300円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

15－6 菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例

菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 平成17年1月17日条例第74号

改正 令和元年9月27日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、政令第1条に規定する災害（以下この条から第11条までにおいて単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害による死亡者の死亡当時において、当該死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 災害による死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、当該死亡者の死亡当時における兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（当該死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死

亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）にその精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯で政令第4条の規定により算定したこれに属する者の所得の合計額が政令第5条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち3年（政令第7条第2項括弧書きの場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小笠町条例第18号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年菊川町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

15－ 7 菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱

菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱

平成17年 1 月17日告示第29号

改正 平成31年 3 月14日告示第42号

改正 令和 2 年 7 月16日告示第137号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年菊川市条例第74号）の適用を受けない小規模の人災又は自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び所有する財産に被害を受けた世帯主に対する災害見舞金を市が独自で支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の範囲)

第 2 条 市は、災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者が前条の規定による災害により、自己の居住の用に供している家屋が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水のいずれかに該当した世帯又はこれらの災害により死亡した者の遺族を支給の対象とする。

(災害弔慰金及び災害見舞金の額)

第 3 条 災害弔慰金の額は、死亡した者 1 人につき 5 万円とし、災害見舞金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額とする。

- (1) 住居の全壊、全焼又は流失があった場合 5 万円
- (2) 住居の半壊又は半焼があった場合 3 万円
- (3) 住居の床上浸水があった場合 1 万円

(被災の程度)

第 4 条 被災の程度は、次に掲げる基準により判定する。

- (1) 「全壊、全焼、流失」とは、それぞれの部分の床面積がその延べ面積の70パーセント以上に達したものをいう。
- (2) 「半壊、半焼」とは、それぞれの部分の床面積がその延べ面積の20パーセント以上に達したものをいう。
- (3) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(支給の方法)

第 5 条 市長は、災害弔慰金又は災害見舞金の支給を行うべき事由が生じた場合は、速やかに担当課へその調査を命じ、該当するべきものであると認めるものについては、支給の手続を行うものとする。

(支給の制限)

第 6 条 災害弔慰金又は災害見舞金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 災害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 交通事故等第三者行為により生じたものである場合
- (3) その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(補則)

第 7 条 この要綱の定めるもののほか、特に市長が支給が必要であると認める場合には、見舞金を支給できるものとする。

附 則

この告示は、平成17年 1 月17日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

16-1令和6年度菊川市水防計画書

令和6年度

菊川市水防計画書

菊川市

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	用 語	1
第 3 章	責 任	2
第 4 章	安全配慮	3
第 5 章	水防本部等の設置	3
第 6 章	水防組織	3
第 7 章	水防倉庫及び備蓄資材	3
第 8 章	重要水防箇所	
第 1 節	重要水防箇所一覧	4
第 2 節	水防上重大な影響のある橋梁一覧	9
第 3 節	水防上注意を要する水門等一覧	9
第 4 節	湛水注意箇所一覧	10
第 5 節	土石流危険溪流一覧	11
第 9 章	雨量観測（雨量の観測及び通報）	11
第 10 章	気象庁が行う予報及び警報とその措置	
第 1 節	静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	13
第 2 節	大雨及び洪水注意報・警報の発表基準（菊川市）	13
第 3 節	大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方	13
第 4 節	特別警報（参考）	14
第 11 章	水位観測（水位の観測及び通報）	14
第 12 章	洪水予報と水防警報	
第 1 節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	16
第 2 節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	18
第 3 節	国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	19
第 13 章	水防機関の配備及び活動	
第 1 節	非常配備	22
第 2 節	水防活動	24

第 3 節	水防信号及び標識並びに身分証票	24
第 4 節	水防解除	26
第 5 節	水防活動報告	26
第 14 章	決壊時の処置	
第 1 節	決壊（被害情報）の通知	26
第 2 節	避難体制	26
第 15 章	協力応援	
第 1 節	河川管理者の協力	27
第 2 節	下水道管理者の協力	27
第 3 節	水防管理団体相互の協力及び応援	27
第 4 節	自衛隊の派遣要請	27
第 5 節	警察官の出動要請	27
第 6 節	国土交通大臣の災害対策用車両等の派遣要請	28
第 16 章	水防てん末報告	28
第 17 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	
第 1 節	水防管理団体の水防計画	29
第 2 節	水防訓練	29
第 18 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	29
第 19 章	そ の 他	
第 1 節	公用負担	30
第 2 節	公務災害補償費	30

別 表

別表 1	菊川市水防協議会条例
別表 2	菊川市災害対策（警戒）本部編成表及び事務分掌
別表 3	水防資材
別表 4	菊川洪水予報様式
別表 5	菊川水防警報伝達様式
別表 6	牛淵川氾濫警戒情報伝達様式

別表 7 水防団出動体制

別表 8 避難所開設場所

別表 9 国土交通省の災害対策車両一覧

別表10 浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧

別表11 水防活動実施報告書

別表12-1 菊川管内図（重要水防箇所）

別表12-2 袋井土木事務所管内図（重要水防箇所）

第1章 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる菊川市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水又は湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2章 用語

- 1 水防管理団体（法第2条第2項）
水防の責任ある菊川市をいう。
- 2 水防管理者（法第2条第3項）
水防管理者である菊川市長をいう。
- 3 消防機関
消防組織法第9条に規定する消防機関をいう。菊川市においては菊川市消防本部、菊川市消防署、菊川市消防団をいい、水防に関しては法第5条第3項により水防管理者の所管の下に行動する。
- 4 消防機関の長
菊川市においては、菊川市消防長をいう。
- 5 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、菊川市は静岡県知事より指定を受けている。
- 6 菊川市水防協議会（法第34条第1項）
水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、菊川市水防協議会条例（平成17年条例第139号）に定めるところによる。
- 7 洪水予報（法第10条、法第11条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。菊川においては、洪水予報指定河川の指定を受けている。
- 8 水防警報（法第2条第8項 法第16条）
国土交通大臣又は静岡県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は静岡県知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 9 水位周知河川（法第13条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。牛淵川においては、この水位周知河川となっている。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
- 10 水位到達情報
水位到達情報とは、国土交通大臣又は静岡県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
- 11 水防団待機水位（通報水位）
量水標の設置されている地点ごとに静岡県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 12 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして静岡県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。
水防団の出動の目安となる水位である。
- 13 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。

14 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は静岡県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は静岡県知事が指定した区域をいう。

第3章 責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第3条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）

(3) 水防倉庫、資機材の整備

(4) 通信連絡系統の確立（法第27条）

(5) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測を的確に行うこと

ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）

ト 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）

チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）

リ 警察官の出動要請（法第22条）

ヌ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ル 自衛隊の出動を依頼する（知事を経由する 自衛隊法第83条第1項）

ヲ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条第1項）

ワ 水防解除の指示

カ 水防てん末報告書の提出（法第47条第1項及び第2項）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(9) 水防機関の整備（法第5条）

(10) 水防計画の策定（法第33条第1項）

県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなけ

ればならない。

(11) 水防計画の県知事への協議（法第33条第3項）

水防計画を定め、または変更しようとするときは、県知事に協議をしなければならない。

(12) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）

(13) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第32条の2第1項）

第4章 安全配慮

洪水においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現状把握の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第5章 水防本部等の設置

(1) 水防本部

イ 水防管理者である市長（水防本部長）は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、本計画に基づいて菊川市役所に水防本部を設置する。

ロ 水防本部の事務局は危機管理課に置くものとする。ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときはこれに統合されるものとする。

(2) 水防支部

水防本部長は、状況に応じ、小笠支所に支部を設置するものとし、職員を派遣するものとする。

(3) 水防団

消防団の編成をそのまま水防団に切替える。

(4) 水防隊

各自主防災会をもって自主水防隊を組織し、自主防災会長を隊長とする。

第6章 水防組織

組織図並びに事務分担は別表2のとおりとする。

第7章 水防倉庫及び備蓄資材

- 1 市の水防倉庫の設置場所及び備蓄すべき資材、機材の品名及び数量は、別表3のとおりとする。
- 2 毎年、出水期前に点検を行い、不足があれば随時補充するものとする。

第8章 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、次表のとおりである。

第1節 重要水防箇所一覧

1. 直轄区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左 右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
1 菊重3	菊 川	安東ハザマ興行(株)上流 嶺田	左	20	5. 4K ～ 5. 4K+20m	護岸根固め崩壊	積土のう工
2 菊重3	菊 川	生仁場橋上流～大船渡橋下流 嶺田	左	1, 200	6. 2K+100m ～ 7. 4K+100m	河積不足	積土のう工
3 菊重3	菊 川	稻荷部川合流点对岸 嶺田	左	100	7. 0K ～ 7. 0K+100m	護岸根固崩壊 洗掘の未施工	木流し工
4 菊重3	菊 川	大船渡橋上下流 上平川	左	200	7. 6K+100m ～ 7. 8K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重3	菊 川	池村公民館 上平川	左	600	8. 0K+100m ～ 8. 6K+100m	河積不足	積土のう工
6 菊重3	菊 川	池村公民館 上平川	左	50	8. 1K+50m ～ 8. 2K	護岸根固崩壊 洗掘の未施行	木流し工
7 菊重3	菊 川	高田橋250m下流 上平川	左	20	8. 8K+30m ～ 8. 8K+50m	護岸根固崩壊	木流し工
8	菊 川	新加茂橋下流 加茂	左	200	10. 8K+110m ～ 11. 0K+110m	護岸根固崩壊	木流し工
9	菊 川	新菊川橋上流 本所	左	200	12. 6K+100m ～ 12. 8K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重4	菊 川	文化会館アエル駐車場 本所	左	200	12. 8K+100m ～ 13. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
11 菊重5	菊 川	水神橋より150m上流 潮海寺	左	60	15. 9K+40m ～ 16. 0K	H16. 10洪水 被災箇所 護岸未施工	木流し工
12	菊 川	沢水加川合流点より90m下流 和田	左	30	16. 8K+70m ～ 16. 9K	ふとん籠崩壊	積土のう工
13 菊重7	菊 川	沢水加川合流点 吉沢	左	200	17. 0K+100m ～ 17. 2K+100m	河積不足	積土のう工

15 菊重 10	菊 川	生仁場橋上流～稲荷部川 合流点下流 大石～掛川市岩滑	右	630	6.4+110m ～ 7.0K+80m	河積不足	積土のう工
17 菊重 11	菊 川	大船渡橋上流～高田橋400m下 流 下内田	右	850	7.8K+120m ～ 8.6K+110m	河積不足	積土のう工
18	菊 川	東名菊川橋100m下流～ 六郷樋管 半済	右	290	13.2K ～ 13.4K+90m	護岸根固崩壊	木流し工
19	菊 川	六郷樋管 半済	右	40	13.4K+120m ～ 13.4K+160m	護岸根固崩壊	木流し工
20	菊 川	新川橋 上本所	右	60	14.2K+45m ～ 14.2K+104m	護岸根固崩壊 下前田川合流点	木流し工
22 菊重 16	牛淵川	中島橋 ～宮前橋 神尾	左	400	11.0K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	積土のう工
23	牛淵川	江川樋門対岸 嶺田	右	200	4.2K+100m ～ 4.4K+100m	暫定堤防	-
24	牛淵川	中島橋～宮前橋 神尾	右	400	11.0K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	-
25 菊重 18	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流 下平川	左	200	0.2K+110m ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
26 菊重 19	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流 下平川	右	540	0.0K ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
重要度A小計		河川21箇所		6,480			
4 菊重1	菊 川	亀惣川橋～生仁場橋 堂山新田～嶺田	左	800	4.6K+100m ～ 5.4K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重 1, 2, 3	菊 川	菊川下流水管橋～嶺田水位観 測所付近 嶺田	左	1,200	5.4K ～ 6.6K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
6 菊重 2, 3	菊 川	菊川下流水道管橋上流～生仁 場橋上流 嶺田	左	600	5.6K+100m ～ 6.2K+100m	河積不足	積土のう工
7 菊重3	菊 川	佐束川合流点上流 嶺田	左	200	6.4K+100m ～ 6.6K+100m	河積不足	積土のう工
8 菊重3	菊 川	大船渡橋下流 嶺田	左	200	7.4K+100m ～ 7.6K+100m	河積不足	積土のう工
9 菊重3	菊 川	大船橋橋上流 上平川	左	400	7.6K+100m ～ 8.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
10	菊 川	大船橋橋上流	左	200	7.8K+100m	河積不足	積土のう工

菊重3		上平川			～ 8. 0K+100m		
11 菊重3	菊 川	池村公民館上流～旭橋下流 上平川	左	1, 200	8. 6K+100m ～ 9. 8K+100m	河積不足	積土のう工
12	菊 川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	50	11. 1K ～ 11. 2K+53m	護岸一部破損	木流し工
13	菊 川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	130	11. 2K ～ 11. 3K+30	護岸一部破損	木流し工
14	菊 川	小川端防水資材置場～ 加茂神社 加茂	左	70	11. 4K+30m ～ 11. 5K	護岸一部破損	木流し工
15	菊 川	加茂橋下流 加茂	左	400	11. 6K+100m ～ 12. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
16	菊 川	加茂橋下流 加茂	左	50	11. 7K+50m ～ 11. 8K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
17	菊 川	加茂橋上下流 加茂	左	200	11. 8K+100m ～ 12. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
18	菊 川	加茂橋上流 半済	左	100	12. 2K ～ 12. 3K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
19	菊 川	菊川橋上流 半済	左	400	13. 4K ～ 13. 8K	暫定堤防 堤防脆弱性指標t ※による判定	-
20	菊 川	八王子橋下流200m 本所	左	210	14. 6K+110m ～ 14. 8K+100m	河積不足	積土のう工
21 菊重 5・6	菊 川	八王子橋上流100m～ 矢田部橋下流50m 上本所～和田	左	1, 520	15. 0K+100m ～ 16. 6K+100m	河積不足	積土のう工
22 菊重5	菊 川	水神橋～潮海寺橋 潮海寺	左	340	15. 8K ～ 16. 2K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全 性 (Fs) 不足	-
23	菊 川	潮海寺橋下流 潮海寺	左	160	16. 0K ～16. 2K	パイピング破壊安 全照査iv超過	-
24 菊重6	菊 川	潮海寺橋上流 和田	左	420	16. 4K ～ 16. 8K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全 性 (Fs) 不足	-
25 菊重6	菊 川	潮海寺橋上流 和田～富田	左	210	16. 6K ～ 16. 8K	パイピング破壊安 全照査iv超過	-
26	菊 川	立ヶ谷橋～ 大井川用水余水排水樋管 和田～富田	左	300	17. 2K+100m ～ 17. 6K	河積不足	積土のう工

34 菊重 10	菊 川	嶺田水位観測所 嶺田	右	440	6. 4K+110m ～ 6. 8K+110m	暫定堤防	積土のう工
35	菊 川	大船渡橋 下内田	右	180	7. 6K ～ 7. 8K-20m	護岸一部破損	木流し工
36	菊 川	大船渡橋 下内田	右	20	7. 8K-20m ～ 7. 8K	護岸一部破損	木流し工
37 菊重 11	菊 川	高田橋下流400mより下流 下内田	右	230	8. 5K ～ 8. 7K+32m	護岸一部破損	木流し工
38 菊重 11, 12	菊 川	太郎坊大権現下流～旭橋下流 下内田	右	1, 200	8. 6K+110m ～ 9. 8K+110m	河積不足	積土のう工
39 菊重 13	菊 川	新川橋～下前田川上流 半済～本所	右	240	14. 2K+120m ～ 14. 4K+120m	暫定堤防 下前田川合流点	積土のう工
40 菊重 13	菊 川	下前田川合流点 半済～本所	右	40	14. 3K+30m ～ 14. 4K-29m	護岸一部破損	木流し工
41 菊重 13	菊 川	下前田川合流点 本所	右	170	14. 2K+198m ～ 14. 4K+120m	暫定堤防	-
42	菊 川	中央幼稚園～潮海寺橋下流 本所～潮海寺	右	1, 330	14. 6K ～ 16. 0K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
43	菊 川	八王子橋下流200m 本所	右	180	14. 6K+80m ～ 14. 8K+100m	河積不足	積土のう工
44	菊 川	八王子橋上流 本所～潮海寺	右	170	15. 0K+90m ～ 15. 2K+100m	河積不足	積土のう工
45	菊 川	井田樋管上下流 潮海寺	右	400	15. 4K+100m ～ 15. 8K+100m	河積不足	積土のう工
46	菊 川	水神橋150m上流～ 塩井戸樋管 潮海寺	右	150	15. 9K+80m ～ 16. 1K	護岸一部 破損	木流し工
47 菊重 14, 15	菊 川	塩井戸樋管下流～ 立ヶ谷橋上流 潮海寺	右	1, 440	16. 0K+120m ～ 17. 4K+100m	河積不足	積土のう工
48 菊重 14, 15	菊 川	潮海寺橋～立ヶ谷橋上流 潮海寺～富田	右	1, 200	16. 2K ～ 17. 4K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
50	牛淵川	下平川堰より100m上流 下平川	左	200	6. 6K+100m ～ 6. 8K+100m	河積不足	積土のう工
51	牛淵川	堤橋～法華橋 下平川	左	200	7. 2K+100m ～ 7. 4K+100m	河積不足	積土のう工

52	牛淵川	奥横地川合流点より上流 東横地	左	200	10. 2K+100m ～ 10. 4K+100m	河積不足	積土のう工
53	牛淵川	奥横地川合流点 東横地	左	150	10. 2K+141m ～ 10. 4K+100m	暫定堤防	-
54	牛淵川	杉の谷橋 神尾	左	200	10. 6K+100m ～ 10. 8K+100m	河積不足	積土のう工
56	牛淵川	杉の谷橋 神尾	右	200	10. 6K+100m ～ 10. 8K+100m	河積不足	積土のう工
57	丹野川	明治橋 ～黒沢川排水機場（右岸） 赤土	左	200	0. 6K ～ 0. 8K	-	月の輪工
58 菊重 16	丹野川	赤土新橋 赤土	左	50	1. 6K+50m ～ 1. 7K	暫定堤防	積土のう工
重要度B小計		河川47箇所		18, 760			

※「菊重」は重点区間

2. 県管理区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左 右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
袋-1	菊 川	鎌倉橋下流 友田	左 右	20	19. 0K+80m ～ 19. 1K	断面狭小	積土のう工
袋-2	菊 川	谷広橋下流 友田	左 右	50	19. 7K ～ 19. 7K+50m	断面狭小	積土のう工
袋-3	菊 川	谷広橋上流 友田～倉沢	左 右	100	20. 1K+30m ～ 20. 2K+30m	断面狭小	積土のう工
袋-4	菊 川	倉沢橋上下流 倉沢	左 右	200	22. 5K ～ 22. 7K	断面狭小	積土のう工
重要度A小計		河川 4 箇所		370			
袋- 12	上小笠川	御門橋～上内田橋 中内田～掛川市上内田	左 右	1, 770	2. 7K+80m ～ 4. 5K+50m	断面狭小	積土のう工
袋- 13	西方川	JR東海道線橋 ～JR東海道新幹線橋 西方	左 右	1, 200	4. 4K ～ 5. 6K	断面狭小	積土のう工
袋- 14	沢水加川	欠下橋～西田比堰 沢水加	左 右	50	1. 6K+50m ～ 1. 7K	断面狭小	積土のう工
重要度B小計		河川 3 箇所		3, 020			

第2節 水防上重大な影響のある橋梁一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	路 線 名	橋 梁 名 (構造)	形状 (LW) m	位 置	影響の内容	管理者
菊工 -A20	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺線 (2径間連続非合成鈑桁)	49.0 10.25	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -A33	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -A35	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 (RC橋)	12.65 7.8	赤土	桁下高不足	静岡県
菊工 -A36	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ホ-ロ-型PC桁)	18.0 6.5	赤土	桁下高不足	菊川市
菊工 -B2	菊 川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重 合成桁)	80.0 9.0	嶺田	桁下高不足	静岡県
菊工 -B4	菊 川	(一) 小笠掛川線	高田橋 (PCT桁)	86.0 6.7	上平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B5	菊 川	(市) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼 板桁)	51.0 12.0	本所 潮海寺	桁下高不足	静岡県
菊工 -B6	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -B7	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ボ-ステン2連続I桁)	46.3 10.25	吉沢	桁下高不足	菊川市
菊工 -B8	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 (PC桁)	40.9 6.8	下平川	桁下高不足	菊川市
計			10箇所				

第3節 水防上注意を要する水門等一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	水門等の 名称	位置	形 状			種 別	施設 管理者	連絡先
				H	W	連			
菊工 -A2	菊 川	土橋樋管	奈良野	2.0	1.8	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A3	菊 川	排水管	加 茂		φ=0.3		フラップゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A4	菊 川	万田 第2排水樋管	半 済		φ=0.9	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A5	菊 川	八王子 樋管	本 所		φ=0.2	1	ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A6	菊 川	大井川用水余 水排水樋管	富 田		φ=0.3	1	スライド	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A15	菊 川	高田 排水樋管	下内田	2.0	2.0	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A16	菊 川	小川端樋管	加 茂		φ=0.45	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A17	菊 川	宮ノ西排水 樋管	加 茂		φ=0.3		スライドゲート 手 動	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902

菊工 -A18	菊 川	前田樋管	本 所	1.50	1.75	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A19	菊 川	井田樋管	潮海寺	1.00	1.25	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A23	菊 川 (牛淵 川)	高橋川 樋門	河東	3.10	2.73	2	ローラゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A24	菊 川 (牛淵 川)	藤の木 樋管	赤土	1.00	1.00	1	スライドゲート	国土交通省	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A25	菊 川 (牛淵 川)	下平川第1 用水樋管	下平川		$\phi=0.6$	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A26	菊 川 (牛淵 川)	横地第2 樋管	東横地	1.20	0.80	1	フラップ	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
菊工 -A27	菊 川 (牛淵 川)	東横地樋管	東横地	3.00	2.40	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A29	菊 川 (牛淵 川)	嶺田悪水 樋管	嶺田	1.50	2.00	2	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A30	菊 川 (牛淵 川)	下平川第2 用水樋管	下平川		$\phi=0.6$	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A31	菊 川 (牛淵 川)	段横地樋管	東横地	1.50	1.80	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A32	菊 川 (牛淵 川)	山脇用水吐 樋管	神 尾		$\phi=0.3$		ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A34	菊 川 (丹野 川)	峯反法用水 樋管	赤 土	0.25	0.50	1	木製スライド スピンドル	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
直轄区間 計		20箇所							

第4節 湛水注意箇所一覧

関係河川名	位 置	湛水面積 (ha)	摘 要
菊 川	半済～三軒家地内	120.0	
	高田地内	150.0	
黒沢川	下平川地内	60.0	
計	3 箇所	330.0	

第5節 土石流危険溪流一覧

河川名	溪 流 名	所在地 (字)	溪 流 概 況			保全対象 人家戸数
			溪流長 (Km)	流域面積(Km ²)	流下部平均勾配	
内谷川	古谷沢	古 谷	0.22	0.008	6°	5
高橋川	北之谷沢	枝 善	0.2	0.01	5°	5
	枝善沢	枝 善	0.16	0.005	12°	5
丹野川	猿渡沢	猿 渡	0.16	0.03	5°	4
	下組沢	下 組	0.3	0.01	5°	10
菊川	ウチワンヤ沢	本 所	0.18	0.04	8°	22
牛淵川	神尾下沢	神 尾	0.13	0.01	15°	6
	与兵衛谷沢	神 尾	0.07	0.01	16°	7
	殿ヶ谷沢	三 沢	0.13	0.03	9°	6
富田川	井戸沢	富 田	0.38	0.05	8°	2
	市代ノ谷沢	富 田	0.18	0.05	15°	2
	道上ヶ谷沢	富 田	0.13	0.03	10°	3
沢水加川	宮ノ谷沢	沢水加	0.31	0.05	9°	5
	金衛門下沢	沢水加	0.43	0.05	11°	2
	打無沢	沢水加	0.53	0.15	9°	4
	勝田ヶ谷沢	沢水加	0.23	0.04	7°	2
	農ヶ沢	沢水加	0.18	0.05	16°	1
	西田沢	沢水加	0.23	0.09	13°	3
	文字ヶ谷川	沢水加	0.24	0.07	7°	1
西方川	堂ノ谷沢	西 方	0.08	0.04	21°	1
	背戸ノ谷沢	西 方	0.25	0.03	10°	4
	東ノ谷沢	西 方	0.15	0.08	11°	2
牛淵川	神尾上沢1	神 尾	0.13	0.04	9°	4
	神尾上沢2	神 尾	0.24	0.16	7°	3
	神尾沢	神 尾	0.18	0.03	10°	3
	大平川下沢	神 尾	0.10	0.03	17°	2
	神尾下沢1	神 尾	0.10	0.01	17°	2
	神尾下沢2	神 尾	0.10	0.02	17°	4
	白山沢	東横地	0.21	0.02	11°	3
	西郷堂ヶ矢沢	東横地	0.22	0.03	10°	1
	諏訪ノ谷沢1	東横地	0.12	0.01	14°	1
	諏訪ノ谷沢2	東横地	0.13	0.01	13°	4
	西側沢	東横地	0.10	0.01	22°	4
	平四郎ヶ谷沢	三 沢	0.08	0.01	14°	4
	佐次兵衛ヶ谷沢	三 沢	0.07	0.01	16°	1

第9章 雨量観測（雨量の観測及び通報）

1 雨量観測所（静岡県所管1・国土交通省所管3・気象庁所管1 計5箇所）

（1）静岡県所管の雨量観測所 （ ）内はテレメーター観測開始年月日

観測所名	流 域 河川名	位 置	観測者名	観測開始 年 月 日	既往最大 日 雨 量
（テレ） 牧之原	菊 川	牧之原市 東萩間	袋井土木事務所 0538-42-3217	昭和43年4月1日 （S55. 3. 1）	365.0mm

(2) 国土交通省所管の雨量観測所

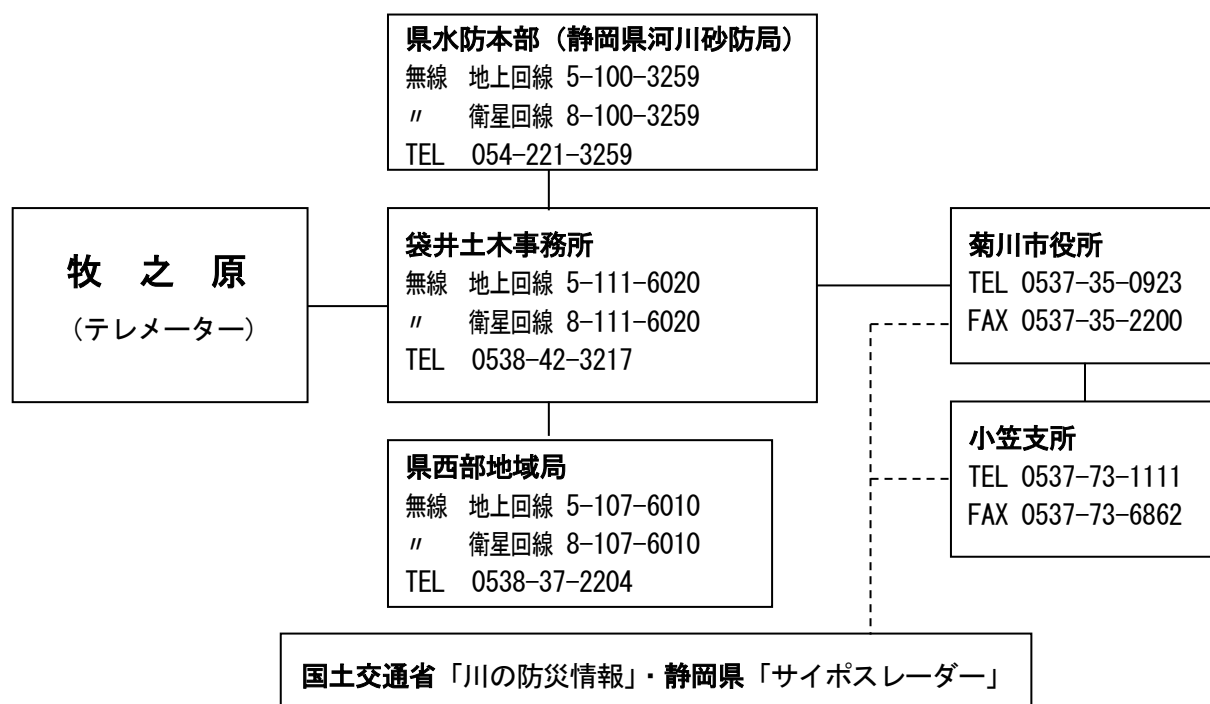
水系名	観測所名	所在地	標高	観測開始日	テレメーター開始年月日
菊 川	平 田	嶺田（平田出張所）	7 m	昭和25年 8 月 27 日	昭和49年 6 月 20 日
	河 城	和田上ノ原	95m		昭和52年 6 月 23 日
	丹 野	丹野奥原	150m		昭和50年 6 月 4 日

(3) 気象庁所管の雨量観測所

観測所名	所在地	観 測 種 目						観測所 の高さ	風向風速 計地上の 高さ
		降水量	気温	風	日照 時間	積雪	その他		
菊川牧之原	倉 沢	○	○	○	○			191m	10m

2 通報（警戒雨量）及び伝達経路

- (1) 24時間以内に80ミリ以上の降雨があった時。
- (2) 連続雨量100ミリの降雨があった時。
- (3) 前各項の通報発信の後、なお引き続き降雨のあった時は30ミリをこえるごとに通報する。



注1) 雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/>）」でも監視が行える。

注2) 国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するXバンドMPレーダの雨量情報を雨量監視に活用する。

「XバンドMPレーダ雨量情報」（<http://www.river.go.jp/Kawabou/ipTopGaiKyo.do>）

第10章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表の基準

(1)大雨注意報

大雨によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(2)洪水注意報

洪水によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(3)大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

(4)洪水警報

洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

第2節 大雨及び洪水注意報・警報の発表基準(菊川市)

1 注意報

(1)大雨注意報

表面雨量指数基準 14

土壌雨量指数基準 79

(2)洪水注意報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=10.6、西方川流域=6.8

複合基準 牛淵川=(7、10.6)、西方川流域=(7、6.8)、菊川流域=(7、12)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

2 警報

(1)大雨警報

表面雨量指数基準 22

土壌雨量指数基準 134

(2)洪水警報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=13.3、西方川流域=8.5

複合基準 牛淵川=(19、13.3)、西方川流域=(11、7.6)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

第3節 大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方

1 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

2 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

3 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川」流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

4 洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を示す。

＜参考＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

第4節 特別警報(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

[静岡県気象台発表の特別警報の発表の基準]

大雨特別警報：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴風特別警報：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

第11章 水位観測（水位の観測及び通報）

1 水位観測所（静岡県所管2・国土交通省所管4 計6箇所）

(1) 静岡県所管の水位観測所 () 内はテレメーター観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

観測所名	流域河川	位置	水位				観測開始年月日	観測者名
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断 (特別警 戒)	氾濫 危険 (危険)		
白岩橋	西方川	加茂	(3.30)	(3.80)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217
竈田橋	上小笠川	中内田	(3.20)	(3.70)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217

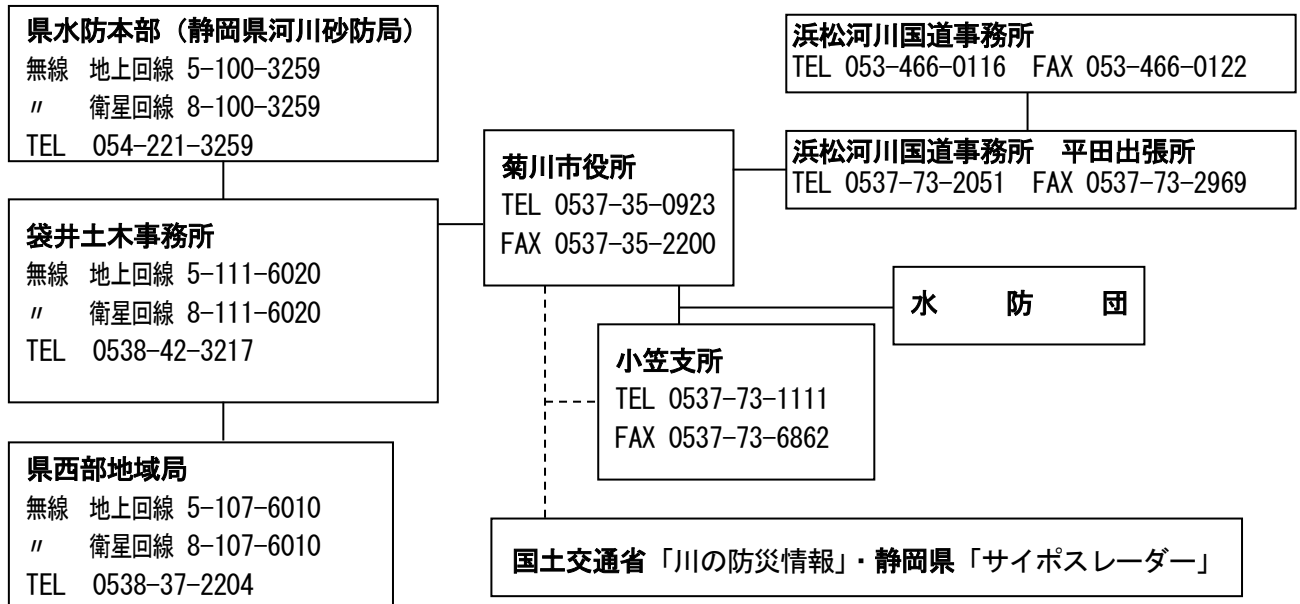
(2) 国土交通省所管の水位観測所

上段：普通観測、下段：自記観測

河川名	観測所名	位置 (Km)	所在地	流域面積 (Km ²)	量水標の 0点(m)	器種	観測開始 年月日	テレメーター 開始年月日
菊川	加茂	左11.9	加茂	34.2	12.000	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
	嶺田	右6.4	嶺田	69.7	2.440	浮体式	S8.6.16 S29.5.1	S50.6.4
牛淵川	堂山	右3.6	堂山新田	33.1	0.608	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
	横地	左10.1Km	東横地	10.93	1.009	水晶式	- S59.3.30	S59.3.30

2 水位の通報及び伝達経路

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻



注）水位情報の入手及び通報については、川の防災情報、サイボスレーダーが正常に機能し水位を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、電話、ファックス等で通報するものとする。

第12章 洪水予報と水防警報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番地八地先から海まで
	右岸 菊川市富田字長行平七十六番地二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
菊川	加茂	加茂	左岸河口より11.9km	1.50m	2.50m	3.20 m	3.20 m	3.50m	5.94m

(3) 洪水予報発表者

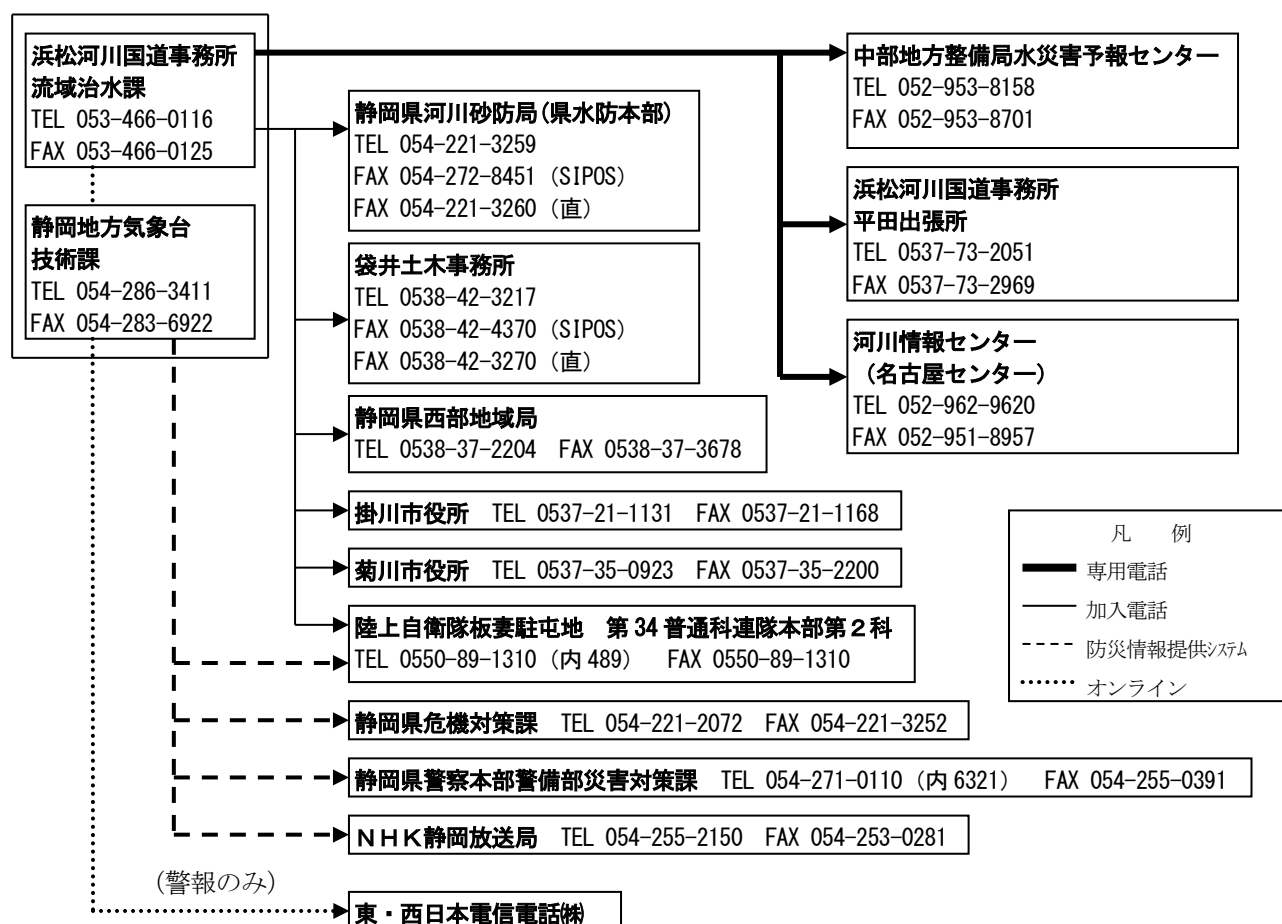
河川名	発表者	発表責任者
菊川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の種類と基準

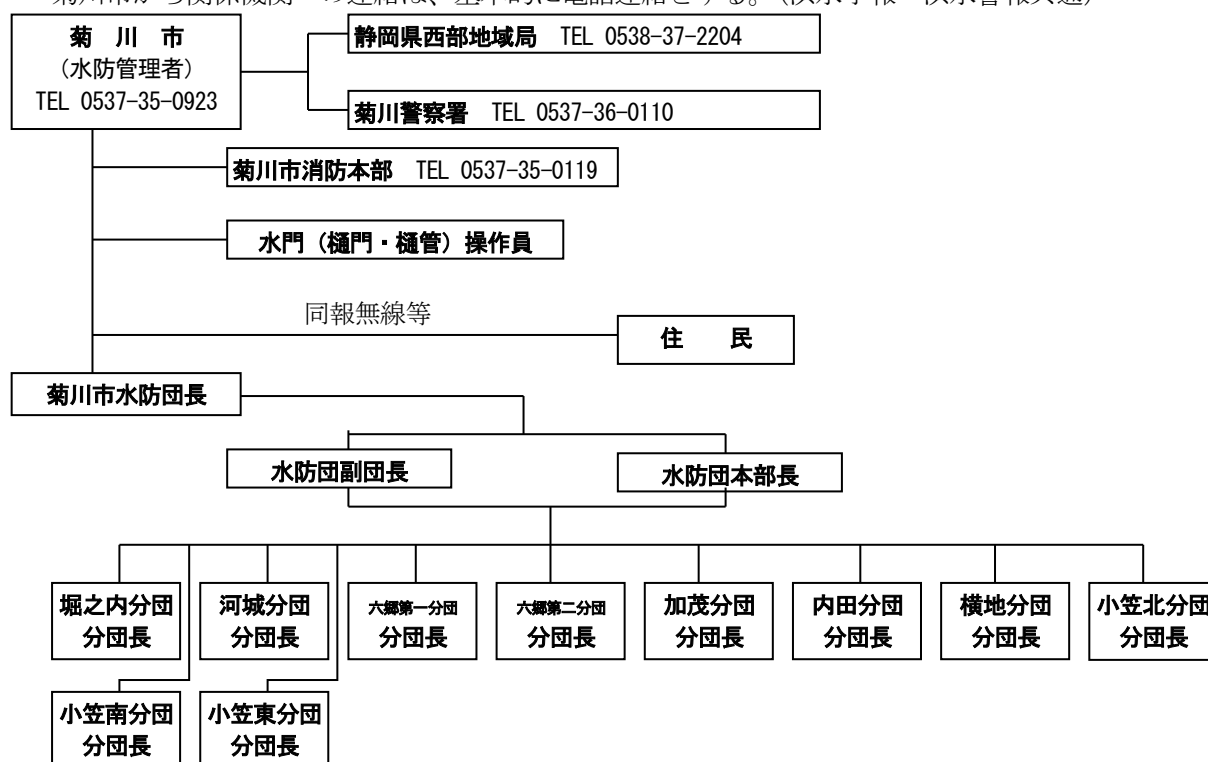
種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき	
氾濫発生情報	堤防からの越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、補足の情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連の番号を付して発表する	

(5) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAX（別表4）で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



菊川市から関係機関への連絡は、基本的に電話連絡とする。(洪水予報・洪水警報共通)



第2節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の発表は浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川及び区域

(m)

河川名	区域		区域延長
菊川	幹 川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
	支 川 (牛淵川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位 置	水防団待機水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
菊川	加茂	加茂小川端	左岸河口から11.9Km	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.94	左7.7 右7.6	左6.4 右5.2
	嶺田	西嶺田	右岸河口から6.4Km	2.00	4.30	4.90	—	—	5.79	左7.4 右7.5	左3.8
支川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.06	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(3) 水防警報発表者

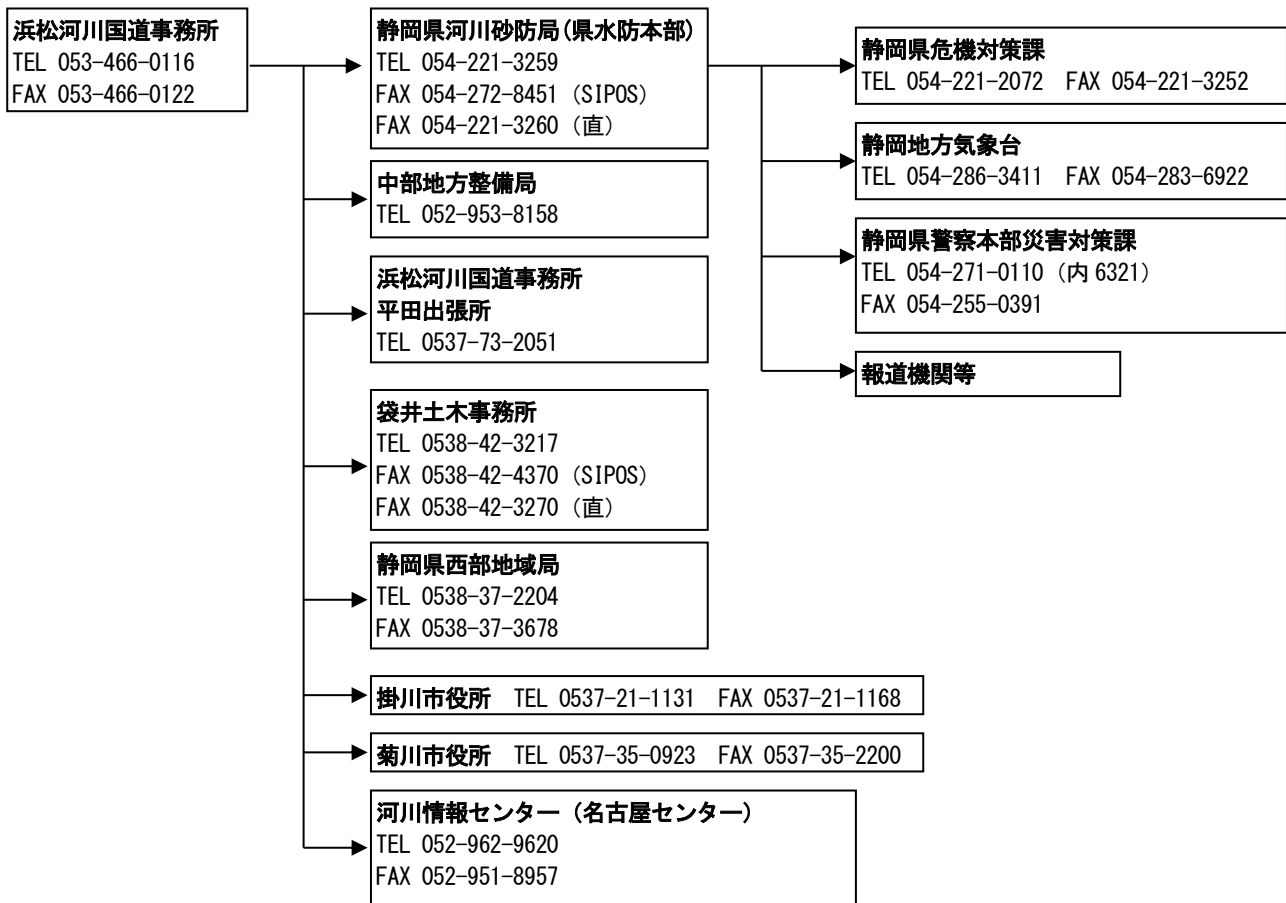
河 川 名	発 表 者
菊 川	浜松河川国道事務所
支川(牛淵川)	浜松河川国道事務所

(4) 水防警報の種類及び発表

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAX（別表5）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第3節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）の水位到達情報は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区 域	区域延長
牛淵川 (支川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12, 300m
	右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断(特別警戒)	氾濫危険水位	危険水位	現況堤防高	堤内地盤高
支川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.26	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	3.94	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

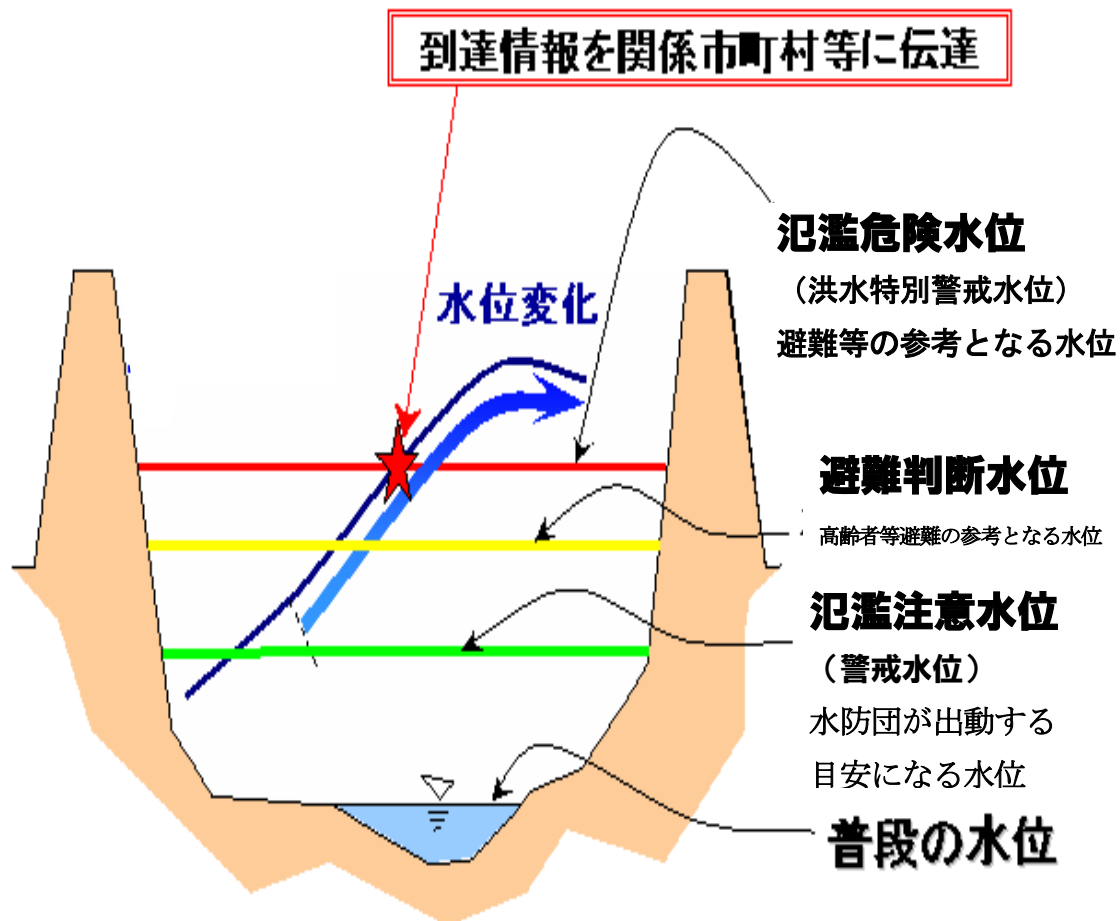
(3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



中部地方整備局管内の氾濫危険水位の設定

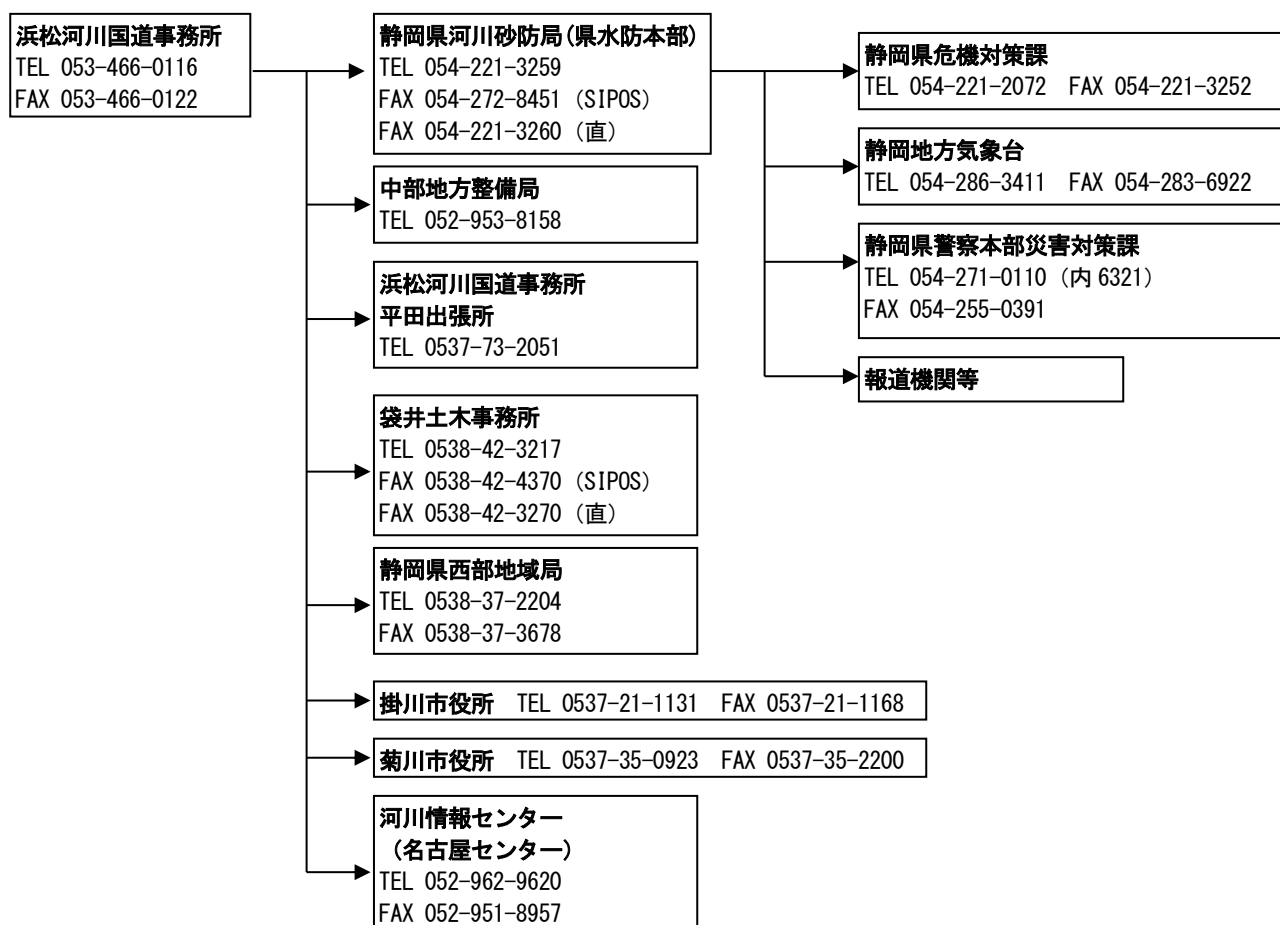
(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAX（別表6）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAX（別表5）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第13章 水防機関の配備及び活動

第1節 非常配備

水防管理者が洪水等により水防活動の必要を認めたとき、及び知事からその警戒の伝達又は指示を受けた場合は、水防管理者の指示により職員ならびに水防団員は、次の要領により非常配備体制に入り水防業務に従事するものとする。

(1) 職員の配備基準等

菊川市災害対策本部運営要領より抜粋

	一般（風水害等）対策	配備職員
事前配備	・市内に警報が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上又は累計雨量100mm以上 ② 水位が水防団待機水位以上 （加茂1.5m、嶺田2.0m、堂山3.1m、白岩橋3.3m、箆田橋3.2m、横地1.8m） ③ 市長が必要と認めた場合	（地震・原子力災害） 危機管理課2名、建設課1名、小笠市民課1名 →職員4名 （一般（風水害等）対策） 次頁「強雨時における職員事前配備参集体制の運用について」のとおり配備するものとする。 ※状況に応じてその他必要な要員を動員する場合がある。
第1次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が2時間以上又は累計雨量150mm以上 ② 水位が氾濫注意水位以上 （加茂2.5m、嶺田4.3m、堂山4.6m、白岩橋3.8m、箆田橋3.7m、横地2.1m） ③ 市長が必要と認めた場合	市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部職員及び各部連携調整室、企画財政部の一部職、財政課職員、企画政策課DX推進係、情報システム係職員、小笠市民課職員、こども政策課の一部職員、福祉課の一部職員、教育文化部の一部職員、議会事務局の一部職員、地区派遣員（総務部）、避難所派遣員 →職員150名（約半数） ※状況により必要な要員のみ動員又は配備職員以外の職員を増員する場合がある。
第2次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が3時間以上又は累計雨量200mm以上 ② 水位が氾濫危険水位以上 （加茂3.5m、堂山5.3m、横地2.7m） ③ 突発災害が発生した場合 ④ 市長が必要と認めた場合	全職員

強雨時における職員事前配備参集体制の運用について

黒沢川流域及び江川流域の内水浸水等の状況を踏まえ、「事前配備」参集体制を下記のとおり運用する。

配備体制	配備職員	配備基準	業務内容
事前配備 第1段階	・危機管理課 2人 ・建設課 1人	●市内に警報が発令された場合 ●水防団待機水位を超過した時 ●時間雨量50mm以上又は累計雨量100mmを超過した時 他	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他
事前配備 第2段階	・危機管理課 2人 ・危機管理課長 ・危機管理課専門監 ・危機管理部長 ・建設課長 ・建設課管理係	●黒沢川又は江川排水機場の操作員が参集した時	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の状況把握、警戒・監視 ●事前配備「第3段階」への移行準備
事前配備 第3段階	・危機管理部の全員 ・危機管理部長 ・建設経済部長及び連携調整室 ・建設課及び都市計画課、農林課の全員 ・小笠市民課 1人 ・総務部長	●黒沢川又は江川排水機場の自家発電機の稼働時 ※自家発電機稼働から、黒沢川樋門全閉まで約40分 黒沢川樋門を閉じると流域で内水浸水被害が発生する ●朝日線アンダーの浸水警報が発信された時 他	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の現地パトロールなど状況把握、警戒・監視 ●第1次配備への移行準備、平川地区センター等への避難所開設準備 ●朝日線アンダーや浸水等により通行が不可能となった市道等の安全確保（通行止め他）

(2) 水防団の配備基準等

待 機	
配備基準	水防に係りのある気象の警報が発せられたとき 概ね市職員の第1配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第1次に示す陣容
態 勢	団長を本部、副団長及び本部長を本部7人・支部4人詰めさせ、団長は、その後の情勢の推移を把握し、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態に置くものとする 正副分団長及び部長並びに班長は所属部蔵置所及び詰所にて待機

準 備	
配備基準	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想させるとき 概ね市職員の第2配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	水防団長・副団長・本部長は、団員の配備計画にあたりとともに、水防機材の整備点検及び堤防巡視等のため団員を出動させる

出 動	
配備基準	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき 概ね市職員の第3配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	河川の監視及び市内巡視等警戒態勢 状況により水防作業、並びに住民の避難誘導

第2節 水防活動

1 水防管理者の指示

水防管理者は、水防警報の連絡を受けたときは、直ちに水防団長にその旨を連絡するとともに、樋門・樋管操作員に対して、樋門・樋管の巡視を行うように指示するものとする。

2 水防団の活動

水防団長は、直ちに各河川等の受持ち区域の分団長に対し、その旨を連絡し、必要団員に堤防巡視を行うよう指示するものとする。分団長は、巡視の状況を随時水防団長に通報するとともに、水防団長は水防本部長に報告するものとする。

水防団員は、水防団長の指示により水防警報を受けたときから、洪水等の危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防活動に従事するものとする。

3 自主水防隊の活動

自主水防隊は、水防警報が発令された旨を水防管理者より連絡を受けたときは、待機の体制をとるものとする。市水防本部が設置された場合は、地区の状況に応じて自主水防隊水防本部を設置し、市水防本部と情報等の相互連絡をとるものとする。また、災害の危険が除去されるまでの間、住民の安全の確保に努めるとともに、市及び水防団の水防作業に協力するものとする。

自主水防隊水防本部を設置した場合には、その旨市水防本部へ連絡するものとする。

4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第3節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

水防信号の発令責任者は、水防団長とする。但し、水防本部長より特別の命令があった場合はこの限りではない。水防団長は水位が警戒水位に達したときは、静岡県水防信号規則第1号により地域住民及び水防団員に周知するものとする。第2号から第4号の水防信号については、各分団長及び関係者からの状況報告に基づき発令するものとする。

水防信号は同報無線により発するものとし、措置事項、水防信号は次のとおりである。

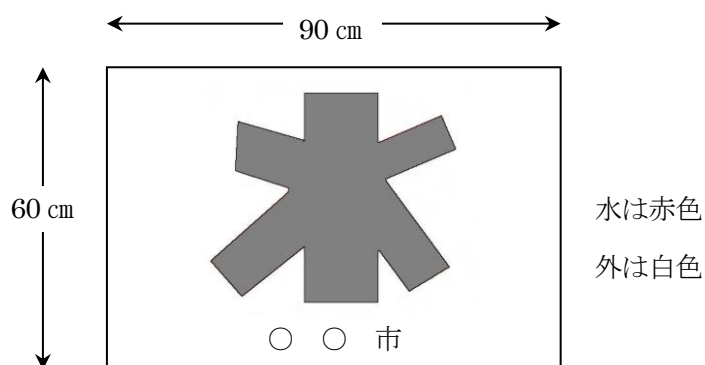
種 類	説 明	サイレン信号		
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	約5秒	約15秒	約5秒
		○ ——— 休止	○ ———	○ ———
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約15秒	約5秒	約15秒
		休止	○ ———	休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約5秒	約6秒	約5秒
		○ ——— 休止	○ ———	○ ———
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約6秒	約5秒	約6秒
		休止	○ ———	休止

第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	約10秒 ○ ———	約5秒 休止	約10秒 ○ ———
第4信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	約5秒 休止	約10秒 ○ ———	約5秒 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘、サイレンを併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達より周知させるものとする。			

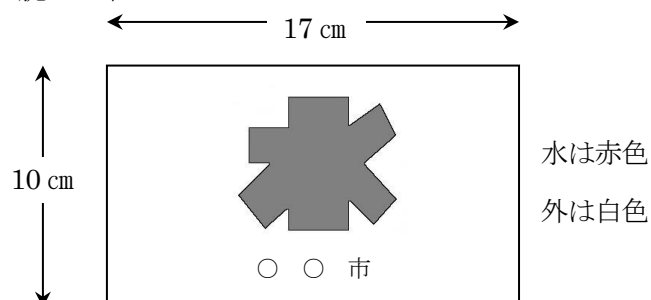
2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次のとおりとする。

（1）水防優先通行車馬標識

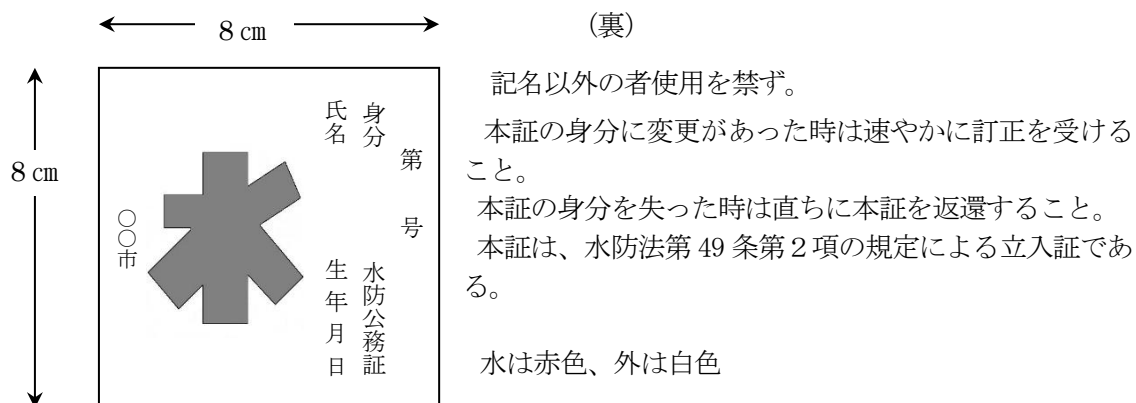


（2）腕章



3 身分証票

水防法第49条第2項の規定による身分証票（昭和31年9月28日県告示第938号）は、次のとおりとする。



第4節 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をした時とする。
- 2 水防団員は 1 による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第5節 水防活動報告

各分団長は、水防活動報告終了後、2日以内に別表11により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

第14章 決壊時の処置

第1節 決壊（被害情報）の通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに水防管理者は、同報無線、その他あらゆる方法により、地域住民、袋井土木事務所長、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

第2節 避難体制

- 1 避難のための立ち退き

堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、水防管理者又はその命を受けたものは速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

- 2 避難所の開設

市は、前号の指示を発した場合には、速やかに避難所を開設し、避難を必要とする者に周知するとともに、市職員を派遣し状況に応じ誘導・収容するものとする。

避難所の開設場所を別表8のとおり指定するものとする。

- 3 避難誘導及び避難所責任者

自主水防隊長は避難所が開設された場合には、避難誘導責任者となり地域を管轄する水防分団及び自治会役員と協力し、避難を必要と認める区域の住民を避難誘導するとともにその旨を水防管理者に報告するものとする。

前号により派遣された市職員は、避難所責任者となり、自主水防隊長及び避難所が開設された施設の管理者の協力を得て避難所の運営にあたるものとする。

- 4 警察署への通知

水防管理者又はその命を受けた者は、立ち退き、又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第 15 章 協力応援

第 1 節 河川管理者の協力

1 国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所)及び静岡県袋井土木事務所の協力

河川管理者(国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所))及び静岡県袋井土木事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報
- (6) 国土交通省の災害対策車両等の派遣

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、浜松河川国道事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受け入れ担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。

なお、派遣要請をした場合は、速やかに県へ報告する。

(災害対策用車両等の派遣に要する費用は、原則として、派遣要請をした市が負担することとする。)

第 2 節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 3 節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第 23 条第 1 項)
但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要すると認める場合は、必要事項を示し県知事に対し要請するものとする。

第 5 節 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第 22 条)

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。
国土交通省窓口の連絡先は以下のとおりである。
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国 土 交 通 省 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
中 部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西 部	浜松河川国道事務所 流域治水課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は別表9のとおりである。

第16章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により水防活動実施後10日以内に袋井土木事務所に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出勤の状況
 - (11) 警察関係の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲水防団とその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 3 水防活動実施報告作成上の注意事項（水防管理団体水防活動実施報告書）
 - (1) 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - (2) 水防管理団体は水防区長（県袋井土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、3部提出すること。
 - (3) 集計表は指定様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- と。4 水防活動実施報告書
各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ指定の様式により翌月3日までに所轄水防区に報告すること。

第 17 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体の水防計画の策定
 - (1) 指定水防管理団体は、静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年必ず水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - (2) 指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規程する市町防災会議を設置する市町である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、静岡県知事に届け出なければならない。
 - (3) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。
- 2 水防管理団体の水防計画の配布
水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第 2 節 水防訓練

- 1 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- 2 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 18 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 浸水想定区域
菊川市における浸水想定区域は、菊川市防災ハザードマップのとおりである。
- 2 災害時要配慮者が利用する施設
菊川市浸水想定区域における災害時要配慮者が利用する施設は、別表 10 のとおりである。
- 3 洪水予報の伝達方法及び伝達事項
菊川浸水想定区域における洪水予報の伝達方法及び事項は次のとおりとする。
 - (1) 伝達方法
 - ア ラジオ、テレビ放送
 - イ 同報無線、ホームページ
 - ウ 広報車
 - エ 電話
 - (2) 伝達事項
 - ア 高齢者等避難又は避難指示（緊急）の主旨
 - イ 高齢者等避難又は避難指示（緊急）が出された地域名
 - ウ 避難所（所在地、名称、受入人員）
 - エ 避難経路及び誘導方法
- 4 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置（法第 15 条）
市は、洪水時は円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、関係機関等の協力を得て、避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、菊川市地域防災計画、第 3 章「災害応急対策計画」第 7 節「避難救出計画」及び菊川市避難情報の判断・伝達マニュアルにより措置するものとする。

第19章 その他

第1節 公用負担

1 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 排水用機器の使用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、下記のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
菊川市水防団〇〇部長 上記の者 「 」の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。	年 月 日 菊川市長 氏 名 ⑩

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令書	
菊川市水防団〇〇部長 目的物 種類 員数 負担内容 使用 収用 処分	第 号 年 月 日 菊川市長 氏 名 ⑩ 事務取扱者 氏 名 ⑩
受領書	
菊川市水防団〇〇部長 公用負担命令書を受領した	第 号 年 月 日 菊川市水防団〇〇部長 氏 名 ⑩

第2節 公務災害保補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、市の条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第6条の2第1項）

菊川市水防協議会条例

平成17年 1 月17日 条例第139号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定に基づき、同条第1項本文の規定により市が設置する菊川市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水防計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、水防に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員
- (2) 静岡県の職員
- (3) 静岡県警察の警察官
- (4) 消防職員
- (5) 水防団の代表
- (6) 学識経験のある者
- (7) 市の職員

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月17日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 ・ 6 年度 菊川市水防協議会委員名簿（令和 6 年 4 月 1 日現在）
（任期）令和 7 年 3 月 31 日まで

職 名	行政機関・団体等	役 職	氏 名	備考
会 長	菊川市	市 長	長谷川 寛彦	
委 員	国土交通省 浜松河川国道事務所	所 長	白井 宏明	令和 6 年度から
委 員	静岡県 袋井土木事務所	所 長	榊原 正彦	
委 員	静岡県西部地域局	西部危機管理監	北堀 健二	
委 員	静岡県警察 菊川警察署	署 長	岩瀬 盛一	令和 6 年度から
委 員	国土交通省OB	学識経験者	中村 修治	
委 員	菊川市消防本部	消防長	八木 一巳	
委 員	菊川市消防本部	消防署長	二俣 章太郎	
委 員	菊川市消防団	団 長	縣 佑次	
委 員	菊川市消防団	副団長	平川 悠太	令和 6 年度から 菊川地区
委 員	菊川市消防団	副団長	山下 竜弥	小笠地区
委 員	菊川市役所	危機管理部長	竹内 浩巳	
委 員	菊川市役所	建設経済部長	星野 和吉	令和 6 年度から
委 員	菊川市役所	建設課長	浅羽 淳	

（計 1 4 人）

別表 2

菊川市災害対策（警戒）本部編成表（菊川市職員の配備上の留意事項から抜粋）

正副本部長	—	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	モニタリング要員 ※原子力災害時	別に定める要員（個別に任命）
	小笠地区情報収集員 ※一般風水害時	小笠市民課（市民環境班を兼ねる）
総務部	総務班	総務課、議会事務局、監査委員事務局
	情報収集班	地域支援課
	情報伝達班	総務部参事、市長公室
	連携調整班	各部連携調整室
企画財政部	企画調整班	企画政策課、財政課、会計課
	調査班	税務課
生活環境部	市民環境班	市民課、環境推進課、小笠市民課（小笠地区情報収集員を兼ねる）
	上下水道班	水道課、下水道課
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	健康づくり課、長寿介護課、子育て応援課（こども保健係、こども発達係）
	福祉避難班	福祉課、長寿介護課、子育て応援課（家庭支援係、こども相談係）
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	建設課、都市計画課
	経済班	商工観光課、産業支援センター、農林課、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	教育総務課、学校教育課
	社会教育班	社会教育課、図書館
消防本部	消防・救急班	消防総務課、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※災害対策本部における本部員は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長、議会事務局長及び危機管理課専門監で組織する。

※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、□枠で表示する所属長とする。

災害対策本部事務分掌

(1) 各班共通事項

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3 所属職員への動員連絡に関すること。 4 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	1 所管市有施設の被害状況に関すること。 2 所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 4 災害復旧事業計画の策定に関すること。 5 災害復旧事業の実施に関すること。 6 所管災害応急対策に係る記録の収集及び整理に関すること。 7 他の班への応援に関すること。

(2) 班別事務分掌

区 分	班 名	事 務 分 掌
危機管理部	総括班	1 災害対策本部の設置に関すること（本部室の準備） 2 職員の非常招集に関すること 3 各班との連絡調整及び総括に関すること 4 県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること 5 各種輸送の連絡調整に関すること 6 防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること 7 市民からの要請に対する処理に関すること 8 災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること 9 自衛隊の派遣要請に関すること 10 災害救助法の適用に関すること 11 避難所の開設に関すること 原子力災害 ・放射線防護に関すること ・ヨウ素剤の保管に関すること ・広域避難対策に関すること ・オフサイトセンター、モニタリング要員に関すること
	地区派遣員	1 各地区（自治会）の情報収集に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 避難所運営の支援に関すること 原子力災害

		・安定ヨウ素剤の運搬及び配布の支援に関すること ・避難者及び避難バスの誘導に関すること
	避難所派遣員	1 避難所の開設・運営支援に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること
	モニタリング要員 原子力災害時	1 緊急時モニタリングに関すること
	小笠地区情報収集員 一般風水害時	1 小笠地区内の情報収集に関すること 2 本部への情報連絡に関すること 3 災害対策における各班との連携に関すること 4 災害対策本部の特命事項に関すること
総務部	総務班	1 災害対策本部会議の運営に関すること 2 本部必需品の緊急調達に関すること 3 職員の動員及び調整に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 職員の災害補償に関すること 6 職員への給食に関すること 7 職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関すること 8 県等からの応援職員の受入れに関すること 9 市議会議員との連絡調整に関すること 10 国、県等の視察・調査に関すること 11 緊急物資集積場所の設置・運営に関すること 12 災害救助用物資の輸送に関すること
	情報収集班	1 気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、FAX等の受信）に関すること 2 各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関すること 3 被害情報、写真の記録、整理に関すること 4 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の收集整理に関すること 5 防災行政無線等の利用調整に関すること
	情報伝達班	1 新聞、テレビ、HP、同報無線、防災メール、SNS、dボタン等による情報の伝達に関すること 2 市民への避難指示等の情報伝達に関すること 3 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること 4 災害応急対策の広報に関すること
	連携調整班	1 各班間の連絡調整に関すること 2 各班の活動状況の取りまとめに関すること 3 各班の応援に関すること
企画財政部	企画調整班	1 庁舎及び設備の被害状況のとりまとめ及び緊急機能確

生活環境部		保措置に関すること 2 市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関すること 3 被災者の生活相談に関すること 4 被災復興相談窓口の設置に関すること 5 国、県等関係機関への要請、陳情に関すること 6 災害対策の予算措置に関すること 7 災害経理の出納に関すること 8 義援金の保管及び配分に関すること 9 市有車両の配車に関すること 10 災害時緊急車両の手続きに関すること 11 災害救助用車両の借上げに関すること 12 災害復旧事業計画に係る調査及び策定に関すること 13 庁内の情報ネットワークに関すること
	調査班	1 市税減免に関すること 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること 3 被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関すること 4 家屋等の被害状況の調査に関すること
	市民環境班	1 来庁者の保護に関すること 2 災害時における来庁者への案内に関すること 3 J R 滞留客の誘導及び保護に関すること 4 臨時ヘリポートの開設に関すること 5 災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関すること 6 遺体の埋火葬等処理に関すること 7 動物の保護管理に関すること 8 被災地の防疫に関すること 9 衛生資材の調達に関すること 10 ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理（公費解体を含む。）に関すること 11 遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関すること 12 小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関すること 13 小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関すること 一般風水害時 ・小笠地区の情報収集に関すること
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急給水、復旧対策に関すること 2 浄水用薬品の調達に関すること 3 災害時の飲料水の確保に関すること

		4 市指定水道工事店の動員要請に関する事
健康福祉部 こども未来 部	健康救護班	1 救護所の開設に関する事 2 救護所への医療職の動員要請に関する事 3 医療及び助産体制に関する事 4 感染症予防に関する事 5 救急医療品及び衛生材料の確保に関する事 6 罹災者の医療救護に関する事 7 罹災者に対する健康支援及び栄養指導に関する事 8 罹災者の精神保健対策に関する事 9 罹災妊産婦及び新生児の医療に関する事 原子力災害 ・外部及び内部被ばくを受け、又は受けた恐れのある者の 検査及び健康相談に関する事 ・ヨウ素剤投与の補助に関する事
	福祉避難班	1 災害救助法に係る事務に関する事 2 総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能 確保措置に関する事 3 罹災世帯の低所得、身体障がい者、独り暮らし老人、 児童、母子世帯等の援護に関する事 4 罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付けに関す ること 5 社会福祉施設（障がい者、高齢者等）の被害状況の調 査及び応急対策、調整に関する事 6 義援金の受付けに関する事 7 配慮者（避難行動要支援者）の対応に関する事 8 ボランティア活動の支援に関する事 9 避難行動要支援者台帳の開示に関する事 10 福祉避難所の開設及び運営支援に関する事 11 高齢者及び障がい福祉サービスの状況確認、調整に関 すること 12 地域包括支援センターに関する事 原子力災害 ・要配慮者の避難支援に関する事
	幼保班	1 災害時の園児、児童等の安否確認と避難誘導、引渡し 等管理及び指導に関する事 2 幼保施設及び放課後児童クラブの休園等の運営管理に 関すること 3 幼保施設及び放課後児童クラブの被害状況の調査及び 報告に関する事 4 避難所運営の支援に関する事
建設経済部	事業班	1 道路啓開に関する事 2 土砂災害危険箇所の状況確認に関する事

		3 道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関すること 4 応急復旧対策工事に関すること 5 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること 6 建設業組合などへの作業依頼に関すること 7 河川の障害物の除去に関すること 8 土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧に関すること 9 都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関すること 10 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 11 住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関すること 12 応急危険度判定士に関すること 13 応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること 14 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること 15 都市公園の被害調査及び災害復旧に関すること 16 施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関すること
	経済班	1 工事中現場の二次災害防止対策に関すること 2 商工業、農業及び林業の被害調査に関すること 3 緊急物資の調達及びあっせんに関すること 4 飼料及び畜産物に関すること 5 家畜伝染病予防及び防疫に関すること 6 中小企業者、農林業者の災害金融に関すること 7 農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関すること 8 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関すること 9 保管農薬の安全に関すること 10 死亡獣畜の処理に関すること 11 農林業者の生活維持対策に関すること 12 土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関すること 13 農地及び農業用施設の被害調査に関すること 14 森林火災に関すること 15 ため池等の水量調整の指導に関すること 16 支援物資の受付に関すること 17 災害寄付金（ふるさと納税対応）に関すること 18 応急復旧資材のあっせんに関すること 19 商工団体との連絡調整に関すること 20 保養センター及び観光施設に関すること 21 産業支援センターに関すること

教育文化部	教育総務班	1 災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関すること 2 義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること 3 教職員の動員及び調整に関すること 4 休校等学校の管理に関すること 5 災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関すること 6 学校給食に関すること 7 炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関すること 8 給食センター施設の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること 9 避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関すること 10 教育委員会からの指示に関すること
	社会教育班	1 社会教育施設、社会体育施設、及び図書館及び小笠児童館における利用者の保護に関すること 2 社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること 3 文化財の被害調査に関すること 4 避難所の開設・運営支援に関すること
消防本部	消防・救急班	1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること 4 避難誘導に関すること 5 災害広報活動に関すること 6 危険物の保安対策に関すること 7 関係消防本部との連絡調整に関すること 8 所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関すること 9 消防団との連絡調整に関すること <u>原子力災害</u> ・放射性物質及び放射線防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること

	消防・水防班 （消防団・水防団）	1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること 3 人命の救助及び応急救護に関すること 4 避難誘導に関すること 5 災害広報活動に関すること 6 地域防災関係機関との連絡調整に関すること
--	---------------------	---

別表3 水防資材

河 川	水防倉庫	資 材																									
	名 称	杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
菊 川	市 役 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊 川	加 茂	246		22,000		50	130		100		50	40	70	15		34		5			1		48	2			
菊 川	池 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊 川	嶺 田	30		1,000		5					3		5			3		2	2		3						
丹 野 川	丹 野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹 野 川	川 上	80		1,000		5	5				3		5			3		2	2		3						
丹 野 川	赤 土 上	100		1,000		5	20			2	3		7	3		3		2	2	5	3						
丹 野 川	赤 土 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛 淵 川	下 平 川	30		1,000		5	5			1	2		5			4		2	3		3						

※なお、各分団の資材調達について、状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、当該地域の業者等により調達するものとする。（菊川市役所は老朽化、丹野、池村及び赤土下は取り壊しのため除外）

別表 4

発表者		第 1 受報者	第 2 受報者	第 3 受報者
国土交通省 気象庁	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

菊川氾濫注意情報

菊 川 洪 水 予 報 第 1 号
洪水注意報（発表）
令和元年10月12日09時30分
浜松河川国道事務所 静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】菊川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】菊川の加茂水位観測所（菊川市）では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	11日17時00分～12日09時20分 までの流域平均雨量	12日09時20分～12日12時20分 までの流域平均雨量の見込み
菊川流域	118 ミリ	50 ミリ

(水位)

菊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
加茂 水位観測所 (菊川市)	12日09時20分の状況	2.53				
	12日10時20分の予測	2.48				
	12日11時20分の予測	2.39				
	12日12時20分の予測	2.74				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m3/s))

観測所名	加茂 水位観測所		
	菊川市		
レベル4水位	3.50		

氾濫危険水位※			
レベル3 水位 避難判断水位※	3.20		
レベル2 水位 氾濫注意水位	2.50		
レベル1 水位 水防団待機水位	1.50		
受け持ち区間	菊川 左岸 菊川の河口から菊 川市富田河原田地 先まで 右岸 菊川の河口から菊 川市富田長行地先 まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	静岡県菊川市堂山新田地先、 静岡県菊川市嶺田地先、 静岡県菊川市下平川地先、 静岡県菊川市上平川地先、 静岡県菊川市土橋地先、 静岡県菊川市奈良野地先、 静岡県菊川市下内田地先、 静岡県菊川市西横地地先、 静岡県菊川市加茂地先、 静岡県菊川市本所地先、 静岡県菊川市半済地先、 静岡県菊川市和田地先、 静岡県菊川市吉沢地先、 静岡県菊川市潮海寺地先、 静岡県菊川市富田地先、 静岡県菊川市大石地先、 静岡県菊川市月岡地先、 静岡県掛川市国安地先、 静岡県掛川市国包地先、 静岡県掛川市千浜地先、 静岡県掛川市中地先、 静岡県掛川市菊浜地先、 静岡県掛川市三俣地先、 静岡県掛川市海戸地先、 静岡県掛川市岩滑地先、 静岡県掛川市大坂地先、 静岡県掛川市中方地先、 静岡県掛川市下土方地先、 静岡県掛川市西之谷地先、 静岡県掛川市川久保地先		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター 電話：053-466-0116 (内線) 764371

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

別表 5

正規

水防警報（準備）

発令河川	準水位観測所	発表 号
菊川	加茂水位観測所	第 1 号

令和元年 10 月 12 日 09 時 30 分

国土交通省 浜松河川国道事務所発表

【 況】
菊川の加茂水位観測所（菊川市)の水位は、12 日 09 時 20 分
2.53m です。

【発 表】
水防機関は準備してください。

(参考)
菊川 加茂水位観測所（菊川市）
（受け持ち区間は 菊川左岸：菊川市上平川地先から菊川市富田河原田地先まで、右岸：菊川市下内
田地先から菊川市富田長行地先まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター 電話：053-466-0116 (内線)
764371

(参考)
加茂【静岡県菊川市】
計画高水位 : 5.94m
氾濫危険水位 : 3.50m
避難判断水位 : 3.20m
氾濫注意水位 : 2.50m
水防団待機水位 : 1.50m

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表 6

発表者	第 1 受報者	第 2 受報者	第 3 受報者
国土交通省 浜松河川国道事務所	機関名	機関名	機関名

正規

川(横地水位観測所) 氾濫警戒情報

令和元年 10 月 12 日 08 時 40 分
国土交通省 浜松河川国道事務所発表
(第 2 号)

【主文】

【警戒レベル 3 相当情報 [洪水]】 川の横地水位観測所 (菊川市)では、12 日 08 時 30 分 に、避難準備・高 者等避難 の発令の 安となる避難判断水位 (2.30m) に しました。

市 からの避難情報に 分注意するとともに、 な防災行動をとって下さい。

(参考)

川 横地水位観測所 (菊川市)
(受け持ち区間は 川左岸 : 菊川市 土 地先から菊川市 地先まで、右岸 : 菊川市下 平川 方田地先から菊川市 地先まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	2.70m	水防 第 1 3 で規定される 警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	2.30m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.10m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位 : 水位観測所受け持ち区間のうち、第 1 位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター 電話 : 053-466-0116 (内線) 764371

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表 7 水防団出動体制

令和 6 年 4 月 1 日 (実員数)

分団部名	団員 定数	団員 実員数	出動体制人員		集結場所
			待 機 (第 1 次)	準 備・出 動 (第 2 次)	
本 部 (女性消防隊)	2 3 (1 0)	2 2 (9)	2	2	菊川市役所
			1 1	1 1	市消防本部
堀之内分団	4 0	2 6	6	5	所属詰所
河城分団	4 0	1 5	0	1 0	所属詰所
六郷第一分団	2 0	1 4	3	4	所属詰所
六郷第二分団	6 0	3 5	1 2	2 1	所属詰所
加茂分団	2 0	2 1	6	1 5	所属詰所
内田分団	2 0	2 1	3	1 5	所属詰所
横地分団	2 0	2 6	3	1 7	所属詰所
小笠北分団	4 0	3 3	8	1 6	所属詰所
小笠南分団	2 0	1 6	6	1 0	所属詰所
小笠東分団	3 5	1 6	8	3	所属詰所
機能別団員	2 6	2 8	0	2 0	所属詰所
合 計	3 6 4	2 7 3	6 8	1 3 6	

※出動体制人員：菊川市役所職員(55名)、他公務員(5名)及び女性団員(9名)を除く

※待機(第1次)：班長以上の団員

水防分団詰所(消防団各蔵置所を詰所とする)

分団	所 在 地	電 話	分団	所 在 地	電 話
堀之内分団	堀之内429-1	36-0152	加茂分団	加茂1675-1	36-0936
	西方2312-5	36-1104	内田分団	中内田4741-2	36-3469
河城分団	潮海寺345-1	36-4492	横地分団	東横地1999-1	35-4355
	吉沢461-3	35-3169	小笠北分団	下平川1904-1	73-5741
六郷第一分団	本所1313	36-5449		嶺田1046-3	73-5742
六郷第二分団	本所2407-1	35-2045	小笠南分団	高橋2402-11	73-5743
	牛淵134-1	36-4011	小笠東分団	川上740-1	73-5744
	牛淵2115-12	27-2835※		赤土2251-1	87-2933※

※市外局番0538

別表 7 (つづき)

各河川に対する水防区域は、次のとおりとし、各分団の配備区域はおおよそ所轄区域とする。

ただし、状況と本部の指令により相互協力して応援するものとする。

水 防 団	管 轄 区 域	
分団名		
堀之内分団	堀之内分団管轄内の応援 西方川両岸	栗林橋から起点まで
河城分団	菊川両岸 沢水加川両岸 富田川両岸	谷田部橋から市境まで 全区間 全区間
六郷第一分団	菊川両岸	菊川橋から谷田部橋まで
六郷第二分団	菊川両岸 小出川両岸 牛湊川両岸 六郷第二分団管轄内の応援	新菊川橋から菊川橋まで 境橋から起点まで 前川橋から起点まで
加茂分団	菊川右岸 菊川左岸 西方川両岸	西方川合流点から新菊川橋まで 小川端橋から新菊川橋まで 菊川合流点から栗林橋まで
内田分団	菊川右岸 上小笠川両岸 稲荷部川両岸	旧大東町境から西方川合流点まで 菊川合流点から掛川市境まで 全区間
横地分団	菊川左岸 牛湊川両岸 小出川両岸	高田橋から小川端橋まで 旧小笠町境から前川橋まで 菊川合流点から境橋まで
小笠北分団	菊川左岸 牛湊川右岸 牛湊川左岸 菊川両岸 牛湊川右岸	井宮神社付近より高田橋まで 新川橋より旧菊川町境まで 丹野川合流点より旧菊川町境まで 旧大東町境より井宮神社付近まで 旧大東町境より新川橋まで
小笠南分団	牛湊川左岸 高橋川両岸 江川左岸	旧大東町境より江川合流点まで 全域 牛湊川合流点より江川 2 号橋まで
小笠東分団	丹野川両岸 古谷川両岸 江川両岸 牛湊川左岸 丹野川両岸 江川右岸 古谷川両岸 内谷川両岸	赤土新橋より丹野池まで 丹野川合流点より石神橋まで 江川 2 号橋より江川起点まで 江川合流点より丹野川合流点まで 牛湊川合流点より赤土新橋まで 牛湊川合流点より江川 2 号橋まで 石神橋より赤土沢まで 全域

別表08.【避難所開設場所】 ※地域防災計画資料編 11-3 《指定避難所》 予定場所（地震災害・一般風水害）（R4.12月末現在）

番号	避難所	所在地	電話	デジタル地域 防災無線	指定避難所の運用について					体育館		校舎・施設	
					地震災害時に利用	一般風水害時に利用	地区防災連絡会本部 として利用	福祉避難所※ 1	特設公衆電話	㎡	受入人数 (人/3.3㎡)	㎡	受入人数 (人/3.3㎡)
1	堀之内小学校	静岡県菊川市西方2140	0537-35-2108	231	○	-	-	-	-	919	278	3,514	1,064
2	加茂小学校	静岡県菊川市加茂5114	0537-35-3347	234	○	-	-	-	-	773	234	5,066	1,535
3	内田小学校	静岡県菊川市下内田1637	0537-35-2632	235	○	-	-	-	-	894	270	2,653	803
4	横地小学校	静岡県菊川市東横地1886	0537-35-3552	236	○	○（体育館）	-	-	-	753	228	2,400	727
5	六郷小学校	静岡県菊川市本所2200	0537-35-3147	233	○	-	-	-	-	1,065	322	5,079	1,539
6	河城小学校	静岡県菊川市吉沢556	0537-35-3330	232	○	-	-	-	-	878	266	3,128	947
7	小笠北小学校	静岡県菊川市嶺田59	0537-73-2054	237	○	○（体育館）	-	-	-	1,032	312	4,921	1,491
8	小笠南小学校	静岡県菊川市高橋3503	0537-73-2220	238	○	-	-	-	-	894	270	3,060	927
9	小笠東小学校	静岡県菊川市川上1348-2	0537-73-2050	239	○	○	-	-	-	912	276	3,455	1,046
10	菊川西中学校	静岡県菊川市加茂38	0537-35-3546	242	○	-	-	-	設置済	1,362	412	5,633	1,706
11	菊川東中学校	静岡県菊川市本所670	0537-35-2335	241	○	-	-	-	設置済	1,089	330	5,565	1,686
12	岳洋中学校	静岡県菊川市下平川5430	0537-73-2400	243	○	-	-	-	設置済	1,337	405	5,112	1,549
13	保養センター（小菊荘）	静岡県菊川市大石88	0537-73-2460	269	○	-	-	-	-	-	-	1,806	547
14	中央公民館	静岡県菊川市下平川6225	0537-73-1114	261	○	-	-	-	-	-	-	176	53
15	市民総合体育館※ 2	静岡県菊川市赤土1070-1	0537-73-5600	262	○	-	-	-	-	3,687	1,117	-	-
16※ 4	県立小笠高校 体育館	静岡県菊川市東横地1222-3	0537-35-3181	251	○	-	-	-	-	2,667	808	-	-
17※ 4	常葉大学附属菊川中・高校体育館（自修館）	静岡県菊川市半済1550	0537-35-3171	-	○	-	-	-	-	2,245	671	-	-
18※ 4	菊川南陵高校 体育館	静岡県菊川市河東5442-5	0537-73-5141	-	○	-	-	-	-	1,255	380	-	-
19	西方地区センター	静岡県菊川市西方2300-1	0537-36-0682	211	-	○	該当	-	-	-	-	460	139
20	町部地区センター	静岡県菊川市堀之内1500	0537-36-0455	212	-	○	該当	-	-	-	-	603	182
21	加茂地区センター	静岡県菊川市加茂5112	0537-36-0487	213	-	○	該当	-	-	-	-	414	125
22	内田地区センター	静岡県菊川市下内田1730	0537-36-5499	214	-	○	該当	-	-	-	-	642	194
23	横地地区センター	静岡県菊川市土橋 2 8	0537-35-3352	215	-	-	該当	-	-	-	-	427	129
24	六郷地区センター	静岡県菊川市本所2406	0537-35-3459	216	-	○	該当	-	-	-	-	533	158
25	河城地区センター	静岡県菊川市吉沢451-1	0537-36-0681	219	-	○	該当	-	-	-	-	639	193
26	牧之原農村婦人の家	静岡県菊川市牧之原227-5	0548-27-2838	217	○	○	該当※ 3	-	-	-	-	382	115
27	青葉台コミュニティセンター	静岡県菊川市青葉台1-12-2	0537-35-0202	218	○	○	該当※ 3	-	-	-	-	501	151
28	嶺田地区コミュニティセンター（みねだ会館）	静岡県菊川市嶺田1273	0537-73-3737	266	-	-	該当	-	-	-	-	472	143
29	平川コミュニティ防災センター（ひらかわ会館）	静岡県菊川市下平川1835	0537-73-1010	220	-	○	該当	-	-	-	-	476	144
30	小笠南地区コミュニティセンター□〔みなみやま会館）	静岡県菊川市高橋3669-1	0537-73-6330	221	-	○	該当	-	-	-	-	476	144
31	小笠東地区コミュニティセンター□〔くすりん）	静岡県菊川市川上1371-2	0537-73-6566	222	-	-	該当	-	-	-	-	569	172
32※ 4	布引原南公民館	静岡県菊川市赤土2250-7	-	501	○	○	-	-	-	-	-	324	98
33※ 4	和松会（松秀園）地域交流部分	静岡県菊川市高橋2774-1	0537-63-1100	281	○	-	-	該当	-	-	-	381	10～30
34※ 4	白翁会（喜久の園）うらら部分	静岡県菊川市仲島2-4-16	0537-37-1231	-	○	-	-	該当	-	-	-	333	10～30
35※ 4	白翁会（光陽荘）	静岡県菊川市潮海寺682-1	0537-36-5051	283	○	-	-	該当	-	-	-	2,108	10～20
36※ 4	草笛の会（草笛作業所）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5239	282	○	-	-	該当	-	-	-	650	10～20
37※ 4	草笛の会（かすが）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5580	-	○	-	-	該当	-	-	-	551	10～20
38※ 4	草笛の会（菊川寮）	静岡県菊川市東横地133	0537-73-6202	-	○	-	-	該当	-	-	-	2,338	10～20
39※ 4	和松会（清松園）	静岡県菊川市棚草1284	0537-73-2662	-	○	-	-	該当	-	-	-	1,706	10～20
40※ 4	東遠学園（東遠地区生活支援センター）	静岡県菊川市西方4345-2	0537-35-2753	256	○	-	-	該当	-	-	-	1,100	10～30
41※ 4	Mネット東遠（地活センター含む）	静岡県菊川市赤土1660-1	0537-73-1033	-	○	-	-	該当	-	-	-	297	10～30
42※ 4	Mネット東遠（きくがわ作業所）	静岡県菊川市本所1407-4	0537-28-9711	-	○	-	-	該当	-	-	-	297	10～30

- ・災害の規模及び被災の程度によって、指定避難所の用途を変更する可能性がある。
- ・菊川地区の小中学校は、開放区のみ計上している。
- ・各自主防災会の任意避難地は、各自主防災会において予め決めておくものとする。

※ 1 和松会（清松園・松秀園）、白翁会（喜久の園・光陽荘）、草笛の会、東遠学園、Mネット東遠は、要配慮者（災害時要援護者）を受入れする「福祉避難所」とする。
開設の有無については、菊川市災害対策本部で決定する。

※ 2 市民総合体育館は、原子力災害時に避難所として使用する。

※ 3 六郷地区センターが利用出来ない場合、代替施設として利用する。

※ 4 菊川市の所有ではない施設

災害対策用車両等一覧表

別表 9

災害対策機械名	建設機械番号	規 格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	車両位置情報システム呼出名称	中部地整備保有台数		
対策本部車	13-1519	拡幅型	1 台	平成 1 3 年度	静岡国道事務所	○	静岡対策 1	8 台		
	21-4502	拡幅型	1 台	平成 2 1 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津対策 1			
	21-4503	拡幅型	1 台	平成 2 1 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋対策 1			
	26-4508	拡幅型	1 台	平成 2 6 年度	中部技術事務所	○	中技対策 1			
	30-1505	拡幅型	1 台	平成 3 0 年度	三重河川国道事務所	○	三重支援 1			
	R02-4506	拡幅型	1 台	令和 2 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上対策 1			
	R02-4507	拡幅型	1 台	令和 2 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松対策 1			
	R02-4508	拡幅型	1 台	令和 2 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上対策 1			
待機支援車	16-1510	大型	1 台	平成 1 6 年度	高山国道事務所	○	高山支援 1	大型 2 台 バス型 2 台 小型 3 台 計 7 台		
	16-1511	大型	1 台	平成 1 6 年度	飯田国道事務所	○	飯田支援 1			
	19-1515	バス型	1 台	平成 1 9 年度	紀勢国道事務所	○	紀勢支援 1			
	21-4510	小型	1 台	平成 2 1 年度	静岡河川事務所	○	静河支援 1			
	21-4511	小型	1 台	平成 2 1 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下支援 1			
	26-4509	小型	1 台	平成 2 6 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津支援 1			
		R02-4509	バス型	1 台	令和 2 年度	中部技術事務所	○		中技支援 1	
排水ポンプ車	19-4502	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水 3	30m3 3 4 台 15m3高揚程 1 台 30m3高揚程 2 台 計 3 7 台		
	19-4503	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水 3			
	19-4504	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水 2			
	19-4505	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水 2			
	19-4506	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	三重河川国道事務所	○	三重排水 3			
	19-4509	30m3/min	1 台	平成 1 9 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水 3			
	20-4504	30m3/min	1 台	平成 2 0 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水 3			
	20-4505	30m3/min	1 台	平成 2 0 年度	静岡河川事務所	○	静河排水 2			
	20-4506	30m3/min	1 台	平成 2 0 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水 4			
	20-4507	30m3/min 揚程20m	1 台	平成 2 0 年度	中部技術事務所	○	中技排水 5			
	21-4504	30m3/min	1 台	平成 2 1 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水 3			
	21-4505	30m3/min	1 台	平成 2 1 年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水 3			
	21-4506	30m3/min	1 台	平成 2 1 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水 4			
	21-4507	30m3/min 揚程20m	1 台	平成 2 1 年度	中部技術事務所	○	中技排水 6			
	22-4503	30m3/min	1 台	平成 2 2 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水 4			
	24-4500	30m3/min	1 台	平成 2 4 年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水 1			
	24-4501	30m3/min	1 台	平成 2 4 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水 1			
	25-4500	30m3/min	1 台	平成 2 5 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水 1			
	25-4501	30m3/min	1 台	平成 2 5 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水 1			
	25-4502	30m3/min	1 台	平成 2 5 年度	三重河川国道事務所	○	三重排水 1			
	25-4503	30m3/min	1 台	平成 2 5 年度	三重河川国道事務所	○	三重排水 4			
	26-4500	30m3/min	1 台	平成 2 6 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水 1			
	26-4501	30m3/min	1 台	平成 2 6 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水 2			
	26-4502	30m3/min	1 台	平成 2 6 年度	中部技術事務所	○	中技排水 1			
	26-4503	30m3/min	1 台	平成 2 6 年度	中部技術事務所	○	中技排水 2			
	26-4504	30m3/min	1 台	平成 2 6 年度	中部技術事務所	○	中技排水 3			
	26-4505	15m3/min 揚程20m	1 台	平成 2 6 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水 1			
	27-4501	30m3/min	1 台	平成 2 7 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水 4			
	R02-4510	30m3/min	1 台	令和 2 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水 2			
	R02-4511	30m3/min	1 台	令和 2 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水 1			
	R02-4512	30m3/min	1 台	令和 2 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水 2			
	R02-4513	30m3/min	1 台	令和 2 年度	中部技術事務所	○	中技排水 4			
	R03-4503	30m3/min	1 台	令和 3 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水 5			
	R03-4504	30m3/min	1 台	令和 3 年度	静岡河川事務所	○	静河排水 1			
	R03-4505	30m3/min	1 台	令和 3 年度	三重河川国道事務所	○	三重排水 2			
	R03-4506	30m3/min	1 台	令和 3 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水 5			
		R03-4507	30m3/min	1 台	令和 3 年度	天竜川上流河川事務所	○		天上排水 3	
	照 明 車	16-1512	25kVA 10m	1 台	平成 1 6 年度	岐阜国道事務所	○		岐阜照明 1	10m 1 6 台 20m 1 8 台 計 3 4 台
		16-1513	25kVA 10m	1 台	平成 1 6 年度	高山国道事務所	○		高山照明 1	
17-1515		25kVA 10m	1 台	平成 1 7 年度	北勢国道事務所	○	北勢照明 1			
17-1516		25kVA 10m	1 台	平成 1 7 年度	中部技術事務所	○	中技照明 5			
21-4508		2kW×6灯 10m	1 台	平成 2 1 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明 2			
21-4509		2kW×6灯 10m	1 台	平成 2 1 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明 2			
28-4502		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	平成 2 8 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明 1			
29-4505		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	平成 2 9 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明 1			
29-4506		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	平成 2 9 年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明 1			
30-4502		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	平成 3 0 年度	三重河川国道事務所	○	三重照明 1			
R02-4514		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 2 年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明 1			
R02-4515		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 2 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明 1			
R02-4516		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 2 年度	中部技術事務所	○	中技照明 1			
R03-1502		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 3 年度	紀勢国道事務所	○	紀勢照明 1			
R03-1503		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 3 年度	飯田国道事務所	○	飯田照明 1			
R03-1504		1. 3kW×6灯、LED 10m	1 台	令和 3 年度	中部技術事務所	○	中技照明 4			
18-4506		12kW、4×4 20m	1 台	平成 1 8 年度	静岡河川事務所	○	静河照明 2			
18-1514		12kW、4×4 20m	1 台	平成 1 8 年度	名古屋国道事務所	○	名国照明 1			
18-1515		12kW、4×4 20m	1 台	平成 1 8 年度	多治見砂防国道事務所	○	多治照明 1			
19-4507		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 1 9 年度	木曾川上流河川事務所	○	木上照明 2			
19-4508		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 1 9 年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明 2			
19-1513		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 1 9 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明 2			
19-1514		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 1 9 年度	三重河川国道事務所	○	三重照明 2			
20-4508		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 2 0 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明 2			
20-1510		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 2 0 年度	中部技術事務所	○	中技照明 1			
20-1511		2kW×6灯、4×2 20m	1 台	平成 2 0 年度	中部技術事務所	○	中技照明 6			
23-4500		2kW×6灯 20m	1 台	平成 2 3 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明 1			
25-4504		2kW×6灯 20m	1 台	平成 2 5 年度	三重河川国道事務所	○	三重照明 3			
26-4506		2kW×6灯 20m	1 台	平成 2 6 年度	静岡河川事務所	○	静河照明 1			
26-4507		2kW×6灯 20m	1 台	平成 2 6 年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明 3			
R01-4500		1. 3kW×6灯、LED 20m	1 台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○	木上照明 1			
R01-4501		1. 3kW×6灯、LED 20m	1 台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明 2			
R02-4517		1. 3kW×6灯、LED 20m	1 台	令和 2 年度	中部技術事務所	○	中技照明 2			
		R03-1505	1. 3kW×6灯、LED 20m	1 台	令和 3 年度	静岡国道事務所	○	静岡照明 1		
分解型バックホウ	22-4504	1. 0m3、遠隔操縦式	1 台	平成 2 2 年度	中部技術事務所	－	－	2 台		
	22-4505	1. 0m3、遠隔操縦式	1 台	平成 2 2 年度	中部技術事務所	－	－			
応急組立橋	57-1341	TL-20、40m×6m（車道部）	1 橋	昭和 5 7 年度	静岡国道事務所	－	－	5 セット		
	58-1341	40m×0. 8m（歩道部）	1 橋	昭和 5 8 年度	静岡国道事務所	－	－			
	63-1366	TL-20、40m×8m（歩車含）	1 橋	昭和 6 3 年度	中部技術事務所	－	－			
	EB-0101	TL-25、50m×7. 5m（歩車含）	1 橋	平成 1 1 年度	北勢国道事務所	－	－			
	EB-0501	TL-25、50m×7. 5m（歩車含）	1 橋	平成 2 5 年度	岐阜国道事務所	－	－			
	EB-0502	TL-25、50m×7. 5m（歩車含）	1 橋	平成 2 5 年度	飯田国道事務所	－	－			
衛星通信車	DC-0151	発電機付	1 台	令和 2 年度	静岡国道事務所	○	静岡衛星 1	7 台		
	DC-0551	発電機付	1 台	平成 1 5 年度	中部技術事務所	○	中技衛星 1			
	DC-3252	発電機付	1 台	令和 2 年度	三重河川国道事務所	○	三重衛星 1			
	DC-3451	発電機付	1 台	平成 1 4 年度	天竜川上流河川事務所	○	天上衛星 1			
	DC-3551	発電機付	1 台	平成 1 5 年度	沼津河川国道事務所	○	沼津衛星 1			
	DC-3251	発電機付	1 台	令和 2 年度	浜松河川国道事務所	○	浜松衛星 1			
		DC-3151	Car-SAT	1 台	令和元年度	中部地方整備局	○		中部衛星 1	
航空機（回転翼）										
機械名	登録記号	型 式	数量	購入年度	基地（空港名）	搭乗人員		保有者		
まんなか号	JA6817	BELL412EP	1 機	平成 1 3 年度	県営名古屋空港	8 人		本省（中部配備）		
港湾空港部 船舶										
船種	船名	総 ト ン 数	数量	購入年度	基 地 港	保 有 者		中部地整		
浚渫兼油回収船	清瀧丸	4, 792t	1 隻	平成 1 6 年度	名古屋港 V3 岸壁	名古屋港湾事務所		2 艘		
海洋環境整備船	白龍	198t	1 隻	平成 2 0 年度	名古屋港 四号地岸壁	名古屋港湾事務所				

別表10. 【浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧】

洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	施設名称	施設分類	サービス・運営形態	事業所所在地
○	-	J Aデイサービス夢咲	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川6266
○	○	内田デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田2218-2
○	-	ツクイ 菊川デイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂184-1
○	-	デイサービス斉藤	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川293
○	-	デイサービスセンター さくら	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市土橋414-1
○	-	マザーズ西方 式番館	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市西方2410-1
○	-	ニチケアセンター 菊川本所	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市本所1725-2
○	○	デイサービスかなで	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田4044-1
○	-	ふじデイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市東横地1938-1
○	-	ケアステーションあさひ菊川	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川139-3
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	特別養護老人ホーム	菊川市棚草1261
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	短期入所生活介護（ショートステイ）	菊川市棚草1261
-	○	和松会デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	認知症対応型通所介護施設（デイサービス）	菊川市猿渡260-1
○	-	グループホーム小笠	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
○	-	グループホーム小笠 2 号館	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
-	○	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	社会福祉施設（介護施設）	小規模多機能型居宅介護施設	菊川市中内田5017-6
○	-	デイサービス菊川加茂の家	社会福祉施設（介護施設）	地域密着型通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂3092-1
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	指定短期入所生活介護事業所	菊川市仲島2-4-16
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	介護老人福祉施設	菊川市仲島2-4-16
-	○	いきいきホーム 松風苑	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
-	○	軽費老人ホーム和松園	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
○	-	菊川保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市潮海寺41-2
○	-	横地保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市東横地1729
○	-	河城保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市友田15-3
-	○	ひかり保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市下平川2115-2
○	-	おおぞら認定こども園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市下内田832
○	-	認定こども園西方保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市西方1457
-	○	認定こども園堀之内幼稚園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
-	○	認定こども園愛育保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
○	-	認定こども園菊川中央こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所27
○	○	認定こども園 双葉こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所2227-1
○	-	認定こども園ひがしこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市川上1410-1
○	-	認定こども園みなみこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市高橋3691
○	-	小笠北幼稚園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市嶺田85
○	-	あいキッズ加茂園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂1984-1
○	-	小笠東小学校	学校施設	公立	菊川市川上1348-2
○	-	小笠南小学校	学校施設	公立	菊川市高橋3503
○	-	小笠北小学校	学校施設	公立	菊川市嶺田59
-	○	六郷小学校	学校施設	公立	菊川市本所2200
○	-	加茂小学校	学校施設	公立	菊川市加茂5114
○	-	堀之内小学校	学校施設	公立	菊川市西方2140
-	○	河城小学校	学校施設	公立	菊川市吉沢556
-	-	横地小学校	学校施設	公立	菊川市東横地1886
-	-	内田小学校	学校施設	公立	菊川市下内田1637
○	-	岳洋中学校	学校施設	公立	菊川市下平川5430
○	-	菊川西中学校	学校施設	公立	菊川市加茂38
○	○	菊川東中学校	学校施設	公立	菊川市本所670
-	○	県立小笠高校	学校施設	公立	菊川市東横地1222-3
-	○	常葉大学附属菊川中・高校	学校施設	私立	菊川市半済1550
○	-	ジョブステーションしずおか第 4	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか第 5	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1135-1
○	-	ジョブステーションしずおか菊川東	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援 B 型）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか第2	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市仲島2-5-3
○	-	しずおか未来カレッジ（B）	社会福祉施設（障害者施設）	自立訓練（生活訓練）	菊川市半済1870
○	-	しずおか未来カレッジ（A）	社会福祉施設（障害者施設）	就労移行支援	菊川市半済1870
○	-	ベース・キャンプ アンダンテ	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市加茂5995
○	-	やすらぎの郷	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援 B 型）	菊川市本所1519
○	-	ふれんずつばさ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川87-1
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市棚草1284
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所	菊川市棚草1284
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市棚草1284
-	○	和松会障がい者 デイサービスセンター	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市猿渡260-1
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（施設入所支援）	菊川市東横地133

○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（短期入所ショートステイ）	菊川市東横地133
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市東横地133
○	-	かすが	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市上平川7-1
○	-	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市上平川7-1
○	-	おがさの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川841-3
○	-	コロボックルの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川1185-2
○	-	ほんまちの家・サテライト	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1527-3
○	-	ほんまちの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1588-1
○	-	若草の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川75-3
○	-	春日の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川77-3
○	-	カレントの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川212-3
○	-	つちはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	つちはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	城山の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川2381
○	-	たかはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2860-1
○	-	たかはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2864-1
○	-	アフターケアセンターくさぶえ	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市上平川87-1
○	-	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（B型）	菊川市上平川75-1
○	-	草笛共同作業所（パン工房）ハーモニー	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（B型）	菊川市上平川75-1
○	-	リカバリーきくがわ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川106-1
○	-	リカバリーきくがわ加茂	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市加茂4727
○	-	工房オアシス	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市赤土1660-1
○	-	きくがわ作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市本所1407-4
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	福祉型障がい児入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠地区生活支援センターたんぼぼ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 青年部	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
○	-	松下産婦人科医院	病院施設	病院施設	菊川市加茂1990

別表11【水防管理団体水防活動実施報告書】

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

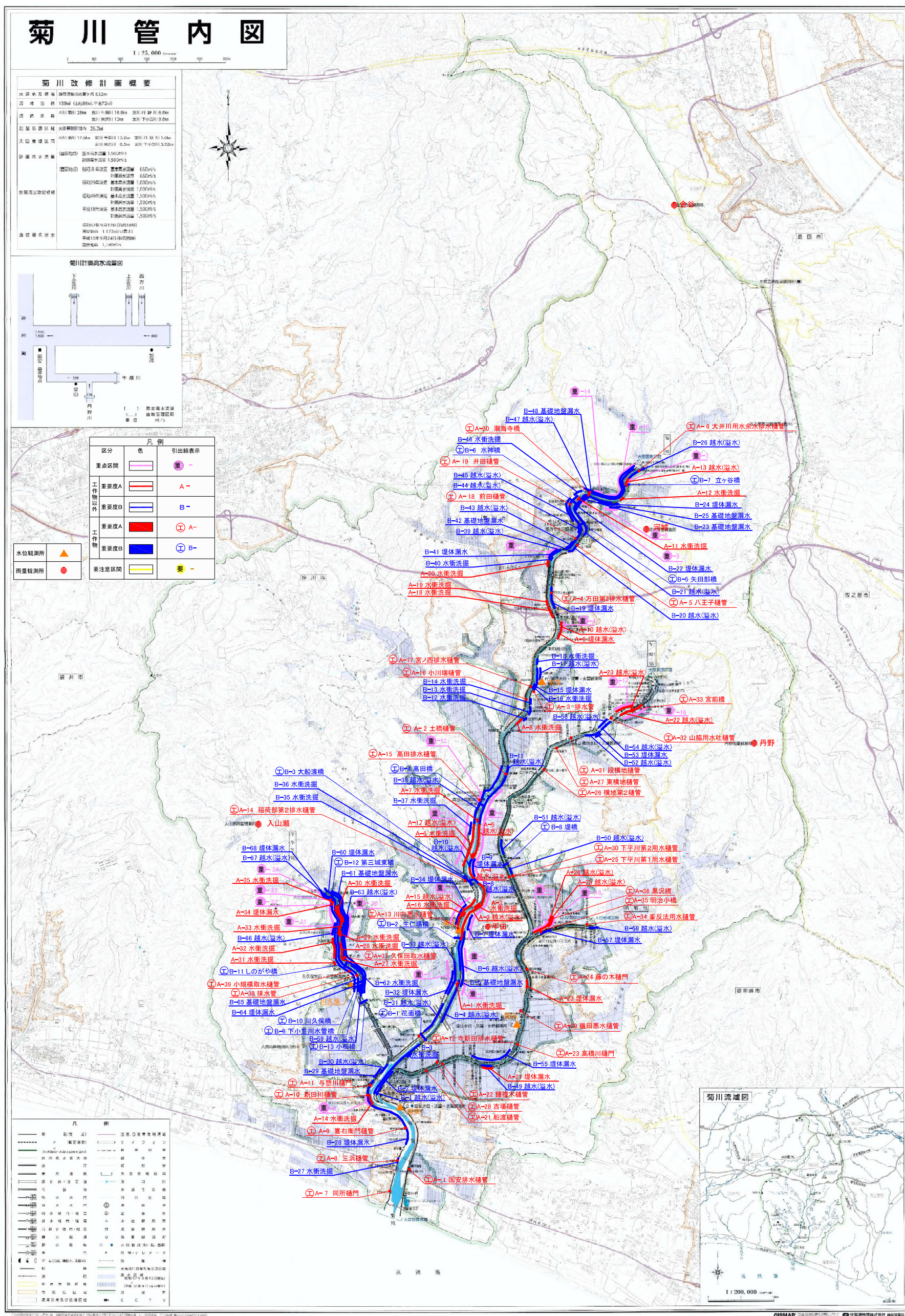
水防管理団体名 _____

作成責任者名 _____

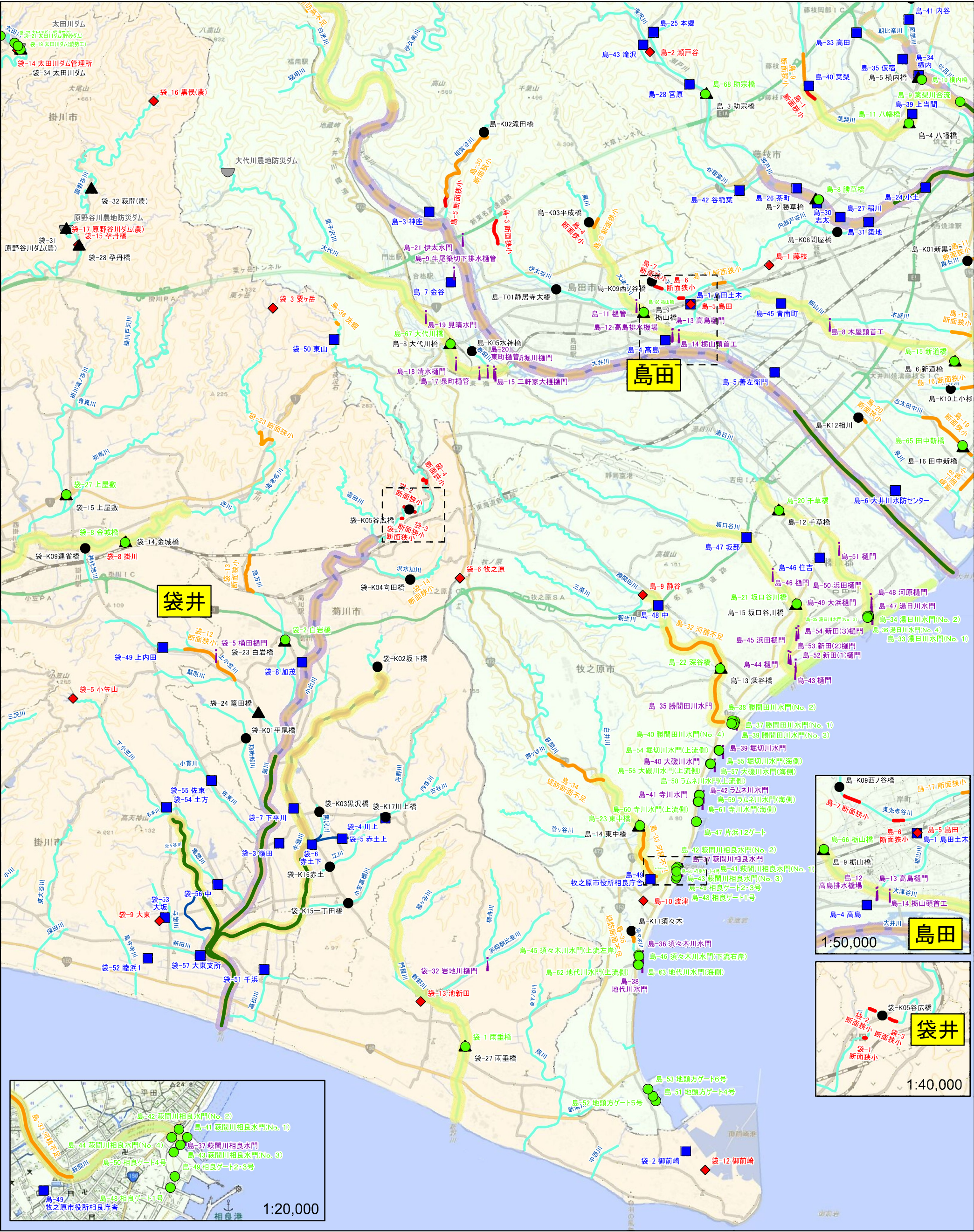
出水の概要	川 警戒水位 m 雨量 mm																	
水防実施箇所	川 左 岸 地先 m 右																	
日時	自 月 日 時 至 月 日 時				所要経費 人件費 物件費 費用 使用資材	管理団体	県支給分	その他	計									
出動人員 (内女性人数)	水防団員	消防団員	その他	合計		手当	円	円	円	円								
	人	人	人	0 人		その他												
	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)		計	0	0	0	0								
						資材費												
水防作業の概要および工法	工法 箇所 m								器材費									
									雑費									
									計	0	0	0	0					
									公用負担									
水防の結果	堤防 m 田 m ² 畑 m ² 家 戸 鉄道 m 道路 m 人口 人 その他									合 計	0	0	0	0				
										かます、俵	枚	枚	枚	枚				
										万年、土俵	枚	枚	枚	枚				
										な わ	kg	kg	kg	kg				
										丸 太	枚	枚	枚	枚				
								そ の 他										
水防団員 消防団員の 出動状況									県の 応援状況									
その他の 出動状況									立ち退きの 状況及び それを指示 した事由									
居住者の 出動状況									水防関係者の 死傷									
雨量水位 の状況									水防功労者の 氏名年齢所属 及びその 功績概要									
公用負担 の内容																		
他の団体 の 応援状況									水防活動に関 する反省点									
警察官の 応援状況									備考									

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付する。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

別表12-1



別表12-2



重要水防箇所等位置図(9)

凡例

●

監視カメラ

●

危機管理型水位観測所

▲

水位観測所

◆

雨量観測所

■

注意を要する水門等

■

水防倉庫

■

重大な影響のある橋梁

■

ダム及び大規模水閘門等

■

重要水防箇所 重要度A

■

重要水防箇所 重要度B

■

水防警報河川 津波

■

水防警報河川

■

水位周知河川

■

洪水予報河川

■

水防警報海岸

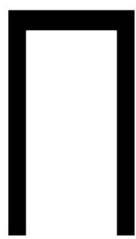
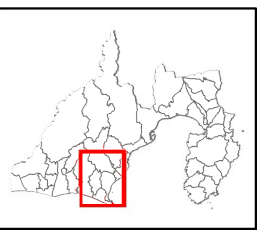
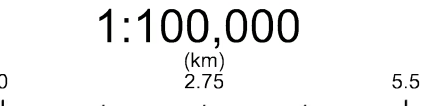
■

直轄河川

■

県管理河川

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 440」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	施設名称	施設分類	サービス・運営形態	事業所所在地
○	-	J Aデイサービス夢咲	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川6266
○	○	内田デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田2218-2
○	-	ツクイ 菊川デイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂184-1
○	-	デイサービス斉藤	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川293
○	-	デイサービスセンター さくら	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市土橋414-1
○	-	マザーズ西方 式番館	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市西方2410-1
○	-	ニチイケアセンター 菊川本所	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市本所1725-2
○	○	デイサービスかなで	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田4044-1
○	-	ふじデイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市東横地1938-1
○	-	ケアステーションあさひ菊川	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川139-3
○	-	ふじトレーニング	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川1262
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	特別養護老人ホーム	菊川市棚草1261
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	短期入所生活介護（ショートステイ）	菊川市棚草1261
-	○	和松会デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	認知症対応型通所介護施設（デイサービス）	菊川市猿渡260-1
○	-	グループホーム小笠	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
○	-	グループホーム小笠 2 号館	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
-	○	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	社会福祉施設（介護施設）	小規模多機能型居宅介護施設	菊川市中内田5017-6
○	-	デイサービス菊川加茂の家	社会福祉施設（介護施設）	地域密着型通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂3092-1
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	指定短期入所生活介護事業所	菊川市仲島2-4-16
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	介護老人福祉施設	菊川市仲島2-4-16
-	○	いきいきホーム 松風苑	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
-	○	軽費老人ホーム和松園	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
○	-	菊川保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市潮海寺41-2
○	-	横地保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市東横地1729
○	-	河城保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市友田15-3
-	○	ひかり保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市下平川2115-2
○	-	おおぞら認定こども園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市下内田832
○	-	認定こども園西方保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市西方1457
-	○	認定こども園堀之内幼稚園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
-	○	認定こども園愛育保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
○	-	認定こども園菊川中央こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所27
○	○	認定こども園 双葉こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所2227-1
○	-	認定こども園ひがしこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市川上1410-1
○	-	認定こども園みなみこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市高橋3691
○	-	小笠北幼稚園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市嶺田85
○	-	あいキッズランド菊川加茂園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂1984-1
○	-	あいキッズランドカルガモ園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂3013-1
○	-	小笠東小学校	学校施設	公立	菊川市川上1348-2
○	-	小笠南小学校	学校施設	公立	菊川市高橋3503
○	-	小笠北小学校	学校施設	公立	菊川市嶺田59
-	○	六郷小学校	学校施設	公立	菊川市本所2200
○	-	加茂小学校	学校施設	公立	菊川市加茂5114
○	-	堀之内小学校	学校施設	公立	菊川市西方2140
-	○	河城小学校	学校施設	公立	菊川市吉沢556
-	-	横地小学校	学校施設	公立	菊川市東横地1886
-	-	内田小学校	学校施設	公立	菊川市下内田1637
○	-	岳洋中学校	学校施設	公立	菊川市下平川5430
○	-	菊川西中学校	学校施設	公立	菊川市加茂38
○	○	菊川東中学校	学校施設	公立	菊川市本所670
-	○	県立小笠高校	学校施設	公立	菊川市東横地1222-3
-	○	常葉大学附属菊川中・高校	学校施設	私立	菊川市半済1550
○	-	ジョブステーションしずおか第 4	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか第 5	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1135-1
○	-	ジョブステーションしずおか菊川東	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援 B 型）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか第2	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市仲島2-5-3
○	-	しずおか未来カレッジ（B）	社会福祉施設（障害者施設）	自立訓練（生活訓練）	菊川市半済1870
○	-	しずおか未来カレッジ（A）	社会福祉施設（障害者施設）	就労移行支援	菊川市半済1870
○	-	ベース・キャンプ アンダンテ	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市加茂5995
○	-	やすらぎの郷	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援 B 型）	菊川市本所1519
○	-	ふれんずつばさ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川87-1
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市棚草1284

-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所	菊川市棚草1284
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市棚草1284
-	○	和松会障がい者 デイサービスセンター	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市猿渡260-1
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（施設入所支援）	菊川市東横地133
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（短期入所ショートステイ）	菊川市東横地133
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市東横地133
○	-	かすが	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市上平川7-1
○	-	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市上平川7-1
○	-	おがさの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川841-3
○	-	コロボックルの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川1185-2
○	-	ほんまちの家・サテライト	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1527-3
○	-	ほんまちの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1588-1
○	-	若草の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川75-3
○	-	春日の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川77-3
○	-	カレントの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川212-3
○	-	つちはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	つちはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	城山の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川2381
○	-	たかはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2860-1
○	-	たかはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2864-1
○	-	アフターケアセンターくさぶえ	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市上平川87-1
○	-	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（B型）	菊川市上平川75-1
○	-	草笛共同作業所（パン工房）ハーモニー	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（B型）	菊川市上平川75-1
○	-	リカバリーきくがわ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川106-1
○	-	リカバリーきくがわ加茂	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市加茂4727
○	-	工房オアシス	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市赤土1660-1
○	-	きくがわ作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市本所1407-4
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	福祉型障がい児入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠地区生活支援センターたんぼぼ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 青年部	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
○	-	松下産婦人科医院	病院施設	病院施設	菊川市加茂1990

